

都市政策

季 刊 第44号 '86. 7

特集 ニューメディア・シティへの課題

- | | |
|------------------|--------|
| ニューメディア・シティへの課題 | 滑川 敏彦 |
| 地域ニューメディア経営への視点 | 高寄 昇三 |
| ニューメディア・シティの基礎技術 | 中本 正勝 |
| 商店街とニューメディア | 佐保田 憲広 |
| キャプテンサービスの経営 | 宮川 久仁雄 |
| 高度情報化社会とCATV | 山田 武志 |
-

- | | |
|--------------|-------|
| 逗子リコールと直接民主制 | 高寄 昇三 |
|--------------|-------|
-

- | | |
|----------------------|-----------|
| 地域ニューメディア経営システムの開発 | 神戸都市問題研究所 |
| 神戸市地域キャプテンシステム委員会報告書 | 神戸市 |
| 空港の整備と運営のあり方 | 佐々木 弘 |

財団法人 神戸都市問題研究所

都 市 政 策

第45号 主要目次 特集 マスター プランへの視点 1986年4月1日発行

21世紀の神戸をめざして	宮崎辰雄
次代への都市空間整備の課題	嶋田勝次
市民主体都市とは何か	伊賀隆
地域環境計画のあり方	盛岡通
市民福祉の展望と課題	今井鎮雄
21世紀の市民文化都市をめざして	端信行
都市活力の創造	小森星児
裁判ぬき代執行制度と補助金整理法	高寄昇三
「第3次神戸市総合基本計画」の概要	神戸市

次号予告 第45号 特集 都市開発と人口政策 1986年10月発行予定

都市自治体と人口問題	黒田俊夫
アジアの人口再分布	Gary Ness
国連人口活動基金の現状と課題	安藤博文
シンガポールの都市開発と人口再分布	Pang Eng Fong
神戸市の人口政策	高寄昇三
神戸市における昭和60年国勢調査の分析	神戸市市長総局調査統計課
ルポ：アジアの人口再分布と都市開発	
翻訳資料：シンガポール住宅公団の概要	

はしがき

一昨年、昨年とニューメディアに関して、政府・自治体・産業界のみならず市民一般をも巻込み、VAN、衛星通信、文字多重放送、ビデオテックス、双方向CATVなどまさにニューメディア狂想曲が奏でられている状態であった。しかしそのニューメディア騒動も実際に事業化を伴うものとなると、時間の経過とともにその実体がかなり明らかなものとなりはじめた。

ちょうど1年前の本誌上においても、「自治体とニューメディア」と題して特集を行った。このときはニューメディアとは何か、市民とのかかわりは?自治体としていかにかかわるかなどが中心テーマであった。今回の特集では、実体がみえはじめたニューメディア事業のなかで、特に事業化が進んでいると同時に市民生活と深く関係する観点からCATV事業、地域キャプテン事業、タウンガイドを取りあげ、都市装置としてのニューメディアとは何かその技術的背景また実際の事業分析を通じて経営システムのあり方とその問題点などを探り、ニューメディア事業振興のための方策を見出すものである。

現在、CATV事業、地域キャプテン、タウンガイドなどの経営主体は数十をこえるが、いずれも先行投資を必要とするところから、その経営状況は良好ではない。CATV事業にあっては、難視聴対策とあわせもつことにより経営収支の均衡が図られるが、都市型CATVにあっては解決せねばならない課題が多く、また地域キャプテン事業、タウンガイドにあっても同様で単独事業として通常の企業ベースでの運営に課題が多い。

しかしこのような状況であっても、これらニューメディア事業は、情報化時代への対応、中央との情報の格差是正、地域産業振興、住民サービス向上などで有力なものとなりえよう。そしてその成否は、地域の実情・ニーズにあい、かつ既存の新聞・テレビ・ラジオなどオールドメディアにない魅力ある情報をいかに安く速くどこにでも提供できるかにある。

地方自治体は、地域住民のニーズにあったニューメディアシステムの構築にあたって積極的に関与し、その運営にあたっては第3セクター方式など、弾力的経営を図ることにより、今後とも自主的かつ積極的な対応が望まれる。

■ 特 集 ニューメディア・シティへの課題

- ニューメディア・シティへの課題 滑川敏彦 3
地域ニューメディア経営への視点 高寄昇三 12
ニューメディア・シティの基礎技術 中本正勝 23
商店街とニューメディア 佐保田憲広 40
キャプテンサービスの経営 宮川久仁雄 53
高度情報化社会とCATV 山田武志 70

■ 特別論文

- 選子リコールと直接民主制 高寄昇三 80

■ 潮 流

- 異業種交流(100) 「国際協調のための経済構造調整研究会」報告(102)
明石海峡大橋及び関連道路(104) 行革審・地方行革推進分科会報告(106)

■ 行政資料

- 地域ニューメディア経営システムの開発 神戸都市問題研究所 109
神戸市地域キャプテンシステム委員会報告書 神 戸 市 128
空港の整備と運営のあり方 佐々木 弘 142

■ 新刊紹介 170

- （注）この表は、各号の「新刊紹介」欄に掲載する書籍の目次を示すものである。

（注）この表は、各号の「新刊紹介」欄に掲載する書籍の目次を示すものである。

（注）この表は、各号の「新刊紹介」欄に掲載する書籍の目次を示すものである。

「なんとはなしに」ニユーメディアへの課題

（大阪大学名譽教授） 滑川 敏彦

業の情報化、情報の産業化が相乗効果を持って進行していく。次いで、家庭の情報化から社会の情報化の基盤が形成され、最終的には高度情報社会が形成される。その一つの指標として考えられるものがニューメディアシティではなかろうかと考えられる。

ニューメディアの御三家はすでにふれたように、現在ではCATV、VAN、ビデオテックスであるといわれているけれども、パソコン通信が本命であるという意見も出ている。事実米国では、ビデオテックスよりもパソコン通信形のニューメディアサービスが広く利用されている。このようなサービスを先行実施しているダウジョーンズ社のPRによれば街から郵便ポストが消滅するというのである。彼等のようなタイプライター民族にとっては、パソコンのワープロ機能は、いとも簡単にエレクトロニックメールとして利用できるものなのである。我が国においても漢字ワープロが発明されて3年が過ぎたいま、日本語のタイプライターとして普及し始めた。パソコンに漢字ワープロの機能を付加して利用すると、日本語エレクトロニックメールが可能になる。我が国においてもパソコン通信が、ニューメディアの本命の一つになるという意見のある所以である。

いま街の電気商品を扱う店々にあふれた新しい各種のファッショング電話、多機能電話器からファクシミリ、さらには文字多重放送、衛星放送のアダプタ受信機の装置などの放送ニューメディア機器が売られている。なかでもニューメディアの当面のトップ商品は上述の漢字ワープロ、つまり日本語ワードプロセッサーに決まりである。

ニューメディアは、新しいコミュニケーションメディアのサービスというものが本来の用語としての意味なのである。新しいコミュニケーションのサービスを行うメディアといった方が正しいかも知れない。コミュニケーションとかメディアとか、それは何だということをもう少しつきりさせなければならないかも知れない。しかしここでは、我々日本人に特有の右脳の機能による総合判断で、なんとはなしにニューメディアとして置こう。

② ニューメディアは人類の歴史とともに進化してきました

上で述べたようにニューメディアは新しいコミュニケーションのサービスを行うメディア：媒体であるとすると新しいということとは何かということになる。温故知新、世の中には、いつの世にも、いつの時代にも、その歴史の流れの座標軸の点におけるニューメディアが常に存在していたといえる。ここでは、人類の歴史流れ、あゆみのなかでの、言語文化、文字図形文化に着目し、これと、空間系メディア、輸送系メディア、電気通信系メディアという情報流通メディアの分類項目との関連性について説を明かにしたい。

(1) 空間系メディア　まず最初に空間系メディアの歴史的流れを述べる。空間は広い。しかしここでは限られた狭い空間、「そこ」では人間が対話し、「歩き廻る空間、集まる空間を想定したものとする。会議とか講義講演の場を思い浮べる。そこで使われているのは、話すことば、書かれる文字図形といったようなメディアである。空間系メディアに古くから固有なメディアとして使われてきたコミュニケーションのメディアは言語と文字図形であり、これらは單なるメディアにとどまらずに、言語文化、文字文化の担い手になるまでに使い込まれ、民族文化の根幹を形成する。地方都市文化も、言語文化、文字文化で表現され、あるいはまたこれに関連し施設として公民館、図書館などが拠点となる。

ニューメディアは人類の文化のそもそもの始りから存在していた。靈長類から進化して2本足でたち、道具と火を使い始めたひと種つまり現代につながる人類は、新人クロマニヨンの時代に言語を使用し始めたといわれている。言語も一夜にして作られ使用できるというものでないことはいうまでもない。人類が初のコミュニケーションメディアとして、身振り、目付き、叫び声、うめき声などと共に、ニューメディアとしての言語が次第に普及してきた当時を想像できる。考古学者、文化人類学者らの説によれば、言語つまり自然言語の登場は、約3万年前後、人類の歴史をさかのぼった時点になるようである。3万年前には自然言語がニューメディアであったといえよう。トマス・ヘンリックソンの著書にも述べられているが、これらの自然言語は主として農耕

を営むために定着した各地の、世界中の集落、群落ごとに発生して來た歴史を持つ。このために同一民族でありながら異なるいくつかの言語を持つようになつた。異民族は異なる言語を互に持つこととなつた。言語は私たち人類にとって最も大切なメディアである。これは現在でも変わらない事実である。いかに文化文明の利器にかこまれたニューメディアシティの住民でも、人間と人間とが同一空間で接觸してのコミュニケーション、いわゆるフェイスツウフェイス・コミュニケーションが最後の決め手となるメディアであることに変わりはない。

と同時に、人類に取つての不幸もそこに存在してきたといえる。異文化間の交流を妨げ異国民の間の相互理解を困難ならしめ、国際化の実現を阻止し、平和をすらおびやかしているのが、この自然言語なのである。国ごとに異なる言語なのである。人類に負わされた原罪とか業のようなものであるといままであきらめていたこの問題は、自動翻訳装置による解決できる。ニューメディア機器のなかには電子辞書と音声認識とか文字認識との機能を持ち、その機能を有効に生かした、自動翻訳装置がいまや開発され、実用化の一歩手前まで進められてきている。このあたりは、日本では、すでに、その開発が進んでいて、また、次に登場してきた新しいメディアは、文字である。図形、記号といったような視覚情報は言語と結びついた文字の発明にと進展していったのであった。文字の発明は約3千年前中近東とか、中国とか、当時の先進国において行われたといわれている。古くから、文字は、記録される。文字図形は記録により正確な情報となって伝達される。空間系メディアとして活用されると同時に、時間軸でも保存される特長がある。記録メディアというメディアの分類項目が使われることもある。言語と文字図形を中心的な情報メディアとするのが空間メディアである。この空間メディアの機能は、会話、対話、会議、講演、講義、演劇、映画、漫才、落語などなどに分類される。空間系メディアとしては、テレビ会議、放送大学、ファクシミリ塾、テレビ電話、メモ電話などが挙げられよう。空間系メディアの施設としては、学校、公民館、劇場、博物館、図書館、各

種スポーツ施設などがあげられる。ニューメディアシティとしては、これ等の施設のそれぞれの拡充とともに、これらを利用する為のシステムとして、ニューメディアの活用を計ることが課題の一つとなる。

(2) 輸送系メディア

限られた空間から、情報が他の場所へと移動し、流通するには、人と物を運ぶ、交通運輸のシステムが整備されることが前提となる。

交通輸送の産業化と輸送系メディアの普及は産業革命によって始められた。産業革命の評価は蒸気機関などの機械力が身体労働からの開放を促したことにある。メディア論の立場からは、この産業革命は汽車、汽船という、水陸にわたる大量輸送機を実現し、これによって、輸送系メディアが生まれた。

トフラーのいう意味での工業社会の出現は自動車の量産による生産者と消費者との分離に特長づけられている。米国において開発された、自動車、航空機は高速個別輸送システムとして、汽車、汽船の輸送システムを補充している。これらの交通運輸のシステムは物流と人の交通だけではなく、情報流通に対しても新しく輸送系メディアを創出した。

輸送系メディアは上に述べたような交通運輸のシステムに支えられて発達してきた。約3百年の歴史をさかのほればニューメディアであった、郵便、新聞、雑誌、書籍などがあげられる。輸送系メディアのなかで、郵便はパーソナルメディア、新聞はマスメディアの代表である。

郵便を電子郵便としてファックスを活用するとか、新聞は人工衛星により電送配布するといったようなシステムがニューメディアとして実用に供されている。

港、駅、空港、地下鉄、バス、道路といった輸送システムのため施設の拡充整備も、ニューメディアシティの実現に向けての課題である。最近では情報を直接に人工衛星を通して送受する基地としてテレポートを設置しようとする計画が、世界の先進大都市において進められている。

(3) 電気通信系メディア

情報流通には何も、人と物を運ばなければならないということはない。見知

らぬ人ならいざ知らず、親しい仲なら電話一つで用を済ませることができる。電波に乗せて、ラジオ、テレビが送られる。いまさらいうまでもない電気通信メディアは、省エネ、省時間、最も効率が良いといえる情報流通メディアである。

電話、電信、ラジオ、テレビに代表されるのが電気通信メディアであり、それぞれ100年から40年程度の歴史を有しております。どちらかといえば、ニュースメディアというよりもオールドメディアである。ついでにいっておくと、初の商用のコンピュータ IBM 360が世に出てからでも20年以上になる。コンピュータも現在の電気通信メディア、とくにニュースメディアのシステムのなかにはめこまれて使用されているのである。

3 シティニュースメディアの登場

電気通信系メディアのなかで、VAN、ビデオテックス、CATVなどの有線系ニュースメディアが、ニュースメディアシステムの構成要素となる。

(1) コンピュータとその構成技術であるマイクロエレクトロニクス(ME)の技術的進歩は電気通信系メディアにも新しい機能を与えることになった。コンピュータ間の通信はデータ通信と呼ばれる。異業種の異なる種類のコンピュータでも、これらを結ぶ通付サービスを提供できるのがVAN(附加価値通信ネットワーク)である。データ通信として考えると既存のメディアであるけれども、我が国だけに限っていえば、半ばには、1960年4月の電気通信改革三法の施行以来、法的に可能となつたサービスであるという意味からはニュースメディアといえる。

VANについていえば、企業または企業系列とVAN業者が、ビジネスの場として構築していくなかで、自治体としての関与できる課題を設定することが課題である。

(2) CATVはシティーニュースメディアとして最も期待されているメディアである。

CATVは米国ではケーブルTVと称され現在3千4百万世帯の加入者

があるといわれている。チャンネル数はシティメディアとしては平均32チャンネルの番組が放送されている。代表的ニュースチャンネルCNN、スポーツチャンネルESPN、映画チャンネルHBOなどケーブルチャンネルには24時間放映が極く当たり前というサービス振りである。ケーブルTVと既存のネットワークTVとの競争は激しい。ケーブルTVの草の根民主主義の育成面からの評価は高い。しかし米国でもケーブルTVの経営で成功している例はむしろ少ないといえるようである。とくに双向サービスの導入では成功しているのはニューヨークのマンハッタンケーブルTV局ではなかろうかと思われる。

我が国のCATVは難視聴対策型が大部分である。都市型CATV(米国でいうケーブルTV)は殆どが設立準備中というところである。NHKの有料制、地域独立性と多様性に富む米国と均一社会と建て前尊重の日本との差異などがあげられ、未だにCATV専用チャンネルの提供業者はないといえる状況である。そのため、やむなくホテル業者などのために米国のCNNを太平洋構断してまで中継放送することになっている。

シティメディアとしてのケーブルTVには地域、市域のための専用チャンネルが使えることである。例えば、設立されたばかりの帯広のCATVではローカル地域のチャンネルを2つ運用しているとのことである。ケーブルTVは地域に限定されるメディアであるが、チャンネル数はいくらでも取れる。この特性を生かして、これを如何にして普及させるかは、各地域の特性により、異なる解決法があり、あるいは不要論もそこにはあり得るというようになると考えられる。なにはともあれ、米国式にいえば地域の草の根民主主義育成のためにも、シティメディアCATVの普及を重要課題としたいものである。

(3) シティメディアとして有望なものにビデオテックスが挙げられる。電話線にTV受像機と変換器を接続すれば、リモコンの番号を逐次押すだけで所要の情報をブラウン管上の文字図形として取り出すことができるというものである。もちろんパソコンを接続してそのキーボードで取り出すこと

ができる。この場合はパソコン通信用のモ뎀とキャプテン用のソフトの追加が必要となる。

キャプテンが、ビデオテックスの日本版である。電話線から取り出される画像はテレビ画像のような動画ではなく静止画である。その上に、文字や图形の取り出せる数とか種類に制限が付く。テレビ放送に比べて、電話線に伝えられる情報量は少ない。約千分の一と見てよい。一秒間に伝えられる情報量は少ないと、テレビのように一方的に流れてくる番組画面ではなく、何時でも自分の好きなときにお好みの情報を取り出すことができる。

双方向の電話線であるから、こちらから要求を発信して、座席予約とか電話買物（テレショッピング）もできる。

同じ文字图形情報と云っても、日本文と比べて簡単な英文字使用国ではビデオテックスの開発と実用化は早かった。英国ではプレステルというシステム名で1979年に世界で初めて商用化した。フランスのテルテル、カナダのテリドンと実用化が続いて行われた。テリドン方式は画面構成に優れており、我が国でも、街頭ビデオテックスとして早くから導入されている。米国では商用化には成功していないと伝えられている。その代りにといえるかどうかは疑問であるけれども、前述のようにパソコンを端末とした情報サービスは最も多く利用されている。

我が国のキャプテンは郵政省の提案で実験が始まり、1984年に関東、関西の一部から逐次各地域への実用サービスがスタートした。このキャプテンには“全国キャプテン”と規模の小さい“地域キャプテン”とスタンダードアロンに近い“タウンガイド・ビデオテックス”がある。

全国キャプテンでは情報量過多で検索に手間を要する場面があり、効率が悪いとの声も聞かれ、地域キャプテンと補充的利用が課題とされている。

キャプテン端末利用は接続サービスのある地域では全国30円の料金で済むのは有利である。しかし端末からのメッセージの入力は未だ簡単には実現できない。パソコン通信に劣る点である。端末機の低価値化とともに課題であると考えている。

4 むすび

以上、都市装置としてのニューメディアを考察した。ここでは具体的なシステムメディアとしては、VANとCATVとキャプテンとを挙げた。地域都市では地域キャプテンの方式が課題として与えられる。各メディアにつきそれぞれの持つ課題については簡単にふれておいた。

ここでは説明ないし論議はしなかったが、ニューメディアは、それぞれ、サービス内容とか物理的特性からいってグループメディアとしての特性を持っているのである。この辺の基本的性格をじっくり見極めた上でニューメディアシステムのシティに対しての導入でなければならない。当局に対しても、この辺りを考慮しなおかつしかるべき早期導入を計ることができるような基盤整備を望むものである。

在中國，我們的祖先在幾千年前就已經開始研究和應用氣功了。《黃帝內經》中就有許多關於氣功的記載。到了漢代，張良、韓信等軍事家都將氣功作為訓練士兵的一項重要內容。到了宋代，氣功被認為是一種可以治癒疾病的藥物。到了明代，氣功被認為是一種可以長壽延年的方法。到了清代，氣功被認為是一種可以強身健體的方法。到了近現代，氣功被認為是一種可以治療疾病的藥物。到了當代，氣功被認為是一種可以強身健體的方法。

On the other hand, the H_2O molecule is a very strong dipole, and it is this which gives rise to the hydrogen bonding between water molecules. The hydrogen bond is a weak intermolecular force, but it is strong enough to hold water molecules together in a network of hydrogen-bonded clusters.

卷之三

地域ニュースメディア経営への視点

卷之三

高寄昇

“麻子少爺”（王國維）（清末民初）（甲甫大學教授）

前、前半で述べたように、電子機器の販売は、その本質的性質からして、必ずしも、電子機器の販売額が、その年間の総収支額を占める割合は、必ずしも、年々、その割合を増加していく傾向にあると見受けられ、これが、電子機器の販売額が、年々、増加する要因の一つである。

各ニューメディアの詳しい経営状況は、行政資料である「地域ニューメディア経営システムの開発」（巻末掲載）を参照されたいが、先発グループのCATVにあっても好収益を確保するにいたっていない。まして後発の地域キャプテンは赤字経営を余儀なくされている。

59年度決算ベースでみると、京都洛西ケーブルビジョンは5,700万円、唐津CATVは30万円の赤字であるが、レークシティ・ケーブルビジョンは5,000万円の黒字となっている。したがってCATVの場合、甲府の日本ネットワークサービスも、収入13億円に対し、支出12.5億円と5,000万円の黒字となっている。

これらの事例からみてCATVの場合、経営収支はおむね黒字ベースにのせることは不可能ではない。唐津、諏訪、甲府のいずれも難視聴地区であり、都市型CATVのケースがそのまま適用できるかどうかは疑問である。

CATVと異なり地域キャプテンはかなり厳しい経営環境にあり、収支ベースを均衡化することは当分はむずかしい。熊本ビデオテックスサービスにあっても59年度は収入1,240万円、支出1,400万円で154万円の赤字、60年度はさ

らに3,500万円近い赤字が推計され、一単年度黒字になるのは早くても63年度と予測されている。しかもこのような収支規模が事業に比べて小さいのは、後にふれるように県市、主要企業などの出向職員制など実質的な財政援助があるからで、これらを算入した実質収支となると黒字予測は当分は見込めないであろう。中国キャブテン、スーパーステーション新潟もほぼ同じであり、関係企業・団体からの財政援助と資本金の利子収入などに依存して、経営継続を図っている。

[100万円・100万円・100万円]

タウンガイドとなると、さらにこのような丸抱え的な経営状況が濃厚となる。東京テレガイドのケースも出向職員制を導入しているし、メデイア西うべのケースは年間100万円の赤字となっているが、地下商店街のむしろインフォメーション・シーサービスシステムに近く経営よりもサービス・広告施設として色彩が濃く、収支は管理会社である神戸地下街のなかで総合化され、事業別会計としての運営は当面は考えられていない。

このような経営状況の概況からみて、ニューメディアの経営は通常の企業ベースで収益化の軌道に乗せることはむずかしく、何らかの財政援助、総合収支を考えなければならない事態にある。

2 加入金・利用料収入の評価

地域キャブテンに比べて、CATVの経営が比較的安定軌道に乗っているのは、約10年の先発グループという点もあるが、基本的には加入金・利用料に依存するところが大きい。

日本ネットワークサービスのケースでは第1表にみられるように、加入金7万円、利用料1,800円(月)、唐津のケースで加入金5万7千円、利用料千円である。この点が地域キャブテンとの相違で、広告料(I.P.収入)のみに頼らなければならぬ地域キャブテンと同じ地域ニューメディアであっても経営基盤は異なる。

日本ネットワークサービスの収支をみると、概算で収入は加入金3億円、維持費9億円、広告費1億円で、支出は人件費6億円(15名維持補修、12名事

表一1 日本ネットワークサービス料金表

加入料・入会料	維持費
※一世帯テレビ一台 70,000円	※一世帯テレビ一台 1,800円(月)
※増設テレビ一台 15,000円	※増設テレビ一台 600円(月)
分割払いの制度	年間前払
初回金 15,000円	一世帯テレビ一台 18,000円
残金 6,050円×10回=60,500円 (含金利 10%)	増設テレビ一台 6,000円

務管理、6名營

業技術), 建設

・補修費 2億

円, 原価償却

1.3億円, 管理

費2億円(家賃・

自動車), 利子

1億円となって

いる。

したがっても

し広告収入のみ

の依存となると

大幅赤字は不回避である。

唐津市テレビの場合60年度予算収入は第2表のとおりであり、利用料が約収入の89.0%で約9割を占め、広告収入は雑収入程度である。

3. 新規参入者負担

CATVの経営を支えているのは、加入金、利用料である。利用料を何故支払うかについての大きなインセンティブは、チャンネル数の増加である。

日本ネットワークサービスのケースではNHKを含めて4チャンネルは加入

しなくとも受信できるが、加入すれば12チャンネルと一挙に3倍にふくらむ。しかも、自主チャンネルは1チャンネルであり、その他は制作費無料の民放チャンネルで、しかも、全国ネットワークの魅力ある内容をもっている。

したがってNHKの受信料との2重払いとなつてもそれだけの経済価値が十分に存在する。この点、地域キャブテンが利用者有料制のメディアとして成熟していくことはかなりのソフト開発が不可欠の前提条件となる。また、都市型CATVと全く同じ条件で、自主チャンネルのみで有料制として成立していくだけの放送内容を提供できるかどうか。

またCATVの経営の下支えを行っているのが、加入金でこの金額がほぼ施設建設・整備に見合うのではなかろうか。第3表は唐津市テレビの法人格をとって正式発足以来の施設投下金額である。今、仮りに59年度加入世帯15,224世帯×加入金 57,000円 = 8億 6,777万円となり、物価上昇分をデフレートすると

施設部分のみならず、修理部分もカバーできるのではなかろうか。

この点、地方公営企業の経営にあって、交通事業が加入金制度が適用できないのに、水道事業にあっては工事費とは別に、負担金を徴収することができるという経営の有利さと酷似している。もっとも交通事業であっても新線建設にあっては開発負担金を制度化していくべきであるという見解

表-3 唐津市テレビ 年度別施設投下金額
(単位:千円)

年 度	施設投下金額	施設部分	修理部分
昭和42年度	6,894	5,463	1,431
昭和43年度	11,011	8,712	2,298
昭和44年度	12,009	9,984	2,025
昭和45年度	12,178	4,755	7,423
昭和46年度	14,170	7,241	6,929
昭和47年度	13,172	5,676	7,496
昭和48年度	22,904	15,617	7,287
昭和49年度	17,208	12,090	5,117
昭和50年度	49,364	24,577	24,787
昭和51年度	115,845	70,884	44,961
昭和52年度	18,650	14,170	4,480
昭和53年度	18,286	13,601	4,685
昭和54年度	43,343	38,196	5,147
昭和55年度	40,666	35,552	5,114
昭和56年度	12,851	7,365	5,485
昭和57年度	21,871	5,657	16,214
昭和58年度	51,945	34,542	17,402
昭和59年度	61,057	44,085	16,972
累 計	543,430	358,170	185,259

は強く、今日の交通事業の赤字の累積的拡大の遠因は負担金制度の欠如にあるといえよう。特に他の市町村では、負担金制度を導入する所が多い。

問題はこのような加入者を順調に伸ばしていくかかどうかである。唐津市のケースでは39年 800口、40年 3,000口、45年 7,800口、50年 10,000口、60年 15,249口と組合員（加入者）を順調に伸ばしてきた。しかし59年度は新加入数226世帯とわずかである。

表一4 唐津市内TV共聴施設

それは第4表にみられるように、当組合加入口数（60.8調）と下表のサービスエリア内では94.9%ほぼ100%普及に近い状況であり、今後も市内にあっても未加入者は農村地域であり、施設投資に比べて収入は少ないわゆる不採算地に該当する。

ところが日本ネットワークサービスのケースでは加入金収入が3億円あったが、サービスエリアの拡大による分は3割で、あとの7割は既サービス区域のホテル、マシン、業務ビルなどの高層化などによる収入で、危惧されていた加入金収入の伸びが維持され、この点、経営の安定性に大きく寄与している。

4 地域キャプテン

地域キャプテンの経営はNTTのキャプテンサービス株式会社が、大企業をIPにしてなおかつ赤字である。地方の場合、経営条件はさらに悪くなる。

例熊本ビデオテックスの場合、まず、資本金が典型的第3セクター方式で、しかも第5表のよう产生、学、官の第3セクターで、資本金1億2,000万円のうち県3,000万、市1,500万、主要企業（熊本日日新聞社、熊本放送、九州産交、寿屋、鶴屋、テレビ熊本、肥後銀行など）で3,500万円となっており、地

1. 市 総 世 帯 数	23,618
当組合加入口数	15,274(64.7%)
差	引 8,344
2. 当組合域内世帯数	16,090
諸共聴施設加入口数	15,274(94.9%)
差	引 816
3. 当組合域外世帯数	7,528
諸共聴施設加入口数	3,022(40.1%)
差	引 4,506
4. 市 総 世 帯 数	23,618
当組合及び諸共聴施設加入合計口数	18,296(77.5%)
差	引 5,322
5. 当組合加入TV台数	18,234

地域ニューメディア経営への視点

(表-5) 熊本ビデオテックスサービス出資者一覧表 (出資額)

・行政	熊本県	・運輸	九州産業交通㈱
熊本市	熊本電気鉄道㈱	熊本バス㈱	
・報道	㈱熊本日日新聞社	・公益	九州電力㈱
・放送	㈱熊本放送	・通信	西部ガス㈱
・テレビ	㈱テレビ熊本	・情報	西部電気工業㈱
・ラジオ	㈱熊本県民テレビ	・報	西日本通信建設㈱
・流通	㈱鶴屋百貨店	・情報	㈱RKKコンピューターサービス
・卸	㈱寿屋	・報	㈱熊本情報処理センター
・小売	藤井㈱	・報	㈱熊本計算センター
・卸	㈱岩田屋伊勢丹	・教育	(学法)君が淵学園(熊本工業大学)
・卸	㈱ニコニコ堂	・印刷	㈱城野印刷所
・卸	㈱同仁堂	・印刷	中央印刷紙工㈱
・金融	㈱肥後銀行	・食品	㈱香梅
・卸	㈱肥後相互銀行	・サービス	マルキン食品工業㈱
・卸	熊本相互銀行㈱	・サービス	㈱熊本ホテルキャッスル
・卸	熊本信用金庫		㈱ニュースカイホテル
・卸	熊本第一信用金庫		
・卸	熊本中央信用金庫		
・卸	(協)日専連熊本会		
・卸	㈱熊本大酒店会		

元の共同出資会社である。

しかも経営収入としては、IP料とともにキシゲスター・ミナル設置料(月額44,000~60,000円)に依存するところが大きい。これは、スタジオ・アロー型のテレビ(38台)を公共・公益施設に設置しており、当初から一般家庭用を予想していない。

地域キャプテンのケースは現時点ではソフト・ハード両面にわたって、何か画期的な革命がない限り、先行的色彩が濃いといわざるをえない。中国キャプテンは中国新聞、スーパーステーション新潟は青年会議所とそれぞれ財政的スポンサーが控えており、さらに出向職員制、ボランティアなどで、実質的な運営コストの軽減を図っている。しかし、これらは必ずしも成功するとは限らず、このような状況からみて、地域キャプテンに関する公共性から収益性をどの程度まで犠牲にして事業化するかが当面の課題となる。

第6表は、地方団体の民放への出資率を表わしたものであるが、高いところでは50%，40%とかなりの出資率となっている。このことは放送というメディアがかなり公共性の高いものであると判断しているからである。

ニューメディアにあっても基本的にかわらない。文化ホール、スポーツセンター、病院、交通など、市場メカニズムに乗せにくい、地域サービスについて地方自治体はそれなりに投資・負担・援助をしている。

要はニューメディアをどう評価するかである。公共広報の一環としてみなしていけば、公共性は十分に評価できる。新聞、ラジオ、テレビに加えてCATV、地域キャブテンが加わることは財政的に苦しい現時点にあって、追加出資を強いられることはたしかに痛手である。

しかしスポーツセンターの1つの維持費の赤字が1～5億円に達することと比較すると少々の赤字はニューメディアのもつ効果との関連からムダな支出とは必ずしもいえない。

もっともメディアを自治体が保有するとか、資本参加する必要はない。たしかに全国ネットワークの民放には参加していないし、また、地方テレビでも時間帯を買い取ればよい。

しかし、これからすすめようとしているニューメディアの多くは地域メディアである。アメリカのようにCATVの許認可権が地方自治体(都市)にあり、半強制的に、数チャンネルを無料提供させるような権限がない。

また、放送はどうしても地域独占となるであろう。その放送内容が地方自治体にとって無関係ではありえないし、地域産業振興、住民サービス向上などの面で、有力な媒体となるとき、地方自治体が何ら発言権がないということは、独占事業体だけに悔を千載に残すという結果になるかも知れない。

要するにニューメディアは赤字であろうが、将来は必ずしもそうとはいえないし、また、その情報内容も魅力あるものに変質していくであろう。したがって第3セクター方式で地域ぐるみで育成していくことによって、有益なメディアとしてなっていくはずであり、その財政負担は当初の経営システムを厳しく設定していれば、それほど巨額の負担とならないはずである。

地域ニュースメディア経営への視点

表一六 地方公共団体の民間放送への出資状況 (10%以上)

放送会社	資本金	自治体	出資額	出資率	備考
宮城テレビ	3億円	宮城県	3,000万円	10%	テレビ局
東日本放送	10億円	〃	1億円	10%	テレビ局
山形放送	3億9,800万円	山形県	5,724万円	14.4%	テレビ・ラジオ局
ラジオ福島	1億2,000万円	福島県	1,500万円	12.5%	ラジオ局
福島テレビ	3億5,000万円	〃	1億7,500万円	50%	テレビ局
茨城放送	2億円	茨城県	3,972万円	19.9%	ラジオ局
栃木放送	7,500万円	栃木県	2,250万円	30%	ラジオ局
群馬テレビ	7億円	群馬県	7,000万円	10%	テレビ局
テレビ埼玉	15億円	埼玉県	1億5,000万円	10%	テレビ局
千葉テレビ	10億円	千葉県	1億円	10%	テレビ局
三重テレビ	5億円	三重県	5,000万円	10%	テレビ局
岐阜放送	5億円	岐阜県	7,500万円	15%	テレビ・ラジオ局
びわ湖放送	1億円	滋賀県	1,743万円	17.4%	テレビ局
エフエム大阪	2億円	大阪府	2,000万円	10%	ラジオ局
"	"	大阪市	2,000万円	10%	"
ラジオ関西	2億2,000万円	兵庫県	3,900万円	17.7%	ラジオ局
"	"	神戸市	3,900万円	17.7%	"
サンテレビ	9億7,000万円	兵庫県	2億8,000万円	28.9%	テレビ局
"	"	神戸市	1億6,800万円	17.3%	"
奈良テレビ	3億円	奈良県	4,000万円	13.3%	テレビ局
テレビ和歌山	8億円	和歌山县	8,000万円	10%	テレビ局
山陽放送	3億円	岡山县	3,000万円	10%	テレビ・ラジオ局
大分放送	2億6,000万円	大分県	3,200万円	12.3%	テレビ・ラジオ局
南日本放送	2億円	鹿児島県	2,500万円	12.5%	テレビ・ラジオ局

(注) 数値は、昭和58年度値である。

資料提供：神戸市広報課

5 経営安定への戦略

米国では新聞社系のビデオテックスの撤退がつづいている。しかし一方、IBMなどの新しい企業が進出を狙うといった主役交代の転換期にあるといわれている。

それは新聞、テレビ、ラジオ、電話などにはない欲しい情報を提供してきたかどうか、そして、将来、どうかにかかっている。価値のある情報であれば必ず利用者は利用し、費用を負担するはずである。たとえば過日もタイの人が京都をわざわざ訪れたが、目ざす寺院は解体修理中であった。また、神戸の観光施設でも必ずしも開館しているとは限らない。観光ガイドブックにはない即時的情報という利点や、多種小量情報の提供という個人のきめ細かなニーズに対応できるニューメディアの利点を十分に活かしきれていない。

要するに既存メディアとの競争、競合を巧みに取り入れながら如何に、魅力ある情報を低コストで提供できるかどうかにある。

第7表は各メディアの現状と課題をまとめたものであるが、ハードの部門は軽量小型化、安価高性能化がすすむことが予測されるが、問題はソフトシステムと経営基盤の協力体制にある。

第1に、放送内容の多機能化である。日本ネットワークサービスでは DATA-SOUND-SYSTEM (digital data technical audio) と CATV のケーブルを利用して、音楽放送を開始した。

さらに衛星放送との組み合わせも'84年から始められ、マイコン・ソフト伝達システムも考えられている。CATVが有線であるのでこの点、コンバーター、受信器さえ付設していけば新しい機能を付加することは容易である。

第2に、放送内容の魅力化である。日本ネットワークサービスでは英会話教室の開設、さらにはテレビ・ゲーム等のサービス開始など検討されている。

既存CATV局のネットワーク化による良質専門番組の提供が予測され、難視聴・地域放送の機能をこえることが期待される。

第3に、即時情報の提供である。アルバイト、観光、コンベンション、住宅など、現在の雑誌情報よりも即時性、地域性を活用した情報でなければならぬ

表-7 システム別の特性比較

	現況	技術特性	活用システム	経営分析	評価・課題
地域キャブテン	<ul style="list-style-type: none"> 現在4地域でサービスを行っている。 他に11地域で事業化準備中。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話回線利用により事業化容易。 静止画情報 リクエスト型 ハードコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 公共広報、ニュース、観光、ショッピング情報等。 オーダーエントリー (注文、予約)システム 	<ul style="list-style-type: none"> 実験段階のものが多く採算ベースには乗っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入は比較的容易だが、公共端末主体で一般家庭への普及力弱い。 家庭の負担軽減方策必要。 静止画独自の利用方法開発。
CATV	<ul style="list-style-type: none"> 141施設で自主放送を行っている。 新たに事業化を計画しているものが数件ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用ケーブルが必要。 動画情報。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ニュース、公共広報など。 (都市型) (ニュータウン型) (農村型) 	<ul style="list-style-type: none"> 営利事業としては採算が厳しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域メディアとして家庭の普及が進んでいる。(難視聴対策と組合せ) 多チャンネルによるサービスの拡大。 番組ソフトの相互交流等による魅力ある番組づくり。
タウンガイド(ビデオテックス)	<ul style="list-style-type: none"> キャブテン以外の方式も含め、商業ベースで実用化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用回線で比較的小規模地域で展開。 静止画情報 リクエスト型 ハードコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 施設、観光案内、ショッピング情報等。 	<ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンター等インフォメーション媒体として利用しているケースが多く、単独の収支は考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街等の魅力づくりのために活用されている。 ダウンコード対応のため、操作方法を容易にし、アクセス・ステップ数をへらすなどが必要。

神戸都市問題研究所ニューメディア研究会

い。

鉄道会社の情報システム

さらに、第1次情報でなく、第2次、複合的情報が必要である。たとえば海外旅行でも、各社別でなく、目的地別、日時別に横に情報をつなぐなどの工夫が必要である。

今、最も確実で魅力ある情報システムとしては各書店に設備されている市販図書のガイド検索機能をもつシステムであろう。そのような地域情報システムがつくりだせるかどうか。

第4に、近鉄系、東急系、西武系など電鉄系がそれぞれCATVへの進出意欲が高く、すでに認可をとっているケースもある。

これはニューメディアの複合的利用を狙っているわけであって、従来の鉄道経営の発想をそのままニューメディアに当てはめていく戦略であろう。要するに鉄道と同じで催物で収益が少なくとも、その波及効果として利用客収入があるという多角経営の発想である。

ニューメディアについて特にこのような波及効果の高い情報を提供できるかどうかが、総合収支からみて重要となる。ことに市域外の観光ガイドの場合、市内のコンベンション案内など、ニューメディアでどれほどの収入増加が見込めるかが鍵を握っている。

要するにCATVは難視聴という決定的な経営戦略の要素があり、ともかくニューメディアとして定着した。しかし、都市型CATV、地域ビデオテックス、タウンガイドなどこれから試行錯誤を重ねながら、普及していくのではなかろうか。

その先駆企業として成功するため、第3セクターで経営基盤を固め、複合機能の効果を狙った生活、地域ニーズに密着した価値ある情報システムを創造することに成功するセクターがニューメディアの開拓者として名誉を享受することになろう。

ニューメディア・シティの基礎技術

中　本　正　勝

(日本電気株式会社
(C&Cパブリックシステム推進本部長代理)

1 はじめに

ニューメディアを活用した都市づくりや都市機能の高度化に関するプロジェクトは、国内外で計画ないしは部分的な実行段階にある。これらプロジェクトは、情報通信技術分野のみならず多方面の関係者によって検討されている。ここでは、情報通信技術の中のニューメディアと云われている技術を活用する場合の基本的な事項を中心に解説を試みた。

2 情報通信システムにおけるニューメディアの位置付け

人類の歴史を振り返ってみると、元来情報は人間の頭脳の中に蓄えられていた。そして主として言葉による人と人との音声コミュニケーションによって伝達され、人の移動による空間的な文化の拡散、語り伝えによる時代を超えての文化の伝承が行われてきた。その後、文字とそれに続く紙の発明によって情報を紙媒体の上で記憶（記録）できるようになり、空間・時間的な情報のコミュニケーション機能が飛躍的に向上して、その上に近代文明が成り立ったと云える。約100年前のベルによる電話の発明は、前記の音声による人と人との基本的コミュニケーションにおける距離の壁を電気通信技術によって克服した画期的な進歩であった。近年の電子計算機による情報の処理と記録技術の進歩と光通信・衛星通信等を含むデジタル通信技術の革新によって、永年の紙メディア文化に電子メディアの新しい風が吹き込み、それによって大きい変革が生じつづあると見ることができる。ニューメディアは、電子メディアの中の技術的に

比較的新しい分野と云うこと
ができる。講文は概要の下で述べることとする。

一方既存メディアとの関係

においてニューメディアを概

念的に位置付けると図-1の

如く表わすことができる。つ

まり、既存メディアである情

報交換型の電話系、情報分配

型の放送系と情報処理系のそ

れぞれの発展として位置付ら

れるニューメディアとそれぞ

れの融合として位置付けられ

るものがある。主要ニューメ

ディアの概要については後で解説をする。

ニューメディアを利活用する側から見ると情報の伝達・記憶・処理を①経済的

に、②速く、③大量に実現するツールがニューメディアである。代表的な例

としては、画像情報関連システムであり、少し飛躍するが機械翻訳等に見られ

る人工知能である。

（3）地域情報通信システム

地域における情報の流れを一般化すると図-2の如く表わすことができる。

この図から次のようなことが解かる。まず、地域内の個別の情報通信システム

間の情報交換をすることにより効率向上等の目的を達成する。この情報交換を

実現するためには下記の3つの制約条件がある。

(1) 技術的条件

(2) 法規的条件

(3) 関係者の協力などの条件

(1)の技術的条件の中でも異機種間の接続技術問題は、VAN技術により解決

図-1 ニューメディアと既存メディアの関係

（出典：「情報社会の構造」、日本経済新聞社編著）

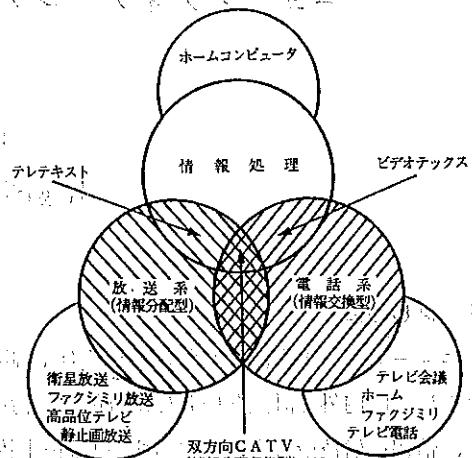


図-2 地域情報通信システムにおける情報の流れ

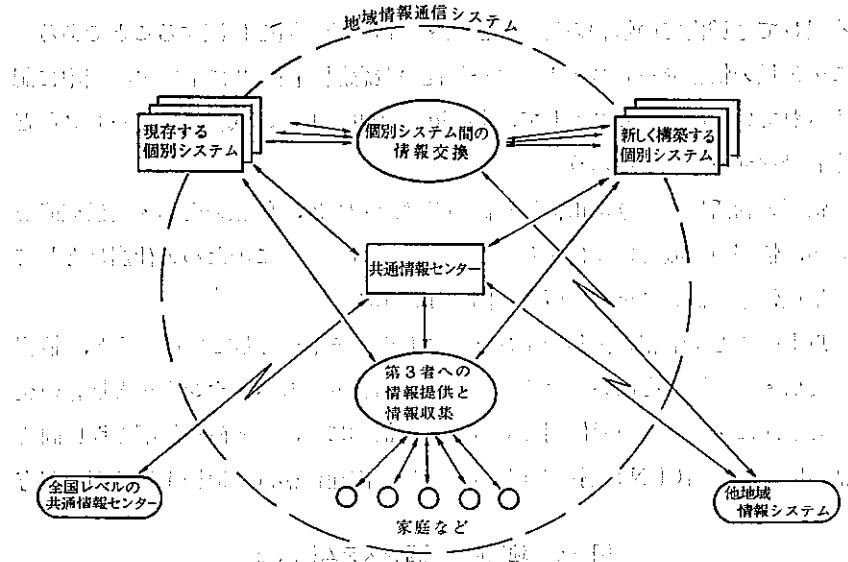
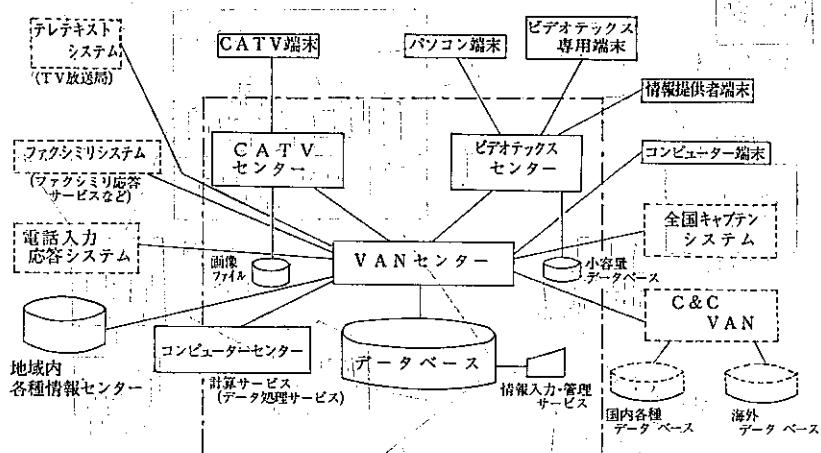


図-3 地域総合情報サービス・センター概念図

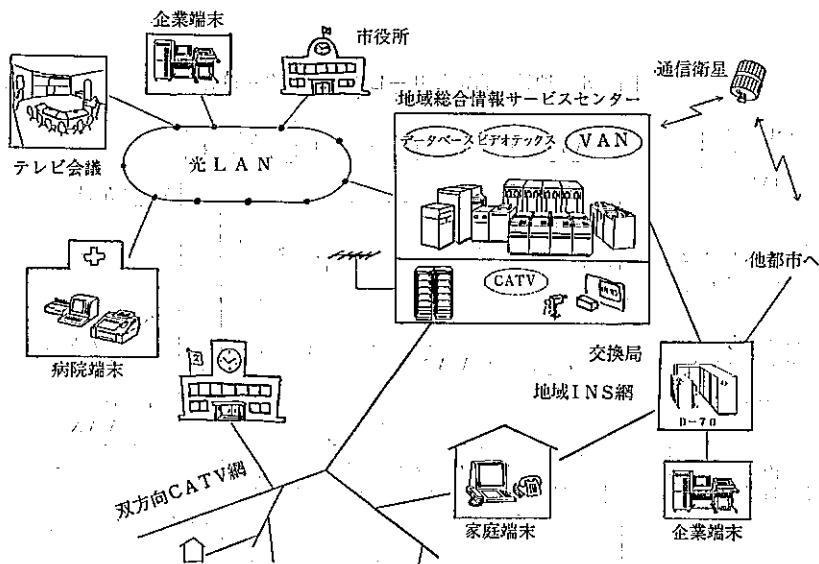


することができるなど比較的容易であるが、実行に際しては費用対効果問題が残る。(2)、(3)項は技術では解決できない問題である。次は、共通情報センターを設けて地域内での情報の処理・伝達・蓄積の分割損を低減することである。この地域の情報サービス・センター機能の概念図を図-3に示めます。図中に記入されていないサービスとして、情報の案内サービス、代行検索サービスなども有効なサービスとなろう。

情報の利活用により都市機能を高めるためには、情報の受信・発信機能を高め、情報の交流を盛んにすることが基本であろう。このための仕掛けとしての地域情通報信システムの概念を図-4に示めます。

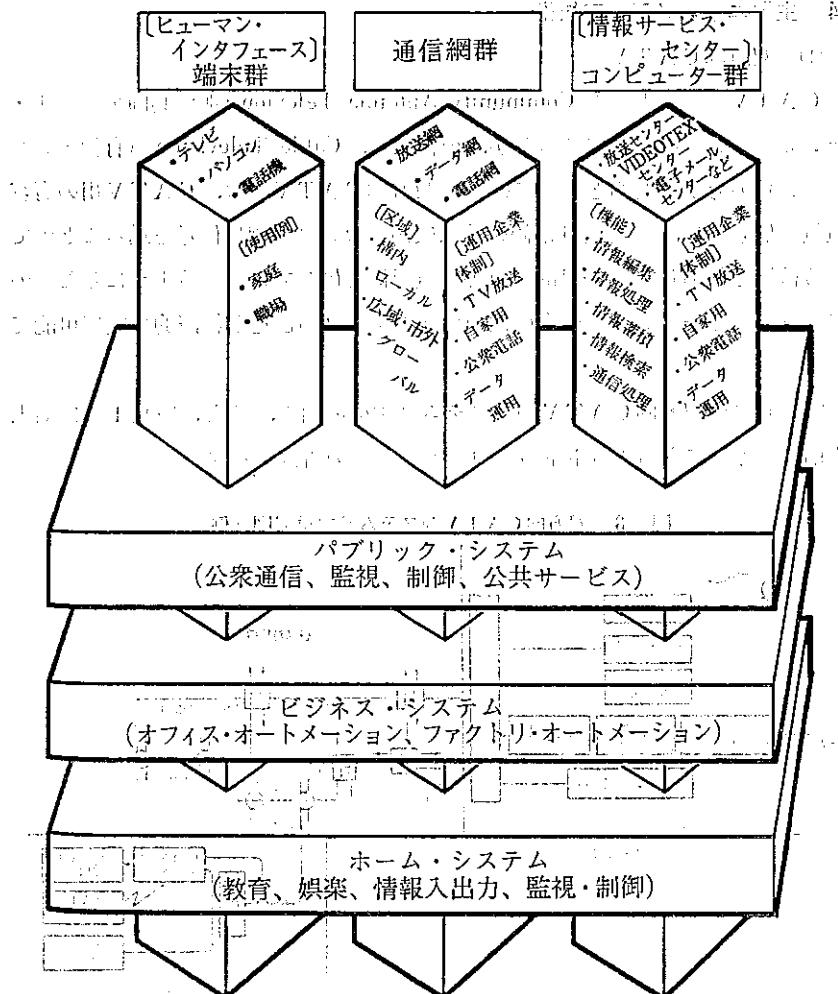
以上のことと情報を公共的インフラストラクチャーとして整理すると、情報の受信・発信機能を高めるための地域総合情報サービス・センターと情報の交流を盛んにするための通信網である。通信網には、地域内通信網と地域間を結ぶ広域通信網(INNS網など)がある。地域内通信網は、地域INNS網、双方

図-4 地域情報通信システム概念図



向CATV網、光ケーブルを使った広帯域網（光LAN）に加えて防災行政無線網、有線放送電話線などを効果的に機能分担させて利用することになる。情報通信分野から見た社会システムを整理すると図-5のようなマトリックス構造で示めすことができる。たて軸には技術的な機能ブロック群をとり、よ

図-5 C&Cシステムのマトリックス構造



この軸に適用分野を示したものである。

以上のように整理してみると、将来に向けて無駄のない有効な情報の公共的インフラストラクチャーを構築していくためには、地域情報通信システムのグランド・デザインの必要性を痛感する。

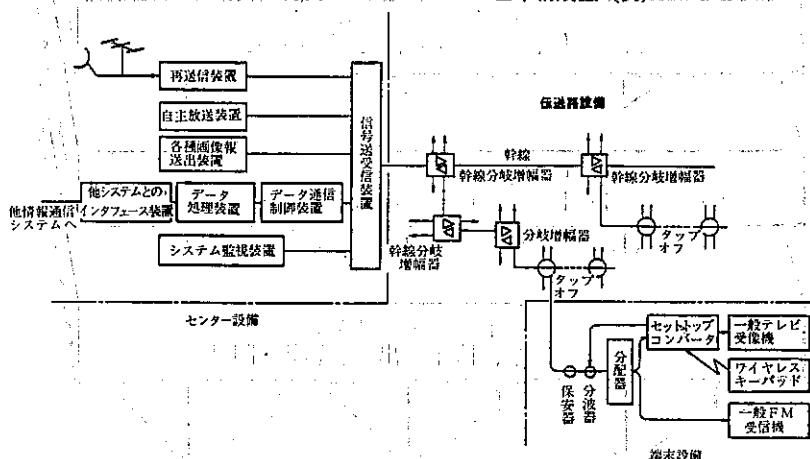
4 主要ニューメディア技術

(1) 双方向CATV

CATVは、もともと Community Antenna Television (地域共同アンテナ・テレビジョン) の略称であったが、現在では、Cable Television (有線テレビジョン) の方が一般的となっている。双方向CATVとは、CATV用の有線電気通信設備に、各受信世帯側の端末機からセンター側に信号を送ることができる機能を附加して、一般的な有線電気通信を併せて行なえるようにしたものであり、数十チャンネルの動画像の伝送とデータの伝送が経済的に実現可能である。

図-6には双方向CATVのシステム基本構成図を、また、写真1には端末設備のひとつであるセットトップコンバーターの外観を示す。

図-6 双方向CATVシステム基本構成図(例)



大規模なシステムでは、図一6の基本構成を主幹線伝送路で接続したサブセンター方式が採用される。主幹線伝送路には、光ファイバー、衛星通信などが利用される。超広帯域伝送機能の伝送容量を制限している中継増幅器は、伝送最高周波数が450MHzのものが開発実用化されている。その伝送帯域例は、上り回線が10~50MHz(TV約5チャンネル相当)、下り回線が70~450MHz(TV約50チャンネル相当)となっている。

双方向CATVのサービス

機能の一例を表一1に示す。

(2) ビデオテックス

広く家庭に普及した電話回線にテレビ受信機を接続し、コンピューターセンターとの

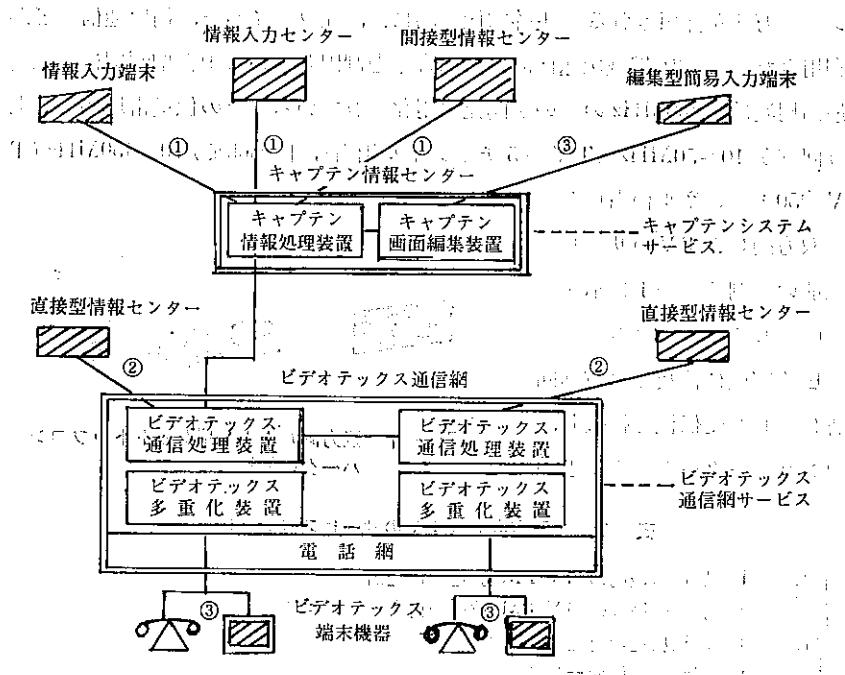


写真一1 双方向CATV用セットトップコンバータの外観

表一1 双方向CATVのサービス機能(例)

再送信機機能	① 放送区域内のTV/FM放送の再送信サービス ② 放送区域外のTV/FM放送の再送信サービス ③ 衛星放送の再送信サービス ④ 異時再送信サービス
自己主放送機機能	① TV/FMのローカル番組制作・放送サービス ② TV/FMの有料番組放送サービス ③ 端末をセンターから制御するTV/FMのローカル番組制御・放送および有料番組放送サービス
多目的サービス機能	① TV/FMの有料番組放送のペイパー・ビニーサービス ② 防犯・防災サービス ③ 水道などの自動検針サービス ④ テレソフトサービス ⑤ TV学習サービス ⑥ ホームバンキング、ホームショッピングなど ⑦ 各種産業分野における情報サービス
システム・ビムス運機能	① システム監視機能 ② 視聴率調査機能 ③ その他

図-7 ビデオテックスシステム構成図



(注1) キャプテン情報センタ二入力装置

情報入力端末（文字・図形情報を蓄積して入力）

編集型簡易入力端末（文字のみ電話回線で登録更新可能）

情報入力センター（登録更新専用のコンピューター）

間接型情報センター

（間接的会話による）

処理可能なコンピュ

ーター）

(注2) ① キャプテン回線

(2400 b/s • 4800

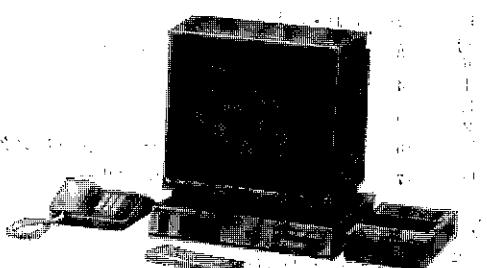
b/s • 9600 b/s)

② センター回線

(4800 b/s • 9600

b/s • 48K b/s)

③ 電話回線



会話形式により文字、画像情報を入手できるもので、我が国ではキャプテンシステム (CAPTAIN: Character And Pattern Telephone Access Information Network System) と呼ばれている。

キャプテンシステムは、昭和54年から試行サービスが行なわれてきただが、59年11月、東京、大阪とその周辺都市において商用サービスが開始され、順次サービスエリアを拡大してきている。

図-7にはキャプテンシステムの構成図を、写真-2にはビデオテックス端末機器の外観を示す。

ビデオテックスシステムの主要構成要素は、ビデオテックス通信網、情報センター、ビデオテックス端末機器（利用者端末）である。

表-2 キャプテンシステムの主なサービス内容

情報分野	主なサービス内容
ニュース・天気予報	一般・スポーツニュース、週間ダイジェスト、過去のできごと、天気予報、レース結果
広報・おしらせ	都・区のお知らせ、公共施設案内
健康・美容・育児	健康管理・病院案内・美容メモ・育児
ショッピング	デパート案内、商品案内、専門店案内、ホームショッピング
料理・あじ	料理のつくり方、味の店の紹介
すまいい	土地・家屋の分譲、建築相談
くらしの経済・法律	利殖、ローン、保険、年金、税金、法律相談
くらしの知識あれこれ	各種知識、冠婚葬祭、宝くじ、サークル案内、サービス案内
教育・学習・教養	学習プログラム、進学受験、催物案内、書籍
スポーツ	野球、相撲、ゴルフ、つり等の各種スポーツの知識、記録、レース結果
娯楽・趣味	映画、音楽、演劇の催物案内、美術館・芸術展、クイズ、占い、ラジオ・TV番組
旅行・観光	国内・海外旅行案内、行楽地案内、宿泊、ダイヤ案内、駅弁みやげ
専門情報	求人情報・各種統計情報、経済の動き、技術情報、催し物案内
英字情報	News & Weather, Entertainment, Public Inf.
街角タウンガイド	地区別各種プレイスポート・スポーツ施設

ビデオテックス通信網の中心は、情報センターと利用者端末を結びつける通信処理装置にあり、「速度変換」、「手順変換」、「情報表現形式変換」などを行なうことによって、機能レベルの異なった多数のセンターと端末を自由に接続する。

情報センターには、直接型情報センターとキャプテン情報センターがある。文字、図形等の画像情報の蓄積、更新、検索及び利用者端末からの要求に対応して画像情報の送出を行なうものである。利用者端末は、4800bpsでセンターからのデータを受信するもので、機能別に5つのランクが設定されている。文字はコード、図形はパターンデータとして受信する、いわゆるハイブリッド端末と呼ばれるものが標準である。

キャプテンシステムの主なサービス内容を表-2に示す。

諸外国のビデオテックスの画面表示方式について、キャプテン方式のほか

表-3 キャプテン方式と北米方式、欧洲方式との比較

方 式 項 目	新キャプテン方式 (CAPTAIN PLPS)	北米方式 (NAPLPS)	欧州方式 (CEPT)
表 示 方 式	ハイブリッド方式	コード方式	コード方式
母体となる表示機能	アルファ・フォトグラフィック	アルファ・ジオメトリック	アルファ・モザイク
文 字・記号表示機能	アルファベット、数字、記号、カタカナ、ひらがな、漢字	アルファベット、数字、記号	アルファベット、数字、記号
図 形 表 示 機能	① フォトグラフィック ② ジオメトリック ③ モザイク ④ 特殊图形(DRCS)	あり (NAPLPS方式準拠) CEPTモザイク及びCAPTAIN独自モザイク あり (CAPTAIN独自)	なし あり あり あり 自然画表示にのみあり (64kb/s伝送を前提) (CEPT独自方式) CEPTモザイク(一部) (NAPLPS独自) あり (CEPT独自)
着 色 方 式	ロック着色及びドット単位着色	ドット単位着色	ロック着色及びドット単位着色
ハ ード コ ピ ー 機 能	可	難	可
表 示 文 字 数	(標準)15列×8行(漢字) 31列×16行(英数カナ) (最大)31列×16行 62列×32行	(標準)40列×20行	(標準)40列×24行
デ ー タ 伝 送 速 度	下り4800 b/s 上り75 b/s	下り1200 b/s 上り75または150b/s	下り1200 b/s 上り75 b/s

に北米方式(NAPLPS)と欧州方式(CEPT)が存在する。それぞれの比較を表-3に示す。

(3) テレテキスト

通常のテレビ放送電波のすき間(映像信号の垂直帰線消去期間の一部)に、ニュース、天気予報、聴力障害者向けの字幕等の文字や図形の情報をデジタルデータ信号の形で重畠することにより、放送中のテレビジョン番組とは別に文字や図形で構成された静止画面の番組を何種類か同時に放送し、受信側では文字受信機能を付加することにより選択受信して、テレビ受信機のブラウン管上に、単独に、あるいはスーパーインボーズの形で文字又は図形を表示するものである。我が国では文字放送とも呼ばれる。昭和60年11月からNHK並びに民放各社により本格的サービスが開始されている。

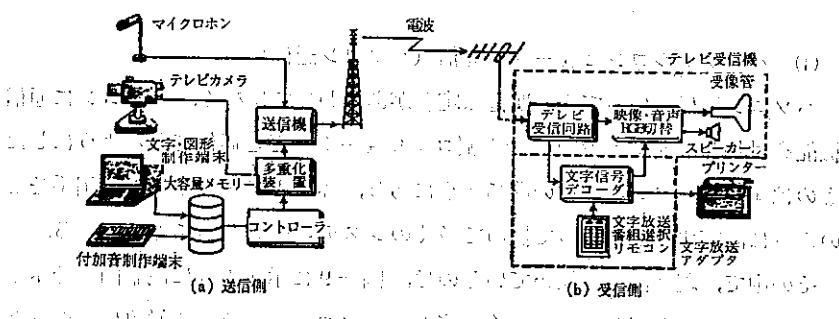
図-8にはテレテキストのシステム基本構成を、写真-3には文字放送アダプターの外観を示す。

図-8に示すように、送信側では放送しようとする文字・図形および付加音を漢字キーボード、图形タブレット、音声シンセサイザなどの入力端末機を用いて電子的に信号を作り、それを決められた方法で符号化してデジタル信号として送信する。

写真-3. 文字放送受信アダプターの外観(一例)



図-8 テレテキストシステム基本構成図(出所: AVシステム技術)



タル信号に変換する。この信号は大容量メモリに記憶され、リモートローラによって送出プログラムに従い、多重化装置、送信機を通じて電波として放送される。

同図(b)に示すように、テレビ受信回路で選局された信号は、文字信号デコーダに入力され、垂直帰線消去期間に重畠された文字信号を映像信号から分離する。文字信号はデコードされ、これが文字信号発生器を働きかせ、画面表示用の信号として取り出される。この信号は表示メモリに順次記憶され、これが受像管に表示される。また、同様にして付加音(電子音)を発生する。さらに、プリンタで画面内容を記録することもできる。

文字放送のサービス例を表-4に示す。

表-4 文字放送のサービス例

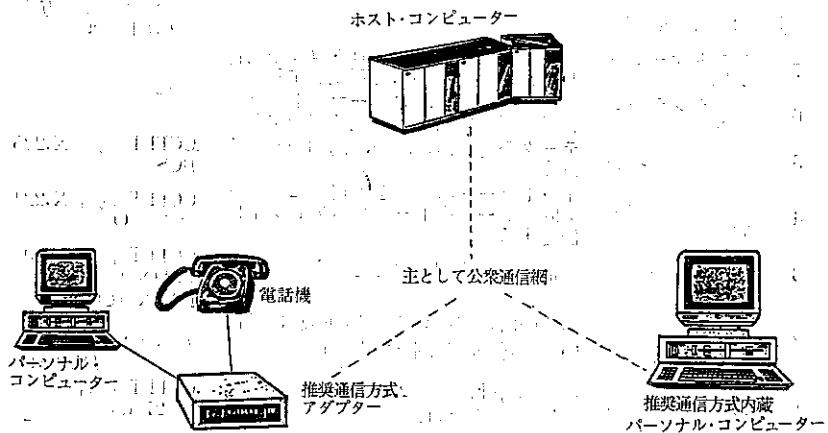
	独立番組	生活情報、各種ニュース、案内番組などの一般番組 ニュース速報、ナイター途中経過 お知らせ、天気概況などのスクロール表示、娯楽番組 教育用番組、株式情報
	補完番組	クイズの答、解説などのテレビ番組の補完 スポーツ、中継番組の内容補完 1行横スクロール表示によるテレビ番組の補完 料理番組(テレビ番組)の材料表(反復の場合もある)
	字幕番組	ドラマ番組などの字幕スーパー、歌番組の歌詞スーパー 1行横スクロール表示による字幕補完

(4) パーソナルコンピューター通信(パソコン通信)

パソコン通信といつても、明確な定義があるわけではなく、パソコンに通信機能を付加し、他のパソコンや大型コンピュータなどと通信できるようにしたものはすべてパソコン通信の範囲にあり、ネットワークや通信の相手をどのように設定するかによって極めて多くのシステムを考えることができる。

その中で、現在注目を集めているのは、図-9に示すように電話回線をネットワークとして利用し、家庭を含む多数のパソコンユーザーを対象に、センタ

図一九 パソコン通信システム概念図
（参考：日本電気株式会社）



ーのコンピューターから様々な情報を引き出したり、電子メールや電子掲示板サービスといった特定／不特定のパソコンユーザーにメッセージを送ることができるようとしたものである。このようなシステムは、アメリカでは「コンピューターハブ」、「ソース」など世界的規模で加入者を有するものから小規模なものまで多数存在している。我が国でも、企業、クラブ、個人などで自らパソコン通信のセンターを設置し運用し、すでにかなりの数の会員を有するものがある。これらはいずれも、会員相互における自由なメッセージ交換を目的としていることから、BBS (Bulletin Board System : 掲示板システム)とも呼ばれている。

この状況において、郵政省は、異なるメーカーの機種間でも相互に通信ができるよう、パソコンコンピューターの標準的な通信方式について検討を進め、昭和59年12月26日、「パソコン・コンピューター通信装置推奨通信方式」として告示した。

推奨通信方式は、オフィスコンピューターや大型コンピューターに対する適応性および国際動向を踏まえ、ISO(国際標準化機構)のOSI(Open Systems Interconnection : 開放型システム接続)参照モデルに準拠したプロトコルを採用している。これらの対応を表一五に示す。

表-5 OSI参照モデルとパーソナル・コンピューター推奨通信方式のプロトコル

番号	レイヤ名	機能概要	パソコン推奨方式 プロトコル
7	アプリケーション層	アプリケーション・プロトコルを実行し、利用者の通信を可能とする。	規定せず
6	プレゼンテーション層	データの符号化、フォーマットなど情報表示形式に関する機能を実現する。	CCITT 勧告 X.225 BCS
5	セッション層	データの送受信の制御、同期の制御を行う。	CCITT 勧告 X.224 クラス O
4	トランスポート層	ネットワークの差異を吸収、セッション間のデータをトランスペアレントに伝送する。	CCITT 勧告 T.70 CSDN用
3	ネットワーク層	通信網の方路制御などを行う。	LAPX (CCITT 勧告 X.25 レベル 2 LAPB+ HDTM)
2	データリンク層	二つの隣接するシステム間の通信を行い、伝送の誤り制御などを行う。	CCITT 勧告 V. 27 ter
1	物理層	電気的特性、モードなどの規定と物理的接続の制御を行う。	

(5) ISDN

ISDNとは、Integrated Services Digital Network（サービス統合デジタル網）の略で、国際電信電話諮問委員会（CCITT）で定義しているデジタル網のことである。デジタル方式により複数の通信網を統合し、音声、データ、画像、映像等の複数サービスの総合的な提供を可能とする通信網をいう。

我が国ではNTTのINS（Information Network System：高度情報通信システム）構想がこれを基本としている。

(6) AI (Artificial Intelligence=人工知能)

AIとは、言葉の理解、問題の解決、推論、学習といった人間が行なう知的な能力を備えたコンピューターシステムのことをいう。1970年代に入って、知識の表現や推論を行なえるプログラミングシステム、それを高速に処理するコンピューターのソフトウェアやハードウェアといったAIの実用化に直接結びつく研究が着実に進み、最近とくに期待が高まっている。

- AIの特徴としては、以下のことがあげられる。
- ① 人間が持っている知識や経験に基づいて処理される。
 - ② 因果関係、解決手法、判断手順、使用方法などに関する知識を断片的に入力すれば、コンピューターが状況に応じて選択しながら解を求めてくれ

る。

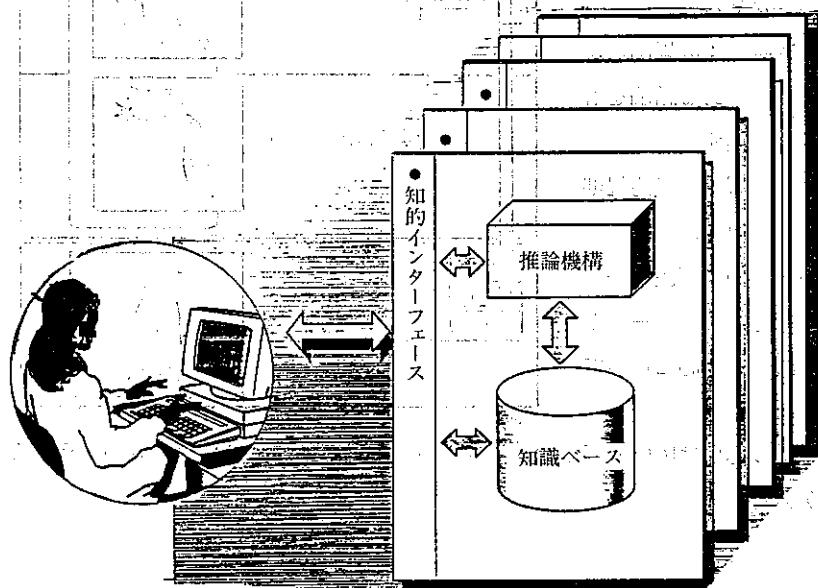
③ 新しい知識を追加することにより、問題の対象範囲を拡大したり、知能レベルを向上させることができる。つまり、従来のコンピューターは、一解決の手順をすべて与えられて解く問題を対象とするのに対し、AIでは、断片的な規則を与える、その中から状況に応じて選択して適応することによって問題を解いてくれるわけである。

AIにおいて最も重要な機能要素は、次の2つである。

- ① 知識ベース——専門知識を何らかの知識表現形式で格納したデータベースである。個々の知識の取り扱いが独立でき、構造化ができるなどが要求されるが、これは知識表現の形式に大きく依存する。
- ② 推論機構——知識ベースに格納された知識を用いて推論を行なうメカニズムである。

たとえば、「この動物はペンギンである」という事実が与えられると、AI

図-10 AIを構成する中核的機能



は知識ベース内の知識を

もとに、「もし、(ペンギン)なら鳥である」「もし、
鳥ならば卵を生む」という形で推論を開始する。

そして、「この動物は卵を生む」という結論を導き出す。(図-10・図-11)

すなわち、AIでは

- 対象理解：特徴、本質を抽出する
- 問題理解：問題を分解し、プランをたてる
- 推論：因果関係から、ある結論を導き出す
- 学習：一般的規則を導き出す

といった問題解決の一連の実行を、知識ベースと推論機構を中心に進めているわけである。

AIの応用は広い分野で考えられているが、一例を示せば表-6のようなものがある。

図-11 簡単な問題解決の例

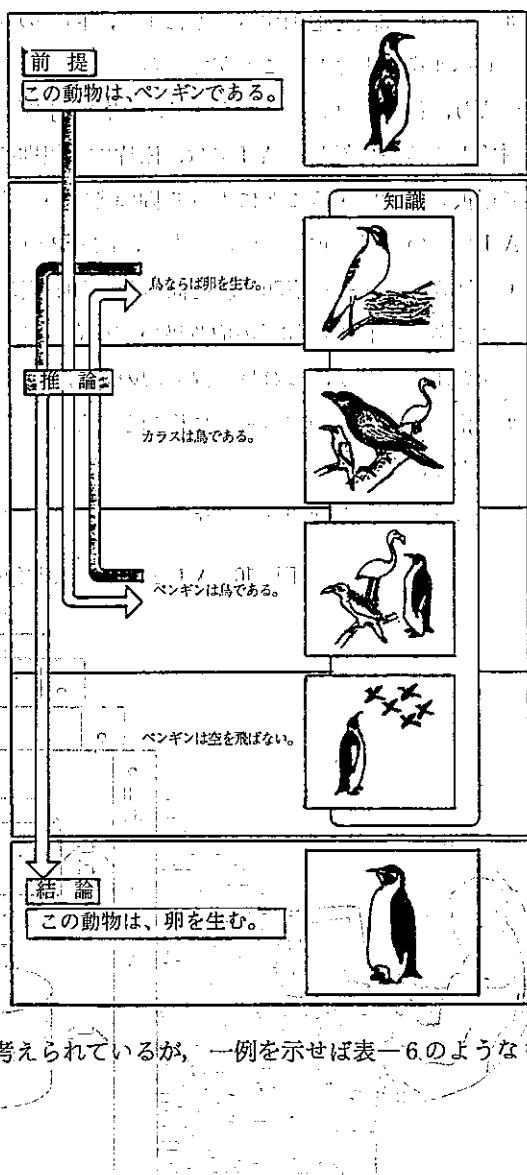


表-6 A I の応用例

1	自然言語理解	機械が人間の話したことばや書きことばを理解してくれる
2	機械翻訳	外国语を入れると翻訳文が出てくる
3	知能ロボット	人工の目や耳を持ち、周囲の状況に応じて行動するロボット
4	専門家システム (エキスパート) システム	医学や化学などの専門知識を貯え、病気の診断や化合物の構造の推定を助けてくれる

5 おわりに

都市づくりや都市機能の高度化は、情報通信の技術単独でなく、各種の技術の複合化が重要である。中でも、情報通信と交通の技術により都市機能の集中化と分散化のバランスをどのような尺度で考えるかということは、新しい概念である高度情報化された都市づくりにおいて基本的なことであると思う。しかし、歐米にその手本を求める事もできない。みんなで知恵を出して考えるしかないと思う。

「ニューメディアを活用した情報通信システムの構築を、みんなで考える場合の基本的な考え方を下記のように整理してみた。

- (1) 情報交換によるメリットはないか。
- (2) 情報サービスを共通化することによるメリットはないか。
- (3) 画像情報を使用することによるメリットはないか。
- (4) 紙メディアを電子メディアに置換することによるメリットはないか。

関 係 の ま と め

商店街とニューメディア

（このページは、この研究会の題材として扱うべきものでないが、参考として記載する。）
（以下、著者名は略す。）

佐 保 田 勝 広

（神戸地下街株式会社）
(業務部次長)

（改めて）

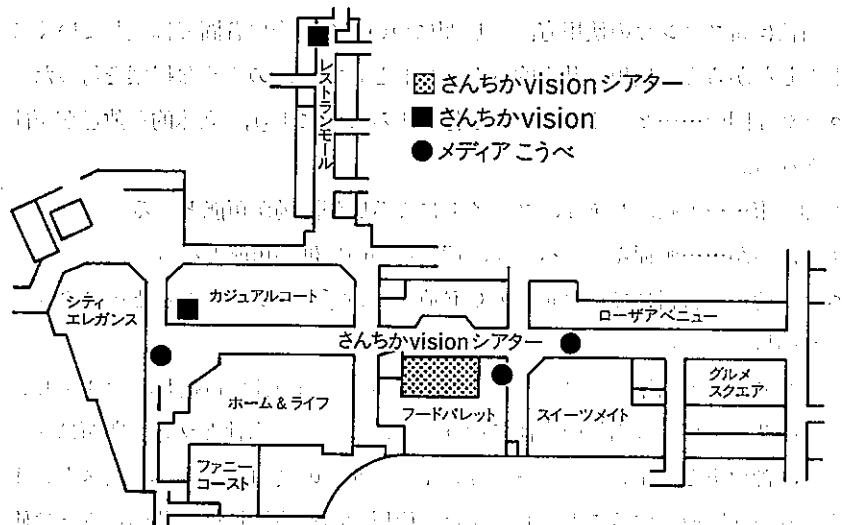
古事記時代から最も重要な都市的機能をもつた街頭として、古来より一世に亘る。世にいう「ニューメディア」の定義とは若干ニュアンスが異なると思われるが、さんちかには2種類のニューメディアがあり、都市のハイテックなイメージを告げる装置として稼動している。マルチビジョンを搭載した多目的イベントステージ「さんちか vision シアター」と、タウンガイド機能のビデオテックス「メディアこうべ」で、モールの演出に欠かせない存在となっている。

これらの導入の時期は昭和60年3月30日で、さんちか20周年記念リニューアル事業（正式呼称・さんちかリボーン'85）の話題づくり、目玉として企画したものである。リニューアル後のさんちかは市民の人気も上々で、全体の売上げは2ケタの伸びをマークしている。この商売繁盛のわけは総合的なものとしかいいようがないが、その一因として、ニューメディアが支持を受けていることはたしかである。（図-1）

1 さんちか vision シアター

さんちかは平日で22万人、休日で27万人の流動量であり、さんちか vision シアターはメイン通路に面した好立地のインフォメーションこうべの一角にキースタジオがある。ここには26インチマルチビジョン最新鋭映像システムとAM放送局仕様の放送設備をそなえた、神戸で初めてのマルチユースなニューメディアである。ニュース、ファッション、カルチャー、タウン情報など毎日新鮮な話題を提供しており、この同じ映像は離れたカジュアルコート、レストランモールの2か所のマルチビジョンでも同時に放映されている。また、ステージ

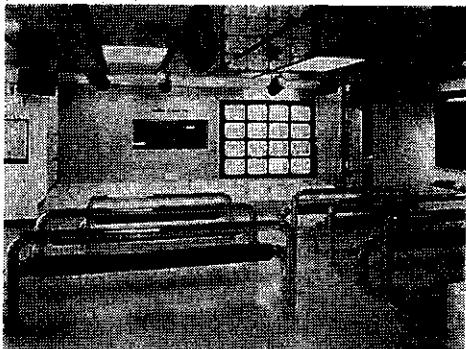
図-1 さんちかニューメディアの位置



では毎日必ずイベントが展開されており、エンターテイメントな都市空間として好評である。

visionシアターの構想はリニューアル事業のポイントになるとともにニューメディア時代に対応し、またビジネスの可能性をも期待した「高度情報化時代に対応する新情報システムのサービス事業」とするものであった。そこで同じさんちか内で類似の事業を行っていたラジオ関西と神戸市に協力を要請した。当時、ラジオ関西のサテライト・スタジオ（以下サテスタ、38m²）はフードタウンの一角にあり、神戸市は当社と共同でインフォメーションこうべを営業し、またインフォメーションギャラリー（現在のvisionシアター位置）では

さんちか Vision シアター



当社は新スタジオの使用方法、展開について今後当事者間で協議していくこととしながらも「使用の基本的パターン」として、次のような提案を行った。

- ラジオ関西……ビデオシステムを付加することにより、立体的な放送が可能となる。
- 神戸市……映画、ビデオ、スライドによる広報活動が可能となる。
- さんちか……販促キャンペーン、買物情報の提供が可能となる。
- その他……有料にて一般企業の C.F 放映、歌手キャンペーンなどのスタジオ時間貸ができる。

そして協議の結果、新スタジオの建設費用は全額当社で負担し、マルチビジョンのリース導入も当社の責任で行うことになった。当社とラジオ関西はサテスタ、神戸市とはインフォメーションギャラリーの契約を解除し、新スタジオを三者の共同運営することとし、新たに使用契約を締結した。共同運営とは使用時間の調整を行う程度を意味し、それぞれが独自の情報発信、情報サービスを行うことによって、将来他に真似のできないようなシステムにしたいとの願望が含まれていた。どんなことになるか、やってみなければ分からない面が5割以上あり、当時「走りながら考えよう」が担当者間の合言葉であった。

スタジオ建設とマルチビジョン導入

新スタジオ(45m²)は旧サテスタより広く、オープンステージを採用、その高さもわずか25cmで、客席との一体感を図れるよう設計されている。客席は特定の人たちにたむろされるのを避けるため、長時間腰かけにくいバー式を採用了。スペースは約40人であるが、立見席部分が広く、人気イベントになると通路まではみだし、観客数は200人を超えることもある。調整室の後部にはターレントの緊急避難口が設けられている。ステージの模様は天井吊りカメラのオート操作で撮り、マルチビジョンで放映される。移動式カメラを併用、より迫力ある映像を作ることもできる。照明用電力量はもっとほしかったが、容量的にこれ以上は無理であった。(表-1)

マルチビジョンの導入とは、そのシステムを買うことであるため、製作メー

表一、vision シアター設備一覧

システム		床面積18m ² (客席40)		
	台数	品番	備考	
映像	映像拡大装置 3/4VTR 1/2VTR 1/2VTR レーザーディスク VHD スーパーインポーター テロップ装置 3管式カラーカメラ	1 3 1 1 1 1 1 1 2	16面拡大, 9面拡大 Uマチック VHS MAX-HF-300 TP-7000 DP-900 SMC-70G JATO-100 WV-888H	(注) 映像拡大装置 Uマチック VHS MAX-HF-300 TP-7000 DP-900 SMC-70G JATO-100 WV-888H
	16ch音響調整卓	1	(特注)	
	エコーマシン	1	SDE-3000	
	テープレコーダー	1	DN-310R, P	オープンシリール
	レコードプレーヤー	2	DN-302F	
	レコードプレーヤー	1	SL-1200MKII	
	カセットデッキ	1	RS-B70	
	マイク	5	SM-58	
照明	マイクスタンド	5		卓上3台, 床置2台
	天井固定(500W)	4		
	床置(500W)	2		
	スタンド(500W)	2		

カーニの比較検討を慎重に行った。また、同じメーカーでも仕様をちょっと変えるだけで、千万円単位で価格差が生じることがわかった。昭和59年10月、「さんちか広場」(現さんちかホール)において「ニューメディア展」(主催さんちか)を開催したが、その目的のひとつはマルチビジョン導入のためのテストでもあった。ランニングコストが安くつくこと、緊急時のメンテナンスなどがメーカー決定の最終要因となったが、基本的には当社の導入ポリシーに合致するか否かにかかっていた。その結果、松下電器のシステムに決定をみた。

松下電器のシステムはコンピュータ制御で、ソフトを仕込んでおけばほぼ

無人で運転できる優秀なシステムである。6年という最長期間のリースとしているが、これはひとえにランニングの負担を低減させるため、技術革新の現状に照らして考えるなら3年ぐらいでありたいものだ。また、実際に無人でいけるかとなるとAM放送局設備を持っていること、ステージを使用させるための雑務などがあり、オペレーター常駐1名の外部委託をしている。当社専任の職員は0.5人であり、経費の面でいえばこのほかにビデオ、レコード、生テープ、著作権料などのソフト料と自主企画制作費などが必要である。放映時間を午前11時50分から午後7時までとしぶっているのも、中味を少しでも濃くしたいとの経済効率バランスからである。

ステージ番組・イベント重視で差別化

visionシアターの使用順位は、公共性の強いラジオ関西を第1位とし、他局から申し込みがあればこれに準じており、これまでに大阪朝日放送ラジオが使用した。第2位はその他のステージを使用する番組、次いで一般映像の放映である。ステージ番組を優遇、重視しているのはイベントの持つ集客力で、要はおもしろいためであり、このエンターテイメント性情報発信こそが他との差別化を図れる唯一の武器と考えているためである。毎月下旬に翌月分番組みを編成しているが、ステージ番組の飛び入りなどがあり、変更されることしばしばである。

ラジオ関西は「さんちかサテライトナウ」「日産サタデー神戸」「NTTテレホンランド」のサテスタ放送を行っており、毎日1回はvisionシアターが賄う仕組みになっている。もっと回数をふやしてほしいのだが、ステージ使用となると見せることであり制作コストが高くつく。今年のゴールデンウィークには本社スタジオ番組を公録として持ち出し、スペシャルゲストを加えた関係費用をさんちかで負担、さんちかのイベントとして市民に楽しんでもらい好評であった。

安い費用で、ステージ番組をつくることはできないだろうか。その試みが毎週土曜午後3時の自主企画番組「こうべヴィークエンドショッキー」で、もう50回ほど続いている。大阪のなんばCITYでは女子学生20名ほどをプールし

て自主放送を成功させているとの話を聞き、最初その線でスタートさせてみたが、ステージにまるごと出演して1時間持たせるのは無理であった。将来、スタジオ内でカメラに顔だけ出しておしゃべりする企画で使ってみたいと考えている。現在はメインの司会者にプロを起用、アシスタントにアマを使いトラベル、ファッション、シネマ、カルチャーなどで話題をつづっている。人気があるのは歌謡曲など歌や音楽のあるキャンペーン、タイガーズグッズなどが当たるクイズ、さんちか各店が提供するコーヒー、アイスクリーム、菓子が試食できるブレークタイムなどである。2、3のスポンサーに参加してもらっているので、1回当たりの制作費は3万円ほどの支出におさまっているが、これからは逆に収益をあげるように努力したいと考えている。

映像ソフトの悩み・組み合せで活路

1日のうちの大部分の時間帯はマルチビジョンによる映像放映のみで、情報発信サービスを売り物とする以上、そのソフトの質が問われる。ところが、ソフトの論議になると際限もなくむづかしい。神戸・さんちかというバックグラウンドに合うものを考えながらはしっているのが現状である。都市の装置、環境の演出ツールでありたいとの考えが5割、残り半分がビジネスとしての可能性を期待している情報発信である。情報発信の内容はエンターテイメント型（イベント、TV再送信）とインフォメーション型（市広報、買い物情報などCF）をミックスさせたものとなっている。

テレビ局の番組を流すには再送信同意を得ることが必要で、天気予報、ニュースの定時ものはNHK、サンテレビを使っている。ただし、英文ニュースは共同通信より配信を受けている。大相撲と高校野球は人気抜群で、要望も強いので必ず番組に落とし込んでいるが、ナイターは時間の都合で不可能である。「ヨーロッパの影刻」「スイス・アルプス」「スコア」「かわいい小猫大集合」などはいわゆる環境ビデオで、50本余りのストックがある。「最新映画予告」「アメリカ音楽新譜ビデオ」などは月極レンタルで配給を受けている。（表一
2）

神戸市の広報番組はプログラムに載せていないが、これは3、4分程度の短

表-2 vision シアター番組表（例）

曜日 時間	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日
11:50	天気予報	天気予報	天気予報
12:20	ニュース	日産サタデー神戸	N.T.T. テレホンランド
12:55	英文ニュース		スコア チイコフスキ
1:30	ニュース		花の都 パリ
2:30	ザ・ウェイブ	5: ニュース ザ・ウェイブ	最新映画予告
ヨーロッパの彫刻	モトクロス レーシング	アメリカ音楽 新譜ビデオ	アメリカ音楽 新譜ビデオ
3:25	スイス・アルプス さんちか サテライト ナウ	こうべふわいーく エンドジョッキー	ザ・ウェイブ スノー&アイス ロワールの 古城
4:30	スコア チャイコフスキ クリンシージョーンズ イン シアトル	ペットギャング ベスト 3	モトクロス レーシング クリンシージョーンズ イン シアトル
5:30	アメリカ音楽 新譜ビデオ かわいい小猫 大集会	スコア チャイコフスキ スノー&アイス	アメリカ音楽 新譜ビデオ ヨーロッパの彫刻
6:30	英文ニュース	英文ニュース	スイスの 山人々
	ニュース	世界の帆船 オンパレード	ニュース

がいものが多く、しかも1日7、8回リピートするためである。「神戸の資料館」「須磨水族館」「風見鶏」「旧居留地」などよいビデオが多く、年間約30種類を放映している。さんちかはスマーフェア、クリスマスセールなどの各種販促CFを流しているが、CFの制作コストが高い(1本300万円以上はかかる)ため、スライドで対応することもある。CF(15秒~30秒)1本の値段はいくらが適正かはグレードとの関係であるが、マイナーメディアではもっとも現実的な方法をとらざるを得ない。さんちか約50店が参加して、1店当たり15秒CF「歳末ギフトガイド」を制作したが、このときで1件当たり8万円で、

プロに依頼した場合この辺が最低となるようだ。

実をいうと、CFとまではいかなくても、神戸の風景とかさんちかの日常的なガイドぐらいは、内部で制作したいと思っている。しかし、音楽著作権、ナレーションなど上上がりにはできない構造になっており、現在はさんちかホール、ギャラリーさんちかなど催し関係の一部を撮影、放映するにとどまっている。世間では8ミリビデオがブームのようだが、以前「マイビデオ」として一般から募集したが、残念ながら採用できるものは少なかった。将来、自前のソフトを少しでもふやしていくためには、センスのある人材を育成していく必要があり、時間がかかりそうである。

市民参加を期待・低料金で一般開放

そんなわけで、当面は一般メーカー、商店などのCF放映やステージの時間貸しといった営業で稼いで、その収入でよいソフトの配給を受ける、あるいはオリジナルを外注していく方針である。収入は徐々にふえているが、まだ運営管理費をまかなうにはいたらず、ビジネスとしては遠く及ばない。他商店街でも悩みは似たようなもので「花壇であったり、街灯であると思う」とする共同管理費的な考え方をとるところが多いのもうなづける。

CF放映、ステージ利用のスポンサーは、別の意味ではvisionシアターの新情報システムを模索する共同オーナーでもある。このため、利用促進、パートナー募集を第一義と考え、誰でも利用できる低廉な料金設定を行っている。CF放映料金の場合、15秒月極10万円であるが、1回当たりの放映料に換算すると333円にしかならない。また、利用規定に関しても公序良俗に反するものは駄目として、できる限り規制しない方針をとっており、ライバルであるはずのデパートのCFを流したこともある。ステージ貸し料金は、学生サークルでも利用できるラインをねらっており、多少なりとも収入が確保できる方が利用しやすいとの判断から、物品の宣伝販売も認めている。（表-3）

これまでの一般的な利用状況は当社のPR不足、セール活動欠如のため口コミによる申し込みが大部分である。CF放映では自動車メーカー、大手建設会社、たばこなどメーカー側のものが多いが、今後はCF制作コストの低減

（株）ビジョン・シアターの映像放映料金表

表一3 vision シアター利用料

<マルチビジョン放映>

●月極C F放映料金

素材秒数	月間回数	一日平均回数	1ヶ月料金
15秒以内	300回	10回	100,000円
	300回	10回	200,000円
30秒以内	150回	5回	100,000円
	300回	10回	400,000円
60秒以内	150回	5回	200,000円
	90回	3回	120,000円

●月極映像放映料金

素材時間	月間上映回数			
	120回	90回	60回	30回
～30分以内			300,000円	150,000円
～25分以内			250,000円	125,000円
～20分以内		300,000円	200,000円	100,000円
～15分以内	300,000円	225,000円	155,000円	75,000円
～10分以内	200,000円	150,000円	100,000円	50,000円

<貸ステージのご利用>

（株）ビジョン・シアターの貸ステージ料金表

平日	2時間拘束	50,000円
	1時間拘束	25,000円
休日	2時間拘束	60,000円
	1時間拘束	30,000円

※マルチビジョンの使用を含みます。

（株）ビジョン・シアターの貸ステージ料金表

策を見い出しローカルスпонサーを開拓していきたい。ステージ使用では JAL 沖縄、小倉祇園太鼓、安木節など観光キャンペーンもの、ファッションショーなど派手なもの、「アクション」の大きいものに人気があった。外人アーチストなどが出演する国際交流もの、カルチャーセンター関係のもの、「サンプル、記念品類を配布するものも好評で、見てためになる、得をするといった要素がうけているようだ。」（「さんちか」） 一方で、西神の大会本部「ユニバシード神戸」では、vision シアターはいま歩きはじめたばかりなので、まだ世間に評価を問えるようなものはない。ラジオ関西、神戸市の協力と市民参加による新情報システムの構築といった目的の性格からして、永年努力を積み重ね、そこに成果が生まれはじめてくるのではないかと考えている。しかし、「さんちかの立場でみると、商店街差別化、ニューアイメージ展開のための店舗映像化（昭和46、7年頃、第1次ブーム、現在第2次ブームといわれる）に成功したといえよう。ハイテックなシティ感覚を思わせるこの装置、ハイタッチなコミュニケーションのこの仕掛けがないさんちかを想像してみると、vision シアターの重要さがよく分かる。」とはいえる。小売業がニューメディア活用の時代へ移っていくのは確実である。昨年のユニバシード神戸大会のとき、西神の大会本部「ユニターン放送局」の電波は、光ケーブルによって vision シアターに運ばれ、放映された。その光ケーブルは今も生きており、いつのことになるかはともかく、神戸市域をめぐるニューメディアネットワークの拠点となる楽しみも秘めている。

2 メディアこうべ

流通、小売業界にとって、ニューメディアの本命は双方向有線テレビとビデオテックスだとされている。双方向有線テレビはまだ実験段階だが、壮大な無駄使いといわれているのに対して、ローコストで展開可能なビデオテックスの普及ぶりは目を見はるものがある。「さんちかリニューアル事業の一環としてビデオテックス導入の方針を打ち出したのはオープンの約1年前、昭和59年春のことであった。電々公社（当時）のキャブテンがこの年の11月より開始されることになったため、デモンストレーション用に1～2台、これだけではおもしろく

ないのでさんちかオリジナル用のビデオテックス数台を導入してはどうかとの発想であった。今でこそ「全国ビデオテックス・タウンガイド」なる冊子が出回っているが、当時は「六本木タウンガイド」があった程度であり、59年6月にはダント系で「ダッヂボックス」がデビューしていたが、本格的には昭和59年10月以降（天神地下街Qプラザ、有楽町西武店内インフォメーションなどは10月組）のことになる。どのメーカー、どのタイプのカードにするか、ソフトの組み立てをどうするか、文字情報か、イラストか、写真か、画面容量は、それらの費用は、などハードメーカー、ベンチャー企業からプレゼンテーションを受け検討を加えていった。しかし、初期のことであり当方はないものねだり、営業マンは知識不足でイメージがかみ合わず困惑するばかりであった。そこで、各地にできつつあったビデオテックスのキーをただいてみて、その体験により導入のポリシーをつくり、イメージに近いものをさがすことになった。最終的に納入実績などを考慮して総合システムサービス㈱のTP&LANビデオテックスに決定をみたのは昭和60年1月上旬のことである。オーブンまであと3か月足らずであり、そのためソフト制作期間があまりにも短かすぎた。そのことが、いまもソフト内容に尾を引いている。このシステムは同社（東京）の情報セシターに置いたコンピューターに画像を蓄積しておき、そこから遠隔地の端末機に備わったメモリー内に電話回線を通じて瞬時に画像情報を送り込む仕組みであり、名づけて「メディアこうべ」。

簡単な操作・電子チラシの発想

（担当者）

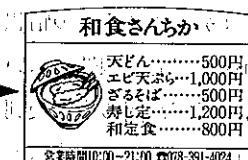
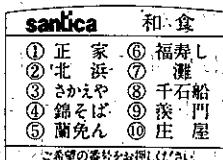
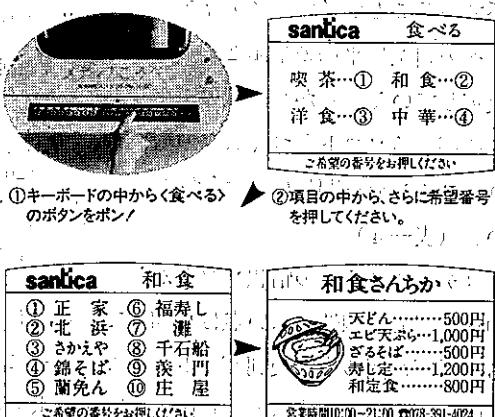
日進月歩の世界なので、現在はどうなつかまびらかではないが、導入したものはその当時の比較検討といえば一番コストの安いシステムであつたと思う。visionシアターで大型の情報発信を行うので、メディアこうべは電子チラシでよいとの思想をもっていた。リニューアルの話題になり、都市商店街らしい機能が発揮できる程度のものを求めていた。ビデオテックスの本来的な意味からいえば、その端末から情報を送ること（双方向通信）ができる、注文を受けるなどの商売の用に足るものでなければならないが、オプションをつければ当

然コスト高となってくる。メディアこうべがローコストなのは初期投資の専用回線工事が不用であること、入力関係の人手が不用である点が有利で、また、各メーカーはほとんどリース制（5年ぐらい）なのに対して、レンタルとなっていた。

メディアこうべはさんちかのメイン通路3か所に設置しており、うちインフォメーションこうべにはNTTキャブテンと抱き合せの形で並んでいる。この2台の利用状況をみると、キャブテンは操作が複雑なためかコンピューター世代の若者用といった感じであり、それに比べメディアこうべは、いたって簡単なキーボード操作になっており、わずか3回で目的の情報にたどりつく仕組みである。その辺が電子チラシの発想でもあるわけだが、必要があるのか、ないのか、あるいは玩具がわりなのかもしれないが、メディアこうべは1日中利用者が途切れないとほどのである。

（二）
一メディア体験ランドの意義
は大きいと考えている。（図一-2）

図一-2 メディアこうべ＜食べる＞の操作手順



情報ソフトは、阪神間の生活便利ガイドのものであります。それはいいとも、決して肝心のソフトを軽視しているわけではない。（第1メニューは「装う」「暮し」「食べる」「味わう」「こうべ散策」「周辺施設」「電車・バス」「催し物」の8項目からなっており、合計約700画面であり、さんちか149店のガイドに300画面と多くをさいているが、その他はいわゆる「タウンガイド」のレベルで入力、美術館の催し物情報などはその都度差し換えていている。なお、画像はイラストカラー（128色使用可）と文字の混合で、写

真は使用できない。

難点をいえば情報量が少ないと、個性がないのではないかと考えている。情報量をふやすために求人、中古車、駐車場、ファッション、レジャー、スポーツ、トラベル、クリニック、家具、バーゲン、マンション、ホテル、映画、飲食などのスポンサーを募っていくことにしているが、現在のところスポンサーはついていない。他所のタ

表一四 メディアこうべ利用料

ウンガイドにはスポンサー情報の
かなりあるものもあるが、系列関
係であることが多い。メディアこ
うべの料金は平均の半額どころで
設定している。しかし、紙のチラ
シを超えるソフトがつくれない限
り、スポンサー開拓はむずかし
い。(表一四)

① 放映料(さんちか内メイン通路3カ所)

単位	6カ月契約	1年契約
2画面	60,000円	100,000円

② 画像制作料

画 面	料金(1画面)
文字のみ (20字×8行=160字)	20,000円
イラスト、指定文字等混合 の場合	30,000円
文字、画像等修正の場合	実 費

メディアこうべの情報ソフトが
中途半端で、個性のない点は承知しており、ほぼ全面的な改訂を検討している。「阪神間の生活便利ガイド」をモットーに、第1メニューを「東灘・灘・北区」「中央・兵庫区」「長田・須磨・垂水・西区」「芦屋・西宮・尼崎」「宝塚・三田・伊丹」「明石・加古川・高砂・三木・姫路」「さんちか」に変更、内容も充実させたいと考えている。また、「占い・ゲーム」のメニューも加えるなどして遊びの要素を加え、目先を変えるといった個性の演出が大切になつてこよう。そしてもうひとつ大事なことは、ビデオテックスは近い将来、流通、小売業に大変革をもたらすといわれているが、そのときにはどんな対応でもできるよう勉強はしておきたいと思っている。

キャプテンサービスの経営

宮川久仁雄

(キャプテンサービス株式会社
大阪営業所)

1はじめに

我が国のビデオテックスシステムは、郵政省と電電公社（当時）それに情報提供者が参加し、共同実験として、キャプテン（CAPTAIN）の名称で昭和54年12月から東京23区内で実験サービスが行われた。その実験成果を踏まえて多くの機能改善を行った上で、昭和59年11月より東京首都圏、京阪神地区を対象に情報提供者310、利用者端末数1,790で商用サービスを開始した。その後、逐次サービス地域の拡大を積極的に推進し、昭和61年4月末現在でサービス地域は東京23区 179市36町5村に達している、また情報提供者数は 592、端末利用者契約件数15,177となっている。

本稿では、サービス開始1年半を経過したキャプテンサービスについて、システム概要、サービスの現状並びにシステム運営の仕組みについて述べ、更に今後のサービスの定着、発展へ向けての動向について述べる。

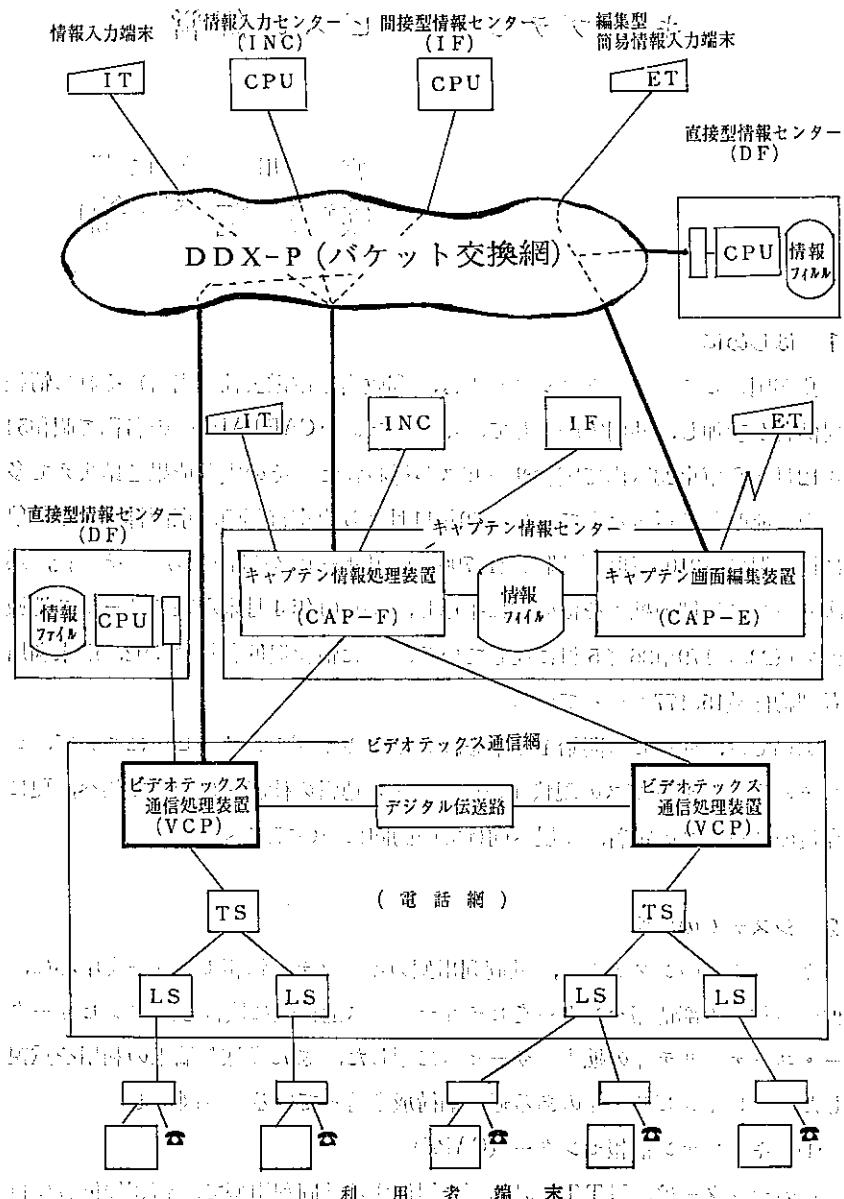
2システムの概要

キャプテンのシステムは、共同利用型のキャプテン情報センターを中心に、他の多数の外部情報センターをビデオテックス通信網に接続し、コンピューター・ユーティリティの拡大やサービスに適した、また多様な端末の利用を重視した、フレキシビリティのある通信網構成を持っている。（図一1）

(1) キャプテン情報センター (CAPF)

このセンターは、NTTが設備等を提供する共同利用型で、情報提供者は自

図一1 キャブテンシステム構成図



分のコンピューターを持たずに経済的負担が少なく、気軽に参加できる点が大きな特徴となっている。サービスの発展段階においては極めて重要な役割を担っていると言える。センターは情報処理装置と画面編集装置から構成されており、前者は画像情報の登録、蓄積、更新、検索やオーダーエントリーサービス、会員制サービス、計算加工処理サービスの機能、センター登録者の管理及び情報提供者への料金情報の記録などの機能を持っている。後者は編集型簡易情報入力端末との会話形式による画面作成編集機能のほか、情報処理装置への画面の登録、更新の機能を持っている。

(2) 外部情報センター

センターの形態には次の3種類がある。

- 直接型情報センター (D F)
- 間接型情報センター (I F)
- 情報入力センター (I N C)

直接型情報センターは、情報提供者が自らコンピューターシステムを持ち、利用者端末と直接会話処理を行い、情報提供するもので独自性を生かしたサービスの提供ができる。

間接型情報センターは、キャプテン情報センターを介して、利用者端末と会話処理を行い情報提供するが、画像ファイルはキャプテン情報センターに持つておらず、又会話処理の多くもそれにより代替している。従って、自社のコンピューターへの負荷を軽減できる。

情報入力センターは、キャプテン情報センターと接続し、同情報センターの画像ファイルへの画像の入力、更新を自動的に行うもので、利用者端末との会話処理は行わない。

(3) 情報入力装置 (I T)

端末自身で情報画面の作成ができる、キャプテン情報センターと接続して画面の入力及び更新ができる。

(4) 編集型簡易情報入力装置 (E I F)

キャプテン画面編集装置と電話網を介して接続し会話処理により画面作成。

表一 表示機能ランク

選別 基準	ランク	種類名	表示機能		
			パターン 表示	コード化 表示	ジオメトリ ック表示
家庭ジ ・ネ ース 般向	1	パターン端末	○	×	×
	2	ハイブリッド端末	○	○	×
事 業 用 な ど	3	高密度 ハイブリッド 端末	高密度 2倍	○	○
		高密度 端末	高密度 4倍		
特 殊 な 図 形 情 報 の 利 用 に	4	コマンド端末	○	○	○
	5	高密度 ハイブリッド コマンド端末	高密度 2倍	○	○
			高密度 4倍		

編集、更新ができるもので文字情報入力の経済化を図っている。

(5) 利用者端末装置 (G T)

利用者端末装置は、機能により 5 種類のランクがあり、その内ランク 2 は文字等を表すコード方式と図形を表すパターン方式からなるハイブリッド端末で、普通のテレビに接続できるので、現在最も普及し、標準型になっている。端末の表示機能ランクを表一 1 に示す。

(6) DDX-P による通信料の軽減

DF とビデオテックス通信網或いは IF, INC, IT とキャプテン情報センターの間はオンライン運用するためには専用回線により結ぶ必要があるが、設備がシステムの接続点から離れていると回線専用料の占める割合が大きくなり、

（タ）と 利用台数

概要		通常のテレビ受像機での表示	ランク別設置状況 (61.3.31現在)	備考
<u>表示密度(ドット)</u>				
標準密度	縦204×横248 漢字 120字 英数カナ 496字	○	13台	
標準密度	縦204×横496 漢字 248字 英数カナ 992字	○	9,936台	
高密度	縦204×横496 漢字 496字 英数カナ1984字	×	1,019台	端末には左に示す外 ET: 113台 パソコン用: 279台 がある。
標準密度	縦204×横496 漢字 248字 英数カナ 992字	○	271台	
高密度	縦408×横496 漢字 496字 英数カナ1984字	×	70台	

入力コスト等を引き上げる要因となっている。これの改善策の一つとしてNTTのパケットデジタルデータ交換網(DDX-P)を介して接続するサービスが行われる事となっている。

3 サービスの特徴と種類

キャプテンサービスは、全国に普及している電話回線とテレビ受像機という既存のメディアを基盤としているので、経済的に多様なコンピュータユーティリティをもたらすことを期待しているものであり、主な特徴は次のように考えられる。

(1) 双方向会話型のメディア

ラジオやテレビ等の片方向マスメディアに対して、キャプテンは双方向会話型のメディアであり、利用者は何時でも必要な時に必要な情報やサービスを利用することができる。

(2) 多様な情報提供形態

提供する情報の量や更新頻度に応じて、各種の情報提供形態を選択することができる。

1) 共同利用型キャプテン情報センターを利用する方法

ア) 自社コンピュータを接続する方法 (IF, INC)

イ) 情報入力装置を設置する方法 (IT, ET)

ウ) 入力代行サービスを利用する方法

2) 自社のコンピュータを直接ビデオテックス通信網に接続する方法 (D F)

(3) 情報価値に応じた料金の設定

情報提供者は、自己の情報に対して自由に情報料を設定することができる。また情報料は各情報提供者にかわって、NTTが電話料金と一緒に回収する方法がとれる。

(4) 全国均一の通信料金

全国均一3分まで毎に30円という料金は、特に地方の利用者にとって有効な体系となっている。

(5) 早朝から深夜迄のサービス (午前6時から午後10時)

午前6時から翌日の午前1時迄のサービスで、情報提供者にとっては自社の営業時間外をカバーできる。

4 キャプテンのサービス機能と利用状況

キャプテンのサービス機能としてキャプテン情報センターは次の4つの基本機能があり、これらを組み合わせることによって様々な利用方法が考えられる。

このセンターの利用者は現在 592に達している。業種別内訳は表-2(a)のと

表一2 キャブテン情報センターを利用して情報提供等を行っているIP(61.3.31)

(a) 【業種別】

	業種	IP数	業種	IP数	業種	IP数	
建設不動産	建設	2	金融	銀行、信金	67	旅行	9
	不動産	5		証券	12	サービス	49
	その他	4		保険	22	学校、病院	10
製造	食品	15	通信	クレジット	10	官公庁	45
	織維	2		その他	3	団体	20
	化学・医療	7		運輸	8	その他	19
造	自動車	3	通信	放送	10		
	電機、精密	21		新聞	21		
	その他	9		通信社	3		
	出版、印刷	34		電気通信	13		
商業	商社	4	合計	電気、ガス	4		
	百貨店、スーパー	27		情報	64		
	その他	57		広告	20		
						合計	592

(b) 【地域別】

地域	北海道	東北	関東	東京	信越	北陸	東海	関西	中国	四国	九州	合計
IP数	18	12	32	284	13	38	71	96	5	4	19	592

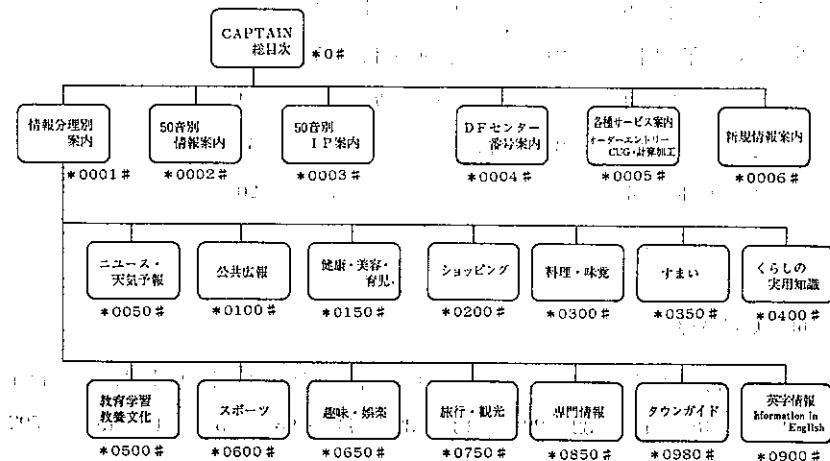
おり、又地域別には表一2(b)のとおりである。

(1) 情報検索サービス

センターに蓄積されている情報を、利用者が自由に選択し、利用することができるキャプテンの基本的なサービスである。

情報画面は画面番号（画面毎に割付けられている）により直接検索できるほか、図一2に示す目次画面に従って画面検索することができる。更に良く見られる項目については早見目次を設けるなど、検索効率を高める努力を進めている。画面アクセスの状況は昭和61年4月末現在で総アクセス数が1,310万画面／1か月に達し、情報分野別では「娯楽・趣味」「専門情報」「ニュース・天気予報」「教育学習、教養文化」の分野がよく見られている。なお、分野別蓄積画面数とアクセス状況は表一3及び表一4のとおりとなっている。

図一2 キャプテン目次案内の構成



(2) オーダーエントリーサービス

利用者端末からの入力情報（オーダー）をセンターのコンピュータが処理して、乗物、ホテル、劇場等の予約、商品の注文、パンフレット、資料等の請求、アンケート等を可能にするものである。この機能の利用状況は表一5のと

表一三 情報分野別蓄積画面数状況

(61年4月1日現在)

情報分野別	蓄積画面数	比率%
くらしの実用知識	20,710	16.0
娯楽・趣味	18,280	14.0
旅行・観光	15,220	11.7
専門情報	13,720	10.5
健康・美容・育児	12,360	9.6
ショッピング	11,930	9.3
教育学習・教養文化	11,400	8.6
公共広報	9,480	7.3
ニュース・天気予報	4,980	3.8
スポーツ	3,580	2.7
タウンガイド	3,160	2.4
料理・味覚	2,650	2.0
すまい	2,360	1.8
英字情報	440	0.3
小計	130,270	100.0
共通目次及びシステム画面等	3,010	—
その他の	50,100	—
合計	183,380	—

表一四 情報分野別の画面アクセス状況

(61年4月分)

情報分野別	端末別	家庭	事業所	小計	比率%
		家庭	事業所		
ニュース・天気予報	23,400	790,800	814,200	11.5	
公共広報	12,500	245,700	258,200	3.6	
健康・美容・育児	7,000	58,600	65,600	0.9	
ショッピング	20,200	304,600	324,800	4.6	
料理・味覚	2,600	43,800	46,400	0.6	
すまい	500	11,500	12,000	0.2	
くらしの実用知識	69,200	497,000	566,200	8.0	
教育学習・教養文化	21,100	616,700	637,800	9.0	
スポーツ	14,700	266,300	281,000	4.0	
娯楽・趣味	245,300	2,474,600	2,719,900	38.3	
旅行・観光	16,200	276,500	292,700	4.1	
専門情報	81,600	803,200	884,800	12.5	
タウンガイド	13,100	174,300	187,400	2.6	
英字情報	400	9,800	10,200	0.1	
小計	527,800	6,573,400	7,101,200	100.0	
共通目次及びシステム画面等	126,700	2,456,200	2,582,900	—	
その他の	120,200	3,317,300	3,437,500	—	
合計	774,700	12,346,	13,121,	—	
		900	600		

おりである。キャプテン画面により発注、代金決済等が連動して処理できるようになると無店舗販売への利用が活発化するものと期待されていてキャプテン発展のキーとなる重要な機能と考えられる。

(3) 計算加工処理サービス

画面の誘導に従ってキーパッドから入力した数値をもとに、簡単な演算処理を行うサービスで、ローンや税金の計算、学習テストの得点計算、クイズ、ゲーム等に利用できる。

現在はこの機能を駆使したゲーム、クイズに対するアクセスが活発で上位を占めている。

(4) CUGサービス

CUG（クローズド・ユーザーズ・グループ）は予め特定の利用者を定め、その利用者だけを対象に各種の情報を提供する会員制サービスである。会員以外はアクセスできないという特性を生かして、メーカーと販売店間の受注システムや企業グループ内の情報連絡、団体会員への周知等多目的な利用を考えられる。この機能を利用している情報提供者には、誰でもが会員になれる一般応募のCUGとして「ぴあ」と「金融経済新聞社」の2社があり、限定した会員募集のCUGとして「JAMIS」、「エーアンドエーアイ」、「デジタルキャプテンシステム」の3社があるほか、企業内等のCUGが27社あり総数32社となっている。これらCUGの会員登録者総数は約6千件に達している。

(5) DF, IF, INC のサービス状況

自社の情報センター（D F）を利用して情報提供中のI Pは23社、間接型センター（I F）を利用して情報提供中のI Pは5社及び入力センター（I N C）を利用して情報提供中のI Pは3社となっている。これら外部センターはほとんど東京に集中しているが、昭和61年3月末大阪にもビデオテックス通信

表-5 オーダ・エントリー・サービスの提供状況

(61.4末)

提 供 状 況	I P数
ホームショッピング	53
予約申込、ツアー予約、宿泊予約、講習会等の予約	13
パンフレット、カタログ等の請求	51
クイズ・プレゼント・アンケートの応募等	22

処理装置（VCP）が設置され、更に前述の DDX-P のサポートにより通信料が安くなるので従来より外部センターの設置が容易になり全国的に展開していくものと期待している。



5 キャプテンサービスの経営

(1) キャプテンサービスの制度と料金

キャプテンサービスは、〔電電公社公示第132号（官報号外第85号、昭和59年7月24日）に基づき〕ビデオテックス通信サービスを公衆電気通信法（第12条の2の規定）による試行的な公衆電気通信役務として提供することとなったもので、サービスの種類はビデオテックス通信網サービス^{*1}とキャプテンシステムサービス^{*2}がある。前者は更に第一種利用契約（端末利用者）と第二種利用契約（情報提供者）からなっている。

^{*1} 「ビデオテックス通信網を加入電話等の電話回線に接続するビデオテックス端末機器から行う情報検索等のための通信、又はビデオテックス通信網（処理装置に接続する電子計算機から情報を提供するための通信の用に供するサービス」

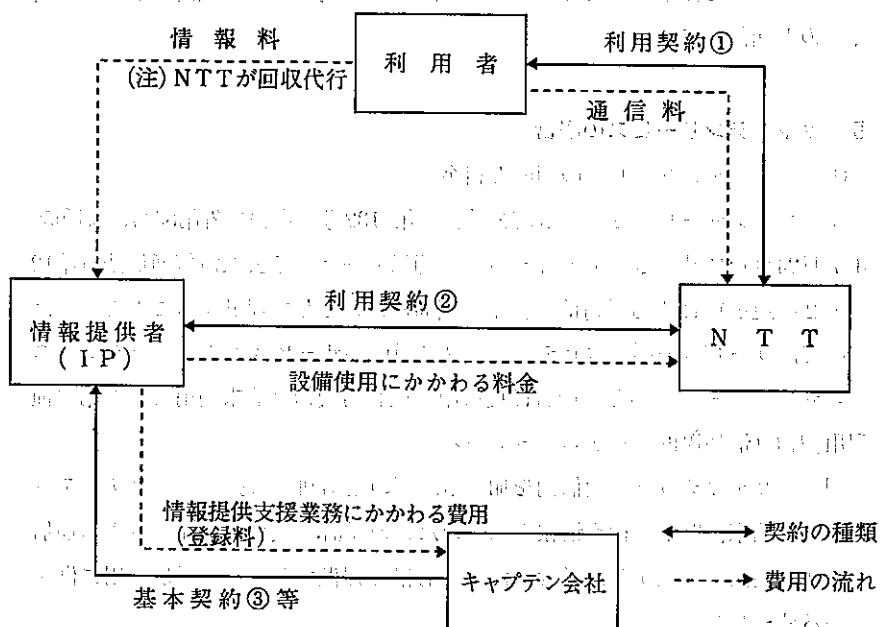
^{*2} 「キャプテンシステム設備をビデオテックス通信網を介して、情報を提供するための通信の用に供するサービス」

このNTTが提供するサービスを実際に利用するためにはその業務の一部をNTTから委託されているキャプテンサービス株式会社を経由して必要な契約をNTTと結ぶ外、情報提供者はキャプテンサービス株式会社から各種の支援業務を受けるための基本契約を結ぶこととなっている。これら契約の種類や料金等の流れは図-3に、又、情報提供の費用体系は表-6に示すとおりである。

(2) キャプテンシステム運営の仕組み

キャプテンサービスは、前述のとおり昭和59年11月30日に電電公社の行う公衆電気通信役務のうち試行的に行うサービスとしてスタートした。その後電気通信事業の自由化が急速に進展し、昭和60年4月1日から電電公社は電気通信

図-3 契約の種類と費用の流れ
 ビデオテックス回線の料金構成



① 第1種ビデオテックス通信網サービス利用契約

② 第2種ビデオテックス通信網サービス利用契約 (D Fの場合)

契約者回線利用契約 (D Fの場合)

キャプテンシステム利用契約

キャプテン回線利用契約 (IT, IF, INCの場合)

③ 基本契約

画面作成・入力代行に関する契約

(注) ②の契約はキャプテン会社が代行する。

このように、ビデオテックス回線の料金構成は複雑で多岐にわたる。しかし、主な料金構成要素としては、情報料、通信料、設備使用料、登録料がある。また、契約の種類としては、基本契約、利用契約①、利用契約②がある。

表-6 情報提供の費用体系

		キャプテンセンターを利用する場合		DFの場合 ○:必要 □:不要 △:利用した場合に必要 *:NTT料金
		コンピュータ又は端末を接続する場合		
一時費用	契約料	○	○	○
	回線にかかる費用 (設備料、工事料)	○	○	○
	画面作成、入力費用	○	○	○
年間費用	IP登録料	○	○	○
	キャプテンガイド発行費用	○	○	○
	回線使用料	○	○	○
毎月の費用	回線終端装置使用料	○	○	○
	画面ファイル使用料	○	○	○
	画面更新処理料	△	△	△
	画面照会処理料	△	△	△
	画面投入処理料	△	△	△
	付加料	△	△	△
	CUG料	△	△	△
	オーダーエントリー料	△	△	△
	計算加工処理料	△	△	△
	管理資料作成料	△	△	△

(注) ○:必要 □:不要 △:利用した場合に必要

*:NTT料金

事業法に基づく第一種電気通信事業者である、日本電信電話株式会社(NTT)となった。株式会社になってから逐次NTT内部の組織整備が進み、現在はキャプテンサービスの責任部門は高度通信サービス事業本部の画像・電信事業部となっている。ビデオテックス網及びキャプテン情報センターの資産は責任事業部が管理し、実際の設備運転はビデオテックス網をネットワーク事業本部が受け持ち、又キャプテン情報センターはキャプテンサービス株式会社が委託を受けて行っている。利用者の立場から見ると、キャプテンは電話局にて第一種ビデオテックス利用契約を結び電話局のID登録、キャプテンセンターの

登録が完了してからアダプターの取り付け、試験を行ったうえで使用することになっている。即ち、利用者端末とキャブテンセンターは電話網経由にて接続されるので、この部分は電話企画本部の受け持ちとなる。更に最近NTTブランドの端末の販売を行っているが、この場合通信機器営業部と電話企画本部が関わっている。このようにキャブテンシステムのサービスは画像・電信事業部の本社組織及び全国10か所に在る支店を中心としてこれに関連する多くの事業部並びにキャブテンサービス会社が有機的に連係して行われている。

(3) キャブテン会社の業務形態と運営状況

キャブテンサービス株式会社は、キャブテンの商用サービス開始に先立ち、このサービスの運用にあたる活力のある運営法人が不可欠なものとして、設立が企画され、NTTを中心に広く情報提供者、金融機関、関連機器メーカーの参画があり、昭和59年2月27日に設立されたものである。会社の資本金は3億円、株主数約300名、持株数はNTTが全体の3分の1の2,000株を保有している外KDD、第一勵業銀行、富士銀行、住友銀行、三和銀行が大株主となっている。5月1日現在、会社の組織は図一4のとおりで、常勤役員4名、従業員68名である。会社の業務は大きく分けて次に示すNTTの委託により行う業務と会社独自の業務とがある。

1) NTT委託業務

- 契約業務の代行
- キャブテン情報センターの運営

2) 会社独自の業務

- 情報の整理、案内
- 画面の作成及び入力の代行
- 画面の作成のための講習、コンサルティング
- 新しいキャブテン利用技術の開拓
- イベント、広報活動
- キャブテンシステム関連機器の斡旋、取次

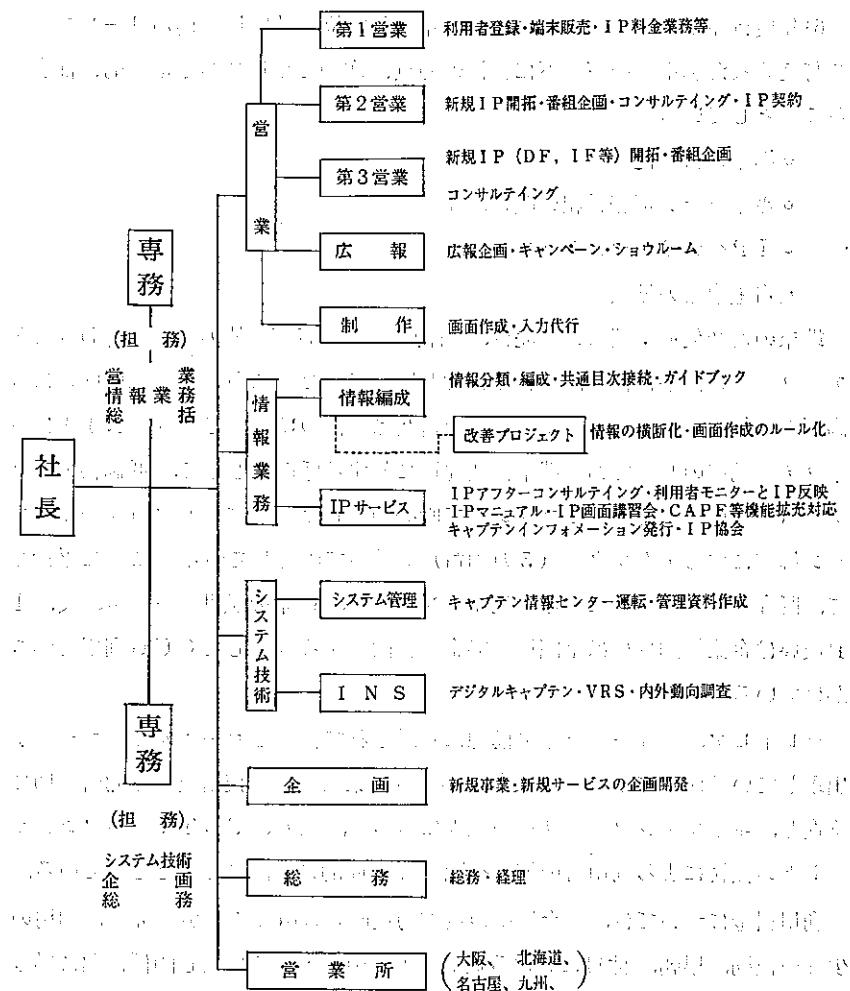
会社は設立後第3期の決算を迎えた段階にあり、営業収入は、第2期(59.

キャプテンサービスの経営

図-4 きゅーべン共ービス株式会社組織

(61.5.1現在)

(部長) (担当業務)



4.1—60.3.31) が約5億4千万円、第3期(60.4.1—61.3.31) が約10億7千円(予定)となっており、IPの増加並びに画面作成代行業務の収入により第3期の収支はほぼ均衡している。

61年度はキャプテンのティクオフの年として位置付けし、商用サービスにより与えられた利用者の声を下に経営の力点は次の4項目におき積極的に推進することとしている。

- 端末の普及促進
- キャプテン情報番組の改善、充実
- IPへのインセンティブ
- 自主事業の拡大

端末の普及促進：端末の販売は、当初、家電業者等の協力により行われたがアダプターの価格は標準的な物で約22万円していた。これは一般家庭向けには高価との評価があり、現実に家庭への普及は全体の15%程度である。NTTはキャプテン発展の基本である端末普及促進に対する呼び水として、低価格アダプター(7万円台)をNTTブランドで販売開始した。更に、パソコンをキャプテン端末にするアダプター(5万円台)も続いて販売している。これに平行して、既存メディア媒体による販売キャンペーン、端末の試供サービス、又、IP或いは企業等向けには全国均一料金を特徴とする網としてCUG利用を働きかけている。

テレトピア、ニューメディア構想に刺激されて各地でローカルキャプテンが出現しているが、これらの事業化に当たり、業務提携、技術支援を適時適切に推進し、キャプテンファミリーの拡大に努める、また、CATV、パソコンネットとの接続による利用者の拡大を図る等多面的に展開することとしている。

利用料金については、料金体系の抜本的見直しの声もあるが、先ず、利用の少ない夜間、早朝、休日における通信料の割引の実現を目指し関係機関に働きかけている。

キャプテン情報番組の改善、充実：キャプテンの基本サービスの一つである検索案内情報は、画面数にして既に20万画面に近づいている。効率良く、見易

い検索案内になるようプロジェクトチームにより情報分類、共通目次の改善、画面標識の統一、全国向けとローカル向け情報の区分、ベストテン早見表等から手掛けている。

情報番組の充実のため、利用者からの要望の強い情報の提供を情報所有者へ積極的に働きかけ、目玉情報の確保、欠落情報の改善を進めていく。

I Pへのインセンティブ：情報提供による提供者のメリットについては、端末普及数の点から説得力に乏しい面がある。従って、優良な I Pあるいは優良な情報の提供維持には何らかの助成策が期待されている。その一つにキャブテングランプリの計画が進行している。これは勝れた番組に月間賞、年間賞を出し情報提供の励みとするものである。

自主事業の拡大：会社は NTT の受託業務と画面作成入力業務等の収入が約半々となっている。このうち前者の収入は I P 数に依存しており、数年で頭打ちとなる。後者は I P 自身による作成入力が一般化し業務の拡大はあまり期待出来ないと考えられる。従って、キャブテンの発展と共に自主事業の開発を進め経営基盤を固めて行くこととしている。

6. キャブテンの動向と取組み

サービス開始後一年半の間に、キャブテンの環境条件は著しく変化している。即ち、通信の自由化が進み、NTTは独占から競争体、システムの持つ長所、短所が十分理解されないまま、ブームが先行した感があった。これまでの一年間は、システムオペレーターにとって問題点の掘り起こし、システム機能の改善、発展へ向けての戦略の立て直しの一年であり、一方、I P 個々は、諦め、困惑、改善提言、地道な努力工夫等その対応は様々であったが、その中から発展への兆しが少しずつ且つ確実に見え始めている。例えば、人気を持ち続けるゲーム、占い、徐々にアクセスが増加している経済情報、急速にメンバーが増加しているメールボックスサービス等がある。NTTは65年100万台を目指し、その実現に向けて具体的な行動を開始している。

（株）リクシティ・ケーブルビジョンは、昭和46年2月12日設立された、

高度情報化社会とCATV

（株）リクシティ・ケーブルビジョン

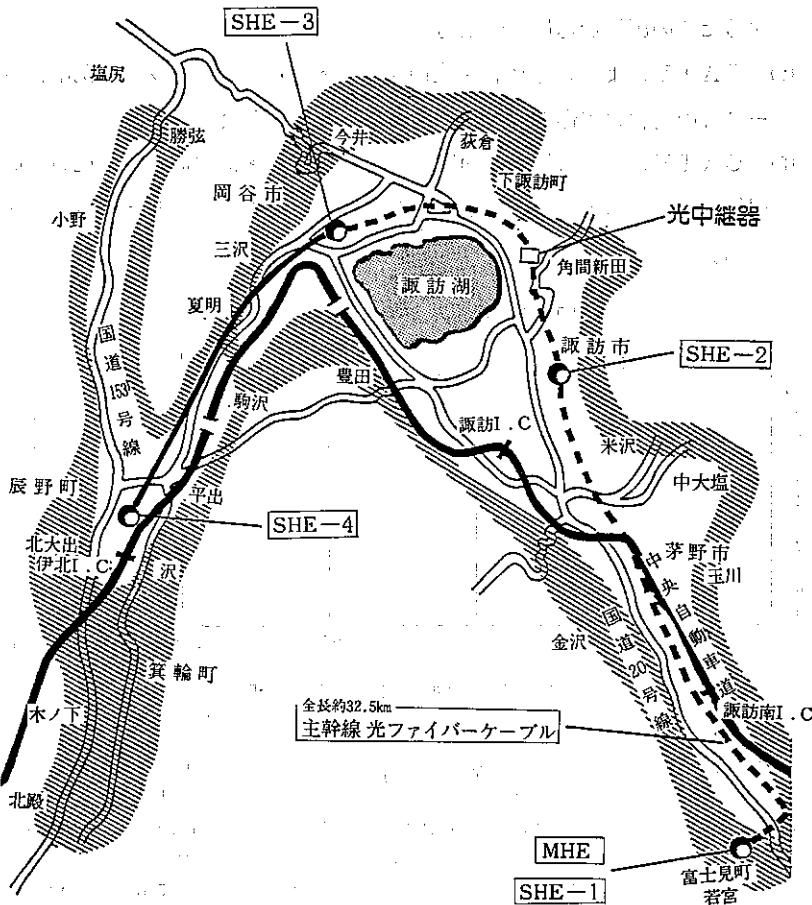
（株）リクシティ・ケーブルビジョン

山田 武志

（レイクシティ・ケーブルビジョン）
（株式会社代表取締役社長）

（株）リクシティ・ケーブルビジョン

図-1



幹線の延長に伴い加入戸数も増加し、昭和52年5,000戸、昭和54年10,000戸、昭和56年15,000戸、昭和58年20,000戸を超え(図-2)、3月末現在の加入戸数は表-1に示されるように、28,084戸となり本年末、3万戸を目指している。

会社の業務は

- (1) ケーブルテレビ放送網(CATV)の施設による自社のTV・FM放送

番組の放送および他社のTV・FM放送番組の多数チャンネルを同時放送するための広域伝送供給の業務。

- (2) CATVによる商業広告・案内・娯楽・教育・スポーツ・実況中継ニュース等の番組の製作と放送およびこれらの番組の販売の業務。
- (3) CATVの帶域外伝送の利用による画像信号・情報信号の伝送および情報処理等のシステム応用の業務とこれらシステムの機能サービスと販売の業務。

図-2 加入戸数の推移

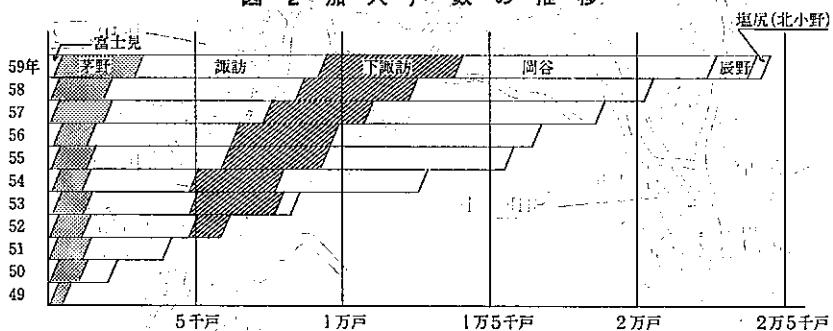


表-1 加入状況

昭和61年3月31日現在

市町名	加入戸数 (戸)	ケーブル網 (戸)	加入率 (%)	総世帯数 (戸)	総世帯加入率 (%)
岡谷市	9,343	16,842	55.5	18,092	51.6
下諏訪町	4,306	7,498	57.4	8,442	51.0
諏訪市	7,264	15,059	48.2	16,760	43.3
湖周地区計	20,913	39,399	53.1	43,294	48.3
茅野市	4,224	8,642	48.9	13,812	30.6
富士見町	203	459	44.2	4,241	4.8
諏訪地区計	25,340	48,500	52.2	61,347	41.3
辰野町	2,382	4,532	52.6	6,662	35.8
塩尻北小野	362	539	67.2	645	56.1
合計	28,084	53,571	52.4	68,654	40.9

(4) CATVの放送設備機器およびCATVに付帯する情報設備機器等の企画・開発・設計・製作の業務とこれらシステム設備の施工・保守・販売の業務。

(5) 前各号に付帯する一切の業務。』

具体的なサービス内容は次の通りである。

- テレビはNHK 3、民放が区域内 3、外が 5、放送大学、自主放送、文字情報、データ放送（実験）が各 1、以上 15 チャンネル。
- FMラジオは、民放 2、NHK、自主放送、放送大学、各 1、計 5 が通常サービス波、ステレオ音楽放送 8 が別契約で以上 13 チャンネル。

この内、自主放送は昭和 54 年 8 月に諏訪～岡谷間に放映を開始して以来、エリア、時間を着実に延ばし、現在、1 日 19 時間に亘って放送している。

制作番組も地域に密着した時事・話題、行政情報やまつりの中継、学校訪問、選挙開票速報等を実施しており作品は全国コンクールで連年 CATV 大賞などの受賞をしている。また、生中継による長時間の台風災害速報を行うなど、地域情報網としての役割も果している。

現在、自主放送 9 チャンネルはこのような努力が実り、域内に渗透し、CM 収入も着実に増大し、制作経費を十分賄う迄に到っている。

また、放送大学の UHF 電波受信に成功したので諏訪広域テレビピア事業の一環として学習センター誘致を目途とするレイク諏訪放送大学講座が文部省の指導で進行している。

経営に関しては、昭和 58 年に増資し、3 億 5 千万円になった。収入面は主として、利用料収入による（表一 2）。加入時の加入金は預り金である。収支面で収入は利用料収入が、年間約 5 億円余、それに、自主放送の CM 料収入 7 千万円等を加え約 6 億円、支出面は、常勤役員 2、男子社員 12、女子社員 8 名の人工費、1 億 5 千万円、施設・設備の改修、電柱共架料、電気代等で 1 億 5 千万円、自主放送費 6 千万円、減価償却費 2 億円弱である。この黒字基調は昭和 58 年度から出ており、その主な要因としては、初期投資の償却が進み加入戸数の増加がそのまま営業力の増大につながるようになった

表-2 料金体系

加入区分 負担金	対象	一般加入者	営業用加入者	共同加入者	集団加入者
		一戸建て住宅及び右記以外の加入者	旅館・ホテル・病院等第3者サービス用	アパート(3世帯以上)公営住宅等の集合住宅に限る。	3世帯以上入居可能なアパート対象。 1戸のみ加入可。
加入金 (施設利用 保証金)	1端子	45,000円	45,000円	45,000円	16,000円
	支払方法	便利なボーナス一括払い、分割払いもご利用下さい。			
工事代金	実費	約15,000円～ 20,000円位	加入台数により異なります。	加入台数により異ります。	工賃 3,500円 (T.V.・F.M 1台につき)
	1台	1,600円	1,600円	一世帯 1,600円	1,800円
利用料 (1ヶ月)	2台以上	200円	1台につき 200円		
	支払方法	期毎2ヶ月・6ヶ月前納(5%割引)・12ヶ月前納 (10%割引)			

こと。永年の経験から職員の質が向上すると共に周辺の協力体制が強化されて來たこと、少數精銳とムダ排除による経費の節減が役立っている。

3 将来展望

イ・多チャンネル化、テレビ、FMラジオいづれも

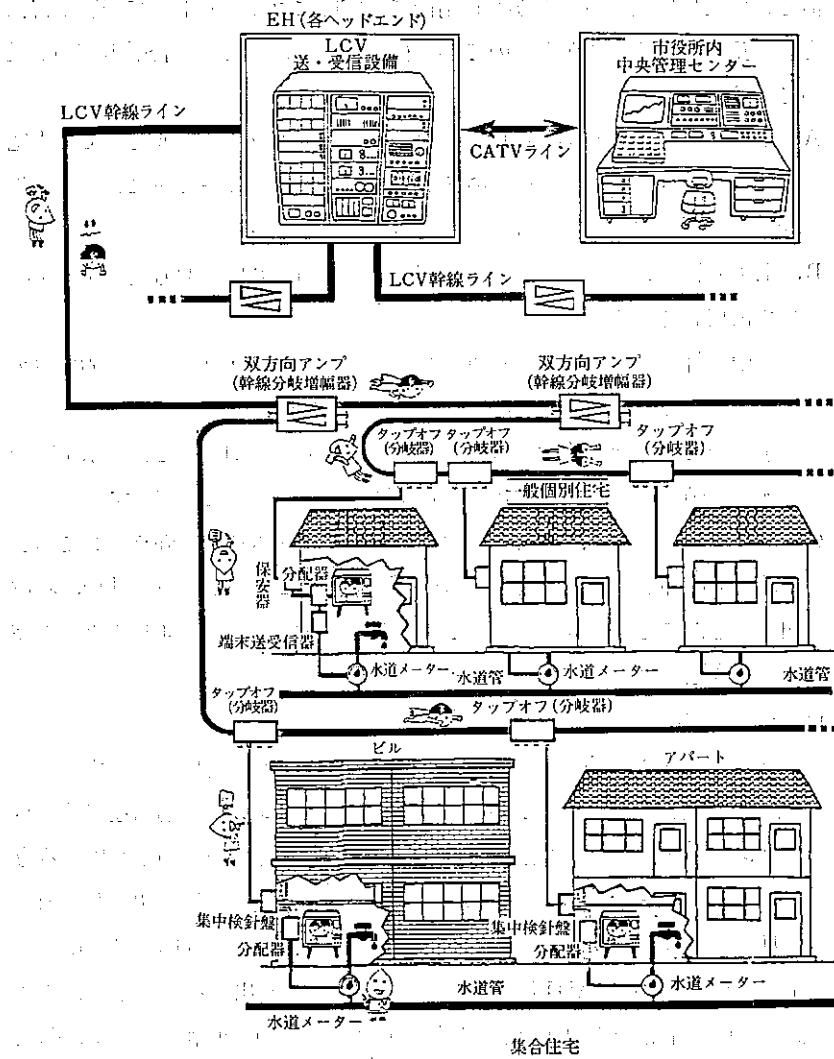
近い将来 20チャンネル体制
64年位 30チャンネル体制} を目標とする。

アメリカCATVの大規模高加入率の本質は多チャンネルにありと見るので、衛星供用開始、ソフト供給体制の充実、高品質低価格を端末器開発等により飛躍の時がいづれ來ると考えて今からその肚がまえと諸準備をしたいと思っている。

ロ・多目的化

CATV施設の減価償却はその本来の目的であるテレビ、ラジオのエンターティンメント放送による収益で賄うからケーブルを他目的に利用する場合の割りかけは軽い。また、インフラストラクチャーの立場から見てもこれを広く安く使う面の研究は急がなければならない。広域帯な同軸ケーブルの特長を活用しようとするこの領域は有線テレビジョン放送法から電気通信事業

図一三 水道自動検針システム



法の範疇に入るという制度上の問題もあり、又現状は機器類が余りにも高く直ちに事業化は難しい。しかし技術面では実際にフィールド上で経験や練習を積み重ねておく必要があるので需要側のニーズに応えつつ各種の実験を進めている。

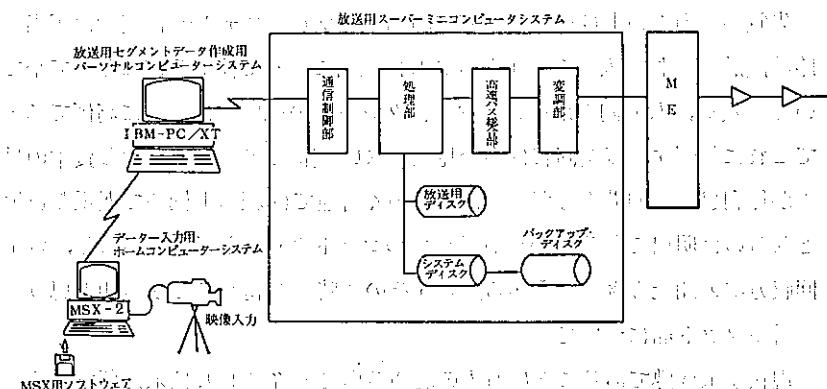
- A. 広報システム、自治体の広報を役所側から単方向ケーブルを経て個人宅の強制スイッチオン装置づきのFMラジオや屋外スピーカーに結び日常告知及び非常警報を送信するもので実験を完了している。
- B. 上水道管理システム、実験の為岡谷市中心街に8kmの双方向ラインを設けて供用している。
 - 集中検針、水道部センターコンピューターと市内4ブロック 360個のテレメータを結び検針値伝送を実験中(図-3)
 - 水源池遠隔制御、水道部センターと各水源池の制御装置を結び水位感知・諸作動の遠隔制御を行う実験で3月1ヶ所完成し逐次増大する。
- C. 医療支援システム、茅野市中央病院と老人ホームを双方向ラインで結び病院にて医師がホームの老人の訴えを判断するに必要な情報(映像、心電図等)を得て処置するシステムで厚生省の計画で実験中、4月1ホーム完成、逐次拡大する。
- D. データ放送

コンピューター間のデータ伝送を単方向ケーブルで行いたいとする要請に対しカナダで開発されたもの。局のセンターマシンから超高速で端末パソコン及びプリンターに送信、端末では双方向に近い形で検索が出来る方式でノースキー等と共に実験中、郵政省の強い御支援を得て40社が参加し5月末迄進行し年後半はハード・ソフト両面の開発を進め明年は商用化の予定。CATVの6MHz帯を使う為写真の伝送が出来る、検索の待ち時間が少い、情報の入力作業が容易等の長所があるので低価格の端末器開発などが進めば期待が持てる様に思っている。(図-4)

ハ. 第一種通信事業者資格申請

既述の通り多目的利用面では従来の放送から通信の領域に入って行く面が

図-4



あると共にテレトピア事業の中でCATV網の活用を考えると更に深く入る可能性があるので当面自治体関連、いづれは企業間の情報伝送を展開するべく第一種通信事業者資格を郵政省に申請している。

4.1 CATVの本格事業化に向けて

大規模CATV戦略の展開においてスタートの「天の時」の選択は重要であって、今はその条件整備の作業中で行動開始をすべき「時」でないことを強調したい。たとえ地域内競合現象があるとしてもこれは別次元で処理すべき問題であってその故に無理を承知で見切り発車するなどは冷徹であるべき企業家の道ではない筈である。以下いわゆる「条件」について考察すると

1. 法制・行政面

国が民活を標榜し電気通信事業法が施行され行政指導面でも規制から育成に大きく姿勢が変化しつつあることは慶賀に堪えないが省庁間又は同省内でも部門により認識度に相当な差違がある様である。民活が國の大義であり、放送と通信の融合が時代の大勢で、テレトピアが郵政省の錦の御旗とするならば上下一本筋が通りフレキシブルな運用指導をさらに一層望みたい。

2. ハードウェアの価格問題

先覚の努力と積上げにより単方向同軸ケーブルシステムの構築費は正当な路線設計、機材購入及び施工がされれば相当こなれて仕上る様になって来ている。反面、双方向とか広帯域など高グレードの機器類は余りに高価であってこれに対照する資金回収は当分見込めない実情であるから巨大な資本の投入か無利息の長期借入等があればともかく普通では経営上極めて過重な負担となるのは明白である。いづれは機器のコストダウンが必至であるし、資金回収方法の開発もされようから焦らずその「時」を待つことが賢明と思う。

3. 番組ソフト面について

現状が未成熟であることは万人の認める所でペイテレビは未だ夢であるが衛星対応戦略がにわかに始動しつつあり外国の壳込攻勢も加わって賑やかになって来たことは喜ばしい。

感じとして63年頃には10チャンネル位の専門チャンネルが生れる可能性があるかと思うので関係者の真剣な精進を期待するものである。

4. 企業者側の問題

ひと頃の「はしか」現象が去り真面目な動きが始まっているが事業取組み姿勢、手順に問題が多い様である。先づトップは言う迄もなく率先陣頭に立ち企業家生命を賭け骨を埋める気概がほしい、この種事業は幾股もかけたり数年でひき下れる様な生易しいものではない。又先行投資が多いので資本金は数億～数十億と強力で、更に資本と経営が分離し柔軟かつ大胆な運営可能な仕組が望まれる、この事業は先が読みにくく賭の場面が多いことを十分認識してかかるべきである。

5. 社員について

ニューメディア全般に亘り今はハード・ソフト共人材は少ないので費用・時間をかけても先づその育成を計らなければならない。実戦に臨ませる社員は少数精銳、多能で自ら企画、設計実行管理をこなす力を持ち何よりもこの事業に情熱を抱く人材がほしい。今はこうしたスタッフをわが陣営に持つための訓練期であると強調したい。数人のこうした人材を持てば戦略策定、設計

は彼等に立案させこれを広い視野や財務的な面で経営者が判断、決心をし実行は彼等に責任をもって遂行させれば良いのであって、その手順を誤ってはならない。要は「よく判らない」人達が無理な判断をせずに「よく判る」人が自らの陣営にあって立案、実行出来るようになる迄スタートを待てば良いのである。

6. 計画策定について

CATVには経営的見て地方型と都市型がありこれは本質が違う。われわれ地方型は永い年月をかけ年間精々5千戸構築位のスピードで展開して来たが、これに対し大都市でネット構築を進める戦略はアメリカの大規模CATVの場合に似て、強大な資本と優れた営業力を駆使して構築速度を挙げ(年1万戸以上)同時にゼロ又はそれに近い加入金で高い加入率を作り上げ、やや高目の利用料、出来ればプラスペイサービス料で資金回収速度を早める方法を取らないと成功の確率は低いと思う。優れた最高経営者による戦略指導により大局を誤らないことを期待する。

以上数項の指摘を試みたがいずれも現在みたされていない事は自明と言えよう。

5 まとめ

私は強力な仲間の出現を待ちわびると共に、新規参入者には絶対失敗されでは困ると思い論じて来た。ニューメディア全般に言いたいのは「決して急ぐな」である。自らが判断力をもてる「人の運」と「地の利」に立ち諸条件が煮えつまる「天の時」を冷静な企業家の目で選び徐ろにゴーをかけても決して遅くはない、また行政や第三者も徒らに急がして悔を後日に残すことをしてはならない。

社会の高度情報化は前人未踏、手本のない茨の道を手さぐりで歩く仕事であるから、自身は綿密、果斷に進み、周囲は理解ある支援を送る雰囲気の中ではじめて成功する壮大な事業と考えるものである。

特別論文

逗子リコールと直接民主制

高 寄 昇 三

(甲南大学経済学部教授)

（前略）この連載は、これまでの議論を踏まえて直接民主制の現状を解説するものである。その中で、特に選挙制度による政治的偏見をめぐる議論が注目されるべきである。

（以下）『妙な結果』（『政治』、59年1月号）によると、神奈川県逗子市の池子弾薬庫跡地への米軍住宅建設問題をめぐり、建設反対派の市民グループが起こした市議会解散請求成立に伴う出直し選挙（定数26）は4月6日投票が行われ、住民の条件付き受け入れを訴えてきた保守系13人と民社1人の14人が全員当選を果たし、解散前の議席を守った。

ところがこの結果、直接民主制と間接民主制の妙なズレとしての逆転現象をもたらした。

第1表にみられるように住宅反対派は59年11月の市長選以来3連勝している。しかも、出直し市議選にあっても総得票数で3万4千票も上回りながら敗北という何とも不可思議な結果となった。

（以下）『反対住民派にどうぞみれば「最後の審判」ともいべき詰めの段階で素人集団の悲しさから乱立の立候補者の票割が上手にいかず、勝負に勝って試合に負けるという憂き目を見る破目になった。』（『政治』、59年4月号）

（以下）『マスコミは「開票結果から見れば、建設反対派の女性が軒並み高い得票を得ている。しかし、市議選は、地縁、血縁がモノを言う選挙。住民意思の最終確認という段階で、主婦パワー主体の運動が持つ政治技術上の未熟さが露呈された形だ。』（61.7.4朝日）と政治アマチュアの技術的まずさを指摘している。

（以下）選挙の具体的な内容は、「解散前の10議席から過半数の逆転をねらった反対派は乱立がたたった形。『緑と子供を守る市民の会』の6人は全員当選、なかでも女性の4人が上位当選した。この結果、公明、共産両党が、もろに影響を受

第1表 池子米軍住宅問題に関する逗子市民の意思

▷61年4月6日	
出直し議選 (投票率 76.31%)	
条件付受け入れ派 14議席 総得票 14,643	
住宅反対派 12議席 総得票 18,048	
▷59年11月11日	
市長選 (投票率 74.81%)	
富野輝一郎 16,421	
三島 虎好 15,346	
▷61年3月2日	
市議会解散住民投票 (投票率 67.49%)	
解散賛成 15,887	
解散反対 12,223	
▷3月23日	
富野市長解職住民投票 (投票率 60.59%)	
解職反対 13,357	
解職賛成 11,440	

61.4.7, 朝日

しかし今度、市議会選挙は市長選以来の市民運動の総決算であり重要な意味をもつが、後でふれるように政策課題を問うレフェレンダムとしては総得票数で上回った反対住民派が勝利をえているのである。

《米軍住宅建設の経過》

この一連のリコール・選挙はもともと環境保全を願う住民側と住宅建設をめざす政府との対立が導火線であり、単なる開発か保全かという問題以外に、地方自治をめぐる政治・制度に多くの問題点を投げかけることになった。

この池子住宅問題の経過は次のように説明されているが、要するに成田空港と同じように頭越しの強硬姿勢が今日の混迷を招いたといえる。

「防衛施設庁が『思いやり予算』で進める池子米軍家族住宅建設計画(920戸、約4,200人)は、前市長が条件付き受け入れを表明して以来、三年越しで逗子市民の争点となってきた。

け、両党6人のうち3人しか当選しなかった。これに対し、「候補を絞った受け入れ派は票をうまく分散させ、全員当選を果たした。」(61.4.7朝日)といわれるよう、草の根民主主義の勝利が、却って反対派全体としての足を引張るという皮肉な結果となった。

この結果、「市民、市議会、市民の三者一体となって政府に再検討を求める」という、反対住民派の目論見は崩れ、厳しい政治環境をつくり出してしまった。

ただ気になるのは、受け入れ派をはじめとしてこの選挙を反対住民派の敗北とみなしている点である。た

池子米軍住宅建設は『在日米軍の駐留経費負担肩代わり検討』という政府方針(55年)、日米首脳会談での『同盟関係』の共同声明(56年)という状況の中で浮上した。『米海軍横須賀基地の空母二隻体制への対応』との見方もある。事業者の横浜防衛施設局は地元反対の中、57年に候補地として調査通告。58年に建設適地通告をし、59年2月の『日米合同委での合意』を理由に、建設を既定方針としてきた。富野市長誕生後も『前市長との信義則』を理由に神奈川県にアクセス評価書案を提出、手続きを進めてきた。

『自然と子供を守る会』の主婦グループにより始まった逗子市の市民運動は、自然保護を第一に掲げているが、こうした国の強硬姿勢に対する地元自治、住民自治の確立をめざす側の抵抗と位置づけることができた。

(61.4.7朝日)

さて問題の「池子弾薬庫用地」であるが、「弾薬庫は在日米海軍司令部(横須賀市)が管理、使用権を持つ国有地で、広さ 290ヘクタール。昭和13年に旧日本軍が農民らから買収、戦後は米軍に接収され、引き続き弾薬庫として提供してきた。ベトナム戦後の53年から遊休化。」(61.3.3朝日)している状況にあった。

そのため前三島虎好市長以下、全市議会議員が全面返還を訴えていた。

ところが58年7月防衛施設庁が80.5ヘクタールに920戸の米軍住宅の建設を神奈川県、逗子市に通告したことから自然保護をめざす市民グループの反対運動を誘発することになった。ただ自民党は61年1月に決定した運動方針で三宅島とともに「一部の片寄った思想の持ち主に惑わされ住民自ら議会制民主主義を否定する行動」とみ、これら運動を反対市民運動ときめつけている。

国の政策に反対する市民運動をすべて、反民主主義とみなすのは偏見ではなかろうか、民主主義とはもともと外交から街角の美観まで、複数の意見があり、それを前提として如何に意見を調整するかにある。

したがって3月2日の市議会解散のリコール成立に際して、自民党の中山国民運動本部長は次のような見解を表明しているが、やはり問題点が残るのでなかろうか。

「リコール成立は大変遺憾だ。反安保を公約に市を手中に収めた市長が、自分の支援者を使って反民主主義を平気で行っている。これは民主主義の危機だ。線を守るのか、日本の安全を守るのかがすりかえられて問われている。この問題は反安保勢力にとって、地方自治の美名に隠れての非武装中立化政策の表れ。」(61.3.4朝日)

しかし、今度の逗子リコール運動は、基地反対ではなく、仮りに民間ホテルの建設であっても抵抗を受けたであろう。あくまで自然環境の保全が目的であった。（61.3.14朝日）

「反対派の主力は主婦である。政党には介入させず、政治にはアマチュアの立場を守ろうとしてきた。イデオロギー的な反米・反基地闘争ではない。」（61.3.4朝日）といわれるよう、環境と開発をどう調和さすかが問題であった。

このような運動の経過で注目されるのは、直接民主制としてのリコール制を、反対派住民のみでなく、賛成派住民も活用し、先の第1表にみたように、3月24日、富野市長に対する解職リコールが起され、投票されたが不成立に終っている。（61.3.24朝日）この結果、三島前市長の後援会組織が活動を停止してしまった。市長解職請求を起こしたのは「逗子市政の流れを変える市民の会」で、三島前市長の後援会組織を発展させたもので、富野市長就任一年後の「リコール解禁」を待って昨年11月に署名運動を始めた。請求の理由は「建設阻止を公約に掲げ当選したが建設は着々と進行している。公約違反」「米軍住宅建設は自米安保条約に基づく國の施策で地方自治体として阻止する法的手段はない。富野市長では三島前市長が國に示した受け入れ条件が実現されず、市の利益が損なわれる」「市長が建設反対の市民と手をたずさえて阻止行動をとり続けると、外部勢力の介入を許す危険があり、逗子が成田化する」（61.3.24朝日）などが上げられている。（61.3.24朝日）

これに対して、富野市長はミニ集会や街頭演説で「リコールは住民の権利だが、公約違反や市民の代表としてふさわしくない行動をとった時に行われる。この原則を無視した場合、民主主義をおかしくさせる。私は何ら公約に違反していない」（61.3.24朝日）などと反論し、「國の施策を地方自治体として阻止できない」との主張については「國の施策であっても地元住民の理解と協力を得て目的を達成することができる。理解がなければやりにくいし、むしろやるべきではない」（61.3.14朝日）と訴えていた。（61.3.14朝日）

要するにレフェレンдумとしての住民投票制を認めない現行地方自治制の下にあっては、これまで各地でリコール合戦が行われてきたが、56年4月19日、

高知県窪川町選でリコールで罷免された原発推派の前町長が、当選するというケースがあり、わずか4ヶ月で住民の選択が変るという結果となった。

このような政策的争点を首長選、リコール合戦という代替手段でもって争ってきた。そしてしばしば賛成・反対派の両派のリコールが成立するとか、首長選、議員選と勝負を分かち合うという不自然な結果をみてきた。今度もこの制度の欠陥が露呈したことになった。

＜選挙への反応＞

このような選挙結果は、一応、受け入れ派の勝利となったので、建設反対という一色に塗りつぶされることはなくなったが、さりとて建設促進という判断を、市民が下したことにはならない。現実的にも先の市民リコールで建設反対派の富野市長の解職リコールは失敗に帰しているので、一段と事態は混迷を深めることになったといえる。

長州神奈川県知事は、次のような慎重な談話を発表している。

「投票率の高さなどからみても、市民の苦惱にみちた真剣な選択の結果と考えられ、厳粛に受けとめなければならない。これまでの四回の投票結果を併せ考え、市長と市議会の間で十分話し合い、地元の意向を固めてくれるよう、期待したい。私としては、地元の動向を注視しつつ、事態打開の方途を一步一步誠実に探ってゆきたい。」（61.4.7朝日）

また、佐々防衛施設庁長官も前向きであるが住民協力を前提としたコメントを発表している。

「地方選挙の結果について直接コメントすることは差し控えるが、受け入れ派が市議会の過半数を得たことは、米軍家族住宅建設計画を進める上で、意義のあることだと受け止めている。しかし、反対の声が多いことも十分認識しているので、今後とも住民の協力を求める努力を続けながら、環境アセスメント終了次第、速やかに着工したい。」
（61.4.7朝日）

リコールの結果に対して、マスコミはどのように論評しているか朝日社説は「逗子問題は話し合い解決を」と題して、次のように論評している。

「『勝った』『負けた』ではなく、一連の投票結果を冷静に受け止めて、話し合い解決の方向に踏み出すべきである。」

特に政府・自民党が市議会選挙の結果だけをみて『完勝』（宇野自民党幹事長代理）というような感覚で対処するならば、問題はますますこじれる恐れがある。

政府はこれまで『国の施策も地域住民の理解と協力を得てその目的を達することができる』（小沢自治相）、「住民説得には時間をかけて最大の努力をする」（加藤防衛庁長官）などの態度を明らかにしてきた。市議会選挙の結果からにわかに着工強行の方針に転じることはないだろうが、自民党の強硬論にあおられないように念を押しておきたい。

住宅建設という問題の性格から代案作成は可能と考える。お互いにどこまで譲れるか、頭を冷やして考えてみる時であろう。

(61.4.8)

また、毎日社説は「“逗子の森”代替案の検討を」と題して、次のように論評している。

「しかし、ストレートな形で住民の意思が票に結びつく事実上の一騎討ちだった市長選や市長解職リコールと違って、市議選は様々な要素が作用する。

3年前の市長選、今年の市議会解散と市長解職のダブルリコールの結果、そして今回の市議選と4回の逗子市民の票の流れは、僅（きん）差ではあるが“緑保全”とみてよいと思う。

そこで、第1に政府・与党に要望したいのは、市議選に勝ったということで、米軍住宅建設を強引に推しすすめるべきではないという点である。それでは、市長と市議会、住民間の対立を激化させ、ドロ沼化することになる。」

(61.4.8)

朝日と同じように、市議会選の勝利によって政府が強行着工することに強い危惧を示して、反対派も示している代替案（分散建設、基地内改築など）について検討すべきことを強く要望して、問答無用的姿勢を批判して、次のように論説している。

「長州神奈川県知事も、総合的な土地利用計画の見地に立って、積極的に防衛庁と逗子市の間に入って、仲介役をつとめるべきだ。米軍住宅建設と緑の保全の間には、話し合えば接点が見いだせるはずである。

それにしても、今回の一連の逗子市のリコール合戦をふりかえって感ずることは、防衛庁の硬直した姿勢だ。敗戦直後の米軍占領時代を思わせるような発想がうかがわれる。米側と地方自治体の調整をはるか柔軟な姿勢が必要なのではないか。

『地方自治は民主主義の学校』といわれている。逗子市民の『池子の森』を

めぐっての努力は、「地方自治や在日米軍施設のあり方に、多くの教訓を残した。実りある結果にしたい。」(61.4.8)

しかしサンケイ新聞の「主張」のニュアンスは朝日・毎日とは少々異なる「対立から本当の政治を」という見出しで、次のように論評している。

「出直し市議選のこの結果を、わたしたちは、市民が地に足の着いた市政をいま求めているあらわれとみたい。」

さきにも紹介したが、昨年7月、中央大学の横山桂次教授が行った『逗子市民の政治意識調査』のアンケートでは『日米安保条約はあった方がよい』という回答が67.6%を占めているではないか。『ない方がよい』は11.1%に過ぎなかった。

リコール合戦を通じて、逗子市長は『縁』を選択し、米軍家族住宅の建設に反対し続けてきた。しかし、その建設は『あったほうがよい』と市民の大多数も考える日米安保条約に基づき、日米合同委員会で決定した国と国との約束である。変更できることではない。この事実を、もう一度考えてもらいたい。

市長は『今後は反対、賛成両者の接点をさがすことにつとめたい』と語ったそうだが、もう一つ世界の中の日本、日米関係と逗子を視野の中に入れた『政治』というものを考えてももらいたい。」(61.4.8)

たしかに逗子市民は足の着いた市政をいま求めているだろう。4回の選挙をつうじて、一般市政の立遅れは否定することはできないだろう。ことに建設賛成派は助役のみならず収入役の任命を拒否しているのは、基地問題に意地になり一般行政まで巻き込んで対立関係を増幅させていると批判されても仕方ないであろう。

地方政治にあって首長・議会の対立で、このように政策レベルを行政レベルにまで、持ち込んで議会がその権限をフルに活用することは少なからずの事例がみられるが、政治と行政の混合で、少なくとも収入役は任命すべきであろう。

そしてサンケイ新聞の論説で気懸りなのは、逗子市民は安保には高い賛成率を示しているのに、なぜ、リコールが起り、市民勢力では優位を占めているのかという事実にあまり十分に認識していない点である。

それは「縁」プロパーを争っているのであり、「日米合同委員会で決定した国と国との約束である。変更できることではない」という国家の論理の押付け

への反発でこれでは市民の論理は納得できない。(61.3.14朝日) しかし、じたがって政治は国際政治も重要である。しかし地域の生活も後にふれるように無視できない。円高は貿易摩擦の解消、日米経済関係の円滑化のために不回避であろう。しかし、地場的中小輸出産業を多く抱えた地域にとって、それを国益のため辛抱すべきだと説得することが当然とはいえないだろう。(61.3.15)

市議会選挙が予想外の結果となったので、将来どのような結着がつくか予測がつかなくなったが、反対派のなかには分散建設方法など柔軟な対応を示しているグループもある。(61.3.16朝日) しかし、現市長が当選した時、国が柔軟に対応していれば、これほどこじれなかっただろう。住宅建設という問題だから、反対派も受け入れ派も代案について知恵を出すことができるのではないか。(61.3.4朝日社説)

「また防衛省は、建設する米軍家族住宅の青写真と残す『縁』を、もうと具体的に市民に示すべきである。」(61.4.8サンケイ) といわれるよう具体的データーにもとづいて、複数の案を検討していく柔軟な対応が求められるのである。(61.4.10朝日) しかし、現市長は、(61.4.16) 、「このままでは、(前回) 全く成らなかった」として、(61.4.17) 、「(前回) 全く成らなかった」として、(61.4.17)

《不完全な直接民主制》

逗子でみられたこのような住民意思と選挙結果のズレという奇妙な現象の原因は、日本の現行地方自治制の不完全さにある。

本来、住民の政策意思決定を問う制度は、アメリカの地方自治にみられるように特定テーマに対するイニシアティブ(提案)→レフューレシダム(表決)という住民投票制にもとづく決定をなすべきである。しかし、(61.3.14朝日) ところが日本の地方自治制は、リコール制(法第180・81条)を首長・議員について認めたが、政策決定に関する住民投票制は認めなかった。わずかに条例の制定改廃(法第74条)、監査請求(法第75条)について認めたに過ぎない。

しかしこれらの権利は周知のようにイニシアティブであって、その決定権は議会・監査委員がもっている。いいかえれば住民はお手上に訴えることはできる

が自分で決定する権限はない。極論すれば主権者でないといえる。

そのような意味では国民としての住民の方が憲法改正の国民投票権を保障されているので少なくとも究極の権利を留保している主権者たるにふさわしい潜在的主権を保存しているといえる。

したがって日本国憲法が定める「地方自治の本旨」に沿った地方自治を保障するためには、住民自治、団体自治を十分に制度的に保障することが必要であるといわれている。

ただ地方自治の本旨について講学上、住民自治と団体自治を並例的に扱っているが、國民主権の原則からみても、「住民自治が基本原理であり、この原理を地方行政に充足していく上で、対政府との関係で団体自治が保障されていると解釈すべきである。」

このような点からみて住民自治の制度的保障について不完全な現行地方自治制は欠陥制度といえる。レフュレンダムによる住民投票制は検討に値するテーマで「逗子に限らず都市型の地方自治では、一つの問題にしばった市民の要請への対応が課題になってきている。リコール合戦を繰り返さないためには、地方議会と首長が対立するような重要な案件では、一回の住民投票で決着をつけるような制度を確立する必要がある。」(61.3.4 朝日社説)とマスコミでも唱えられるようになった。

《リコール合戦の誘因》

逗子市の場合も、当初からリコール合戦を意図して反対運動が起ったわけではない。当初有権者50分の1の署名で済む条例制定改廃請求権が活用された。

13,606名の署名によって「逗子市住民投票条例案」が59年3月7日提案された。これによって「市政上の重要な問題」を住民投票に付するという、直接民主制の門戸を開こうとしたが、4月24日、117対7で強行採決し否決されてしまったので、リコールによる次善の住民投票という代替策へと運動は発展していった。

この住民投票案に対する市長の意見は、否決した前日、次のような意見書と

なって表明されている（緑と子供を守る市民の会編『市民協奏曲—逗子市長選への軌跡』104頁参照）

「逗子市住民投票付託に関する条例は、住民投票に付する案件が『市政上の重要な問題』という広範な捉え方をしており、不明確である。従って安易に住民投票の発議を誘発し、地方自治の基調たる間接民主制による市政運営の円滑かつ適正な執行が妨げられる。

そもそも住民投票は、間接民主制に対する補完的な制度として行われるものであり、住民投票に付託する事案は、具体的な案件に限られるべきものである。」

しかし「地方自治の基調たる間接民主制」という表明は、たしかに日常的地方行政をみるとそのようにいえるであろうが、それは市民が一般的行政事務の決定を付託しただけであって、基本的重要な案件については、住民の意思を改めて問うのが憲法のいう地方自治の本旨に沿った住民自治の保障につながる運用といえよう。

それが故に首長・議員の罷免のみならず、議会解散という強力な権限を住民に認めたのだといえる。したがって地域内住民にとって意見の対立がある重要な施策については、本来、住民の意思を問うべきレフェレンダム制が存在しなければならない。しかし、その制度がない故に間接民主制が基本であり、全権を付託されていると考えるのは、議会制への過大評価であり、住民自治という基本原則に悖ることになる。

要するに現行地方身治制は完璧な制度ではない。制定当時の政治・行政環境の下で制定された妥協の産物であるに過ぎない。たとえば起債の許可制という団体自治からみて認められない制度が「当分の間」という文言の下に40年近くも存在しつづけているのである。

さてこれに対して、住宅反対派の「自然と子供を守る会」は4月24日に声明文を出しているが、住民自治の立脚点に立って次のような内容が環境保全とともに盛り込まれている（前掲『市民協奏曲』105—106頁参照）

「本日逗子市議会は有権者の約3分の1から出された住民投票条例の直接請求を、何等実質的審議をすることなく市長の意見書を鵜呑みにして多数の方によって葬り去ってしまった。」

住民の意志を明らかにするための住民投票の請求を拒否することにより、住民の安全と

福祉を守るべき地方自治の本旨にそむき住民に対し問答無用で臨むその眞の姿を露わにしてしまいました。

私達は一方的に市民の願いをふみにじる市当局のあり様に強い憤りを覚えると共に、自らの市政に対する無関心が今日の事態を招いた一因であることを深く残念に思います。

私達市民の運命を最終的に決するのは私達自身でなくではありません。私達はあらゆるてだてを尽し、自らの運命を切り開くことをここに再確認いたします。」

市民グループとしては、日頃の「市政への無関心」を反省し、「自からの運命を切り開く」ために、今までのリコール選挙を争うことになった。アメリカまで3人の市民代表が嘆願のため渡米するとか、慣れない選挙戦を展開するなど、市民運動の苦しさを身に沁しみて体験することになる。

なおこの逗子市の「住民投票条例案」はレフェレンダムを制定した正式の住民投票ではなく、いわゆる諮詢的住民投票 (advisory referendum) であって、議会の議決権に究極の決定権の余地を残している。

第16～18条をみてみればわかるように、準公選制と同じように、投票結果を議会に今一度付託し議決を求め、しかも、投票結果は尊重するが、法的拘束力のないもので、議会が否定するほど間接民主制を否定するものでない。

（市長の報告と宣言）

第16条 市長は第15条により招集した議会において、住民投票請求内容の全文と投票の結果を報告しなければならない。

② 市長は同議会において、住民投票の結果を尊重する旨宣言しなければならない。

（議会の票決）

第17条 市長は招集した議会において住民投票の結果に対して議会の同意、不同意を求める提案をしなければならない。

③ 議会は出席議員の過半数をもって同意、不同意を決するものとする。

もっとも昭和57年7月に制定された「窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例」は、テーマも原発という具体的なもののみを対象としているが、効力は、「町長は…町民投票における有効投票の賛否いずれかの過半数の意思を尊重するものとする。」（第3条2項）とこれも厳密な意味でのレフェレンダムではない。

『住民自治への介入』：この問題が最も注目される問題であり、これが最も最近気になる動向として、政府官公庁、政権党（自民党）の住民自治である市民運動への干渉である。

昭和60年2月行われた2回目の中野区教育委員準公選制投票に際しても、自民党が投票ボイコットを呼びかけるビラを配布するなどの事態を招き、国対区の闘いの構図になった。

逗子リコール問題でも3月10日社会党の和田静夫氏が参議院予算委員会で東京都三宅島の米空母艦載機夜間離着陸訓練（NLP）飛行場用地問題を取り上げ、国と地方自治の関係について質問し政府の姿勢を追及した。

逗子リコールで問題となったのは、市議会リコール投票の告示期間中に防衛施設庁が三種類のビラを配布したことだ。この点につき和田静夫氏は「法律で禁止されている公務員の地位利用だ。」と法律上からも問題だとした。

すなわち「リコール手続きは公選法が準用されることになっているが、同法136条の2には、公務員や公社、公団の役、職員がその地位を利用して運動することを禁じた規定がある。リコール期間中に施設庁がビラを配布したこと、さらにそのビラの見出しに『住宅建設は日米間で決定済みです』と大書きしたことなどは、2日のリコール投票に『公権力で介入し、住民の意思決定に影響力を与えようとする違法行為』である』（61.3.11朝日）と違法性を追及した。

これに対する政府防衛庁の答弁は、次のように要約されている。

「ビラやちらしを配ったのはリコール問題とは関係なく法的にも問題はない」との立場。佐々防衛施設長官が『米軍住宅建設については六十一年度で13億5,000万円の予算をもらっているので、国としてのPRはリコールとは関係なく、継続的、計画的にしている』『ビラやちらしは逗子市だけではなく、環境アセスメント条例に従って横浜や、鎌倉の該当地域にも配っている。駐留軍の施設提供に関する事務は所要の事務であり、施設庁の業務の逸脱ではない』などと述べたのは、その表れだ。』（61.3.11朝日）

またビラ配布が公選法違反かどうかにつき、和田氏が自治相・自治省の見解をただしたが、およそ次のように報道されている。

『小沢自治相は『国の施策は住民の理解を得て初めて効果が出る』と、施設庁側と一味違つて、リコール制度や住民自治に配慮を見せる答弁をした。しか

し、ビラの違法問題自体については『事実関係がどうか、判断できない』とし、大林自治省行政局長も『リコールは一般の選挙と異なり、文書配布などの規制はない。公務員の地位利用については実質的な面が判然とせず、一般論では答えられない』と繰り返した。(61.3.11(朝日)「公選法の問題」) 但し、自治省が明確な答弁を避けたのは、リコール制度が『住民の自治』の精神を最もよく具体化したもので、リコール手続きについては『直接民主主義という原点でもあり、規制すべきでないという考え方で制度が出来ている』(自治省行政局)からだ。(61.3.11(朝日)「公選法の問題」)

このような見解について朝日新聞は「公選法のような細かい文書配布の規制が明文でないうえ、逗子のビラ配布は公務員個人というより、政府機関の行為であり地位利用にあたるのかどうかの判断が複雑」といった事情もあり、政府は統一見解という形で問題点の整理をする必要に迫られたともいえそうだ。」(61.3.11)と解説している。

しかし、このような点は脱法行為的色彩が濃い違反行為といえるのではないか。すなわちビラの配布は政府機関の行為であるとしてもビラ配布を職員に命令した上司は明らかにその公務員の地位を利用してリコールなどの結果を自己に有利に誘導するためにその地位を利用して、資金・人員を利用したのであり、機関の行為という行動などは存在しないのである。必ず公務員が介在するはずである。

しかもリコールなどは地域内の問題を、地域内の政治勢力によってのみ決着を付けるべきであり、背後にある勢力が介入すると、双方ともエスカレートし、争点が核心を離れてしまう恐れがある。子供の喧嘩に親が出るようなもので、地元勢力のエネルギーで結着を付けるのが最もぞましい。

《利益誘導等への評価》

さて和田氏があと1つ問題にしたのは、住民の強い反発で暗礁に乗り上げている東京・三宅島の米軍艦載機夜間発着訓練飛行場建設問題で、自民党の藤尾政調会長、宇野幹事長代理ら九人の国会議員団が2月15日現地入りし、早期建

設に向けての協力を呼びかけ、建設の見返りとして、総経費700億円余、22事業の島振興開発計画を示した点である（第2表参照）。

この点につき和田氏は「三宅島の村民の85%が建設に反対しているのに、政府、自民党は財源の不明確な700億円余の見返り事業計画を示し、利益誘導型の政治を行おうとしている。これは地方自治への政府の介入だ」（61.3.10 朝日）と指摘した。

中曾根首相は「まず話し合おうということであり民主主義の手続きを踏んでいる」（61.3.10 朝日）と反論した。

地域の政治勢力・住民の意向を、利害によって誘導を図っていくことは、政権党の常套手段といえる。補助金行政などは中央政府による地方自治体の遠隔操作手段の典型的なシステムであるが、原子力発電、防衛施設などにあっては、きわめて手厚い財政援助措置が導入されている。

たとえば発電所などは固定資産税収入だけでも巨額に達するのに周辺市町村に対してもかなりの交付金が散布されている。地元住民の正常な価値判断を麻痺させことになりかねない。

防衛施設なども同じであり、これらの財政援助金のばら撒きよりも、本来の施設の安全・環境保全に経費を投入すべきであろう。逗子市議会選挙の数日後（4月9日）の厚木基地の騒音公害控訴審判決をみてもきわめて厳しい。昭和61年4月9日の読売によると、田中裁判長は国側主張の“統治行為論”を全面的に採用、「基地の運営には高度の政治的、専門的判断が必要であり、

第2表 自民党の三宅島振興開発計画

- ① 觀光施設開発
▷ヨットハーバー▷テニスコートなど
スポーツ施設▷合宿制自動車教習所▷全島供給の温泉▷「国立公園にふさわしい施設」整備▷ゴルフ場
- ② 農業近代化
▷用排水路、ため池▷強風対策用温室
▷一次產品加工施設▷貯蔵施設▷農業センター
- ③ 漁業近代化
▷漁礁設置▷觀光漁業を兼ねた養殖施設▷加工処理施設▷製氷冷蔵施設▷漁業センター
- ④ 交通網整備
▷官民共同の新ジェット空港▷港湾整備▷海岸道路
- ⑤ 生活環境整備
▷上水道整備▷生活関連道路整備▷溶岩台地の買い上げ

61.2.3 朝日

わが国の存立と安全にもかかわる重要事項であり、「請求は不適法」として住民の請求を却下した。過去の損害賠償について「生活妨害は基地の公共性を考えると受容限度内」との判断を示し、一審が認容した損害賠償（総額約3,600万円）も棄却した。この判決は、公害差し止め請求について、過去の損害賠償を認めてきた従来の判例の流れに逆行するもので、住民側の全面敗訴で、公共性の名のもとに司法救済の道を閉ざす判決として原告は強く反発していると報じている。

飛行差止に「統治行為論」は受容できるにしても、「環境権」「人格権」などにもとづく「静かな夜を返して」という民事ベースの賠償について、「高度の公共性を考えると、住民の睡眠妨害や生活妨害、情緒的被害などは受容限度内にあるもので、違法な騒音とは言えない」とし、過去の損害賠償請求についても理由なしとして棄却した点である。

「公共性」が高ければ、受容限度が高くなるというのは全く理由がない論理で、むしろ公共性が高ければ高い程、施設設置者は公害を抑制すべき責任を厳しく適用され、それが不可能なとき賠償はより大幅に認められるべきである。

うがった見方をすれば、設置するときは利益供与で住民の判断を幻惑させ、自治者当局を政府側へなびかせるが、一度、「設置されると高度の政治性の故に、地域住民の生活は無視されるのでは、利益も全くうわべのものであり、地域住民の生活をトータルな視点からみて施設誘致には慎重な判断が必要だといえよう。

《地方政治力への評価》

眞子にあってもこの利益誘導がなかったわけではない。建設反対派が環境保全で一本化していたのに対して、受け入れ派は一方、「日米安保条結に基づく國の施策であり、地方自治体として、これを阻止する法的手段はない。現市長の市政が続く限り中央政界とのパイプが切れ、國からの予算獲得に大きな支障ができる」(61.3.4朝日)などと主張。病院建設など32項目の条件をつけて、建設促進にまわった。

このような建設促進派の行動は不可解な点がないではない。逗子市議会は、地方自治法第99条第2項の規定による意見書を全会一致で三回も採択している。

「池子弾薬庫の米軍住宅建設反対と早期全面返還に関する意見書」（昭和55年7月31日）

「池子弾薬庫内への米軍住宅建設反対と即時全面返還に関する意見書」（昭和56年8月21日）

「池子弾薬庫の米軍家族住宅建設計画の適地通告撤回と即時全面返還に関する意見書」（昭和58年7月27日）ところが一転して、33件の要望を国に提示し、建設促進へ姿勢を転換している。主たる項目は以下のとおりである。（前掲『市民協奏曲』117～121頁）。

- 1 弹薬庫施設の再使用禁止と施設名の変更をすること
- 2 国営自然大公園の実現を図ること
- 3 県環境影響評価条例と市開発指導要綱を厳守すること
- 4 住宅建設戸数の限度を尊重すること
- 5 基地関係交付金を増額し、その概算額を提示すること
- 6 施設区域内に、地域医療構想に基づく医療機関の建設と用地の確保について
- 7 スポーツ、レクリエーション施設を建設すること
- 8 総合体育館と文化会館を建設すること
- 9 池子、久木両地区公民館の建設と用地を確保すること
- 10 池子川・田越川水系全体の水害対策に対処しうる大規模な調整池を設置すること
- 11 地形変更を極力抑え、建築物の高さは市で示す制限を厳守すること
- 12 自然景観の保全と文化財、遺跡等の発掘、保存を図ること
- 13 久木中・小学校共同運動場への近道の建設と用地を確保すること
- 14 施設区内域内道路の整備と横浜横須賀道路への接続道路を建設すること
- 15 鉄道と立体交叉化を図ること

- 16 施設区域内にバイパス道路を建設すること
- 17 池子地域周辺の安全対策を図ること
- 18 京急神武寺駅の安全対策を図ること
- 19 米軍人家族居住後の治安と風紀対策に万全を図ること
- 20 ヘリポート施設の共同使用を措置すること
- 21 広域避難場所の共同使用を措置すること
- 22 常備消防を設置すること
- 23 今後、新たに提示する条件についても遵守し、その実現に努力すること

これらの要望は住宅開発にともなう開発負担、環境保全という域をこえ、米軍施設の建設という政府の弱みにつけ込んだ“たかり”の構造の表れともいえないことはない。防衛施設建設にともなう交付金などで、地方財政は十分に潤うはずであり、やや行過ぎではなかろうか。

しかもこのような条件が当初から日米間で決られた事項であると「守る会声明文」（前掲『市民協奏曲』122～123頁）は「市側の出した条件は、基本的に昨年2月から10月までの間に守る会が入手した米側資料による日米間の協議合意事項とまったく同じものであり、市の反対運動は、市長が市民及び市議会にはからず、勝手に合意をしていたことの辻褄合わせに過ぎないことが改めてはっきりした。」と批判している。

さらにヘリポート基地は軍事目的で地元騒音公害の源となり、防災用の根拠がない。横浜一横須賀道路への接続は自然破壊が拡大するなど、条件の1つ1つにきめ細かな波及影響への危惧が提示されている。

したがって市長選挙期間中に石原慎太郎氏が三島候補の政治手腕を次のように評価するのは、どうも眉づらものということになる。

「日本を守るためにはるばる出張してくるアメリカ人のために住宅をつくるというもので、三島さんはこれに条件を付けて受け入れた。国にごねて条件を取り付けたわけで、大変な政治的手段。住宅ができると市の歳入が5億円増える。これでいろんな事業を興し、みなさんが豊かになる。何でもかんでも反対といって、権限のない市長をつくるしあげるのは弱いものいじめです」――。
(59.11.7 朝日)

たしかに政府にさまざまな圧力を加え、有力政治を介して、地元利益の引き出しに成功することは、政治力の1つとして評価されなければならない。しかし同時に、反対勢力の意見に耳を貸し、地域の将来を的確に判断していくとするのも、政治家に不可欠な資質である。そのような資質を欠くとき應々にして、政策の失敗をおかす危険がある。

『選子リコール問題』は、都市型自治への実験といふべきものである。『選子リコール問題』は、現代地方自治が内蔵する1つの問題をはからずも提起することになった。それは市民が都市型になるにしたがって、現代の地方自治が政治・行政・財政面などに大きな断層をはらみつつある点である。

1つは、議会と市民の意識のズレである。一般に都市化した地域にあっては、議員選出層と一般住民層が必ずしも合致しない。この点につき、次のようにいわれている。

「一般に『職住分離』が進んでベッドタウン化している地域では、知的水準の高いサラリーマン層が日中、市内にいない“定時制市民”で、住民運動の担い手は家庭の主婦になる。」

議会のほうも同じで、専門家も管理職、タレント性の人がいても議員にはならない。議会構造をみると、自営業者が多く、自然、文化などの生活環境よりも、商売や仕事に結びつくことに関心が高い。

自治に関心の低いサラリーマン層の新住民の定時制市民と、したがって、その民意が反映されない議会構造との間に大きなミゾができることがある。これは都市型自治に共通の過渡的な現象のようだね。（「定時制市民も、目覚めた都市型自治の実験」『東洋経済』61.3.22号72頁）

すなわち日常的に政治に無関心な定時制市民や主婦が、特定の課題で地方政府と接触するとき、その意識の断層は大きい。ここに主婦層は生活に根ざし、社会的なしがらみを考慮に入れないので、この亀裂は拡大することはあっても縮小することはない。

しかも、間接民主制が地方政府の分野にあって主権者の如く振るまっているので、定時制市民も巻き込んで、政治的フラストレーションは増幅し、住民運動、政策決定へとそのエネルギーは噴出することになる。ここに有効感のある

政治参加のシステムを創出しない限り、地方自治における住民自治の成熟は期待しえない。… 2つはしたがって住民投票制がどうしても必要であることがある。政策決定を首長選、議員選で代替的に行なうことはやはり無理が生ずる。

リコール制度で問題となるのは、政策紛争が生じたとき特定議員のリコールによって政策の是否を問う方法が導入されるケースがあるが、村八分的な個人攻撃にすりかえられるおそれがあり、また、少數意見への圧殺的なりコールとなり、さらに、応々にして賛否双方のリコール合戦に発展し、政争化しやすい政治状況をつくりだしてしまう結果を招きやすい。

この点、住民投票制はそのような曖昧な結論とか政治的泥沼に陥るということはない。住民投票制については、昭和51年の地方制度調査会が「住民投票制度の拡張」と題して、次のように答申している。

「住民の自治意識醸成の見地からも、例えば、地方公共団体の廃置分合、特定の重大な施策、事業を実施するために必要となる経費に係る住民の特別の負担、さらには議会と長との意見が対立している特に重要な事件等について、住民投票制度を導入することを検討する必要があろう。しかし、住民投票制度は、代表民主制に対する補完的な制度として採用されるものであって、それにより議会や長の本来の機能と責任を損なうことのないよう配慮する必要があると思われる。」

しかしこの答申でも、住民投票制は補完的な制度とみなされている。たしかに機能的には間接民主制に譲らざるをえないが、政策決定の原理からいえば、住民主権の直接行使であるレフェレンдумである住民投票制が伝家の宝刀として存在し、その補完的役割として間接民主制が機能しているに過ぎないのである。

また住民投票制につき机上演習的にはともかく現実には上手に機能しないという危惧が依然として根強いが、それは誤まっている。住民投票制はオール・オア・ナッシング方式ではない。アメリカの事例をみても同一案件につき数個の提案がなされ、それを何回となく投票を繰返すことによって、次第に最適な選択へと収れんしていくシステムになっている。逗子市のケースでも反対、条件付反対、条件付賛成、賛成などの4案が提案

され、やがて条件付賛成・反対の2案に絞り込まれ、その条件も次第に具体的なものへと変質していくことになる。すなわち住民投票制のメリットはその決定過程で事案の内容が討論され、政策的にはレベル・アップされる。そして住民の賛意を求めるため住民への周知が運動の双方で図られ、この点、リコール制や首長・議員選挙にはない利点である。

第3に、利益誘導型の自治体操作は、都市型の自治地域にあっては最早、神通力を発揮しない点である。

これまで政府は新産都市、原発立地、防衛施設などに関して、補助金・交付税・起債などの財政措置を三位一体となって地方自治の政策動向を誘導してきたが、都市化地域の自治体執行部には威力を示しても、市民グループについてはその効力は生じないに等しい。

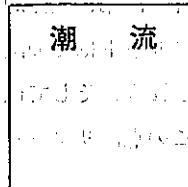
それは市民運動が自らの利益よりも、より普遍的な価値を追求しようとするとき、政府が如何に利益を大盤振舞いしても、それは次元の異なる政治操作であって、その普遍的価値に何らの好影響力を与えるものでない限り、市民運動の抵抗は鎮静化しない。

ただ気になるのは安保という外交レベルの政府の既定路線であるので、それは高次の政治決定として地域は必ず従うべきであるという統治の論理である。

そして統治の論理は地域の論理を上回るであろうが、合法の枠内で抵抗は立憲国家としては覚悟しなければならないし、施設維持などについての非協力は甘受しなければならない。

また、仮りに権力の威圧と政治的操作によって、その目的を到達することができたとしても、市民的精神に大きな挫折感を与え、権力の誇示が結果として罷り通るとき、民主主義精神の土壤の枯渇という、測り知れない犠牲の上に達成されたことを十分に認識しなければならない。そして民主主義国家にとって統治がどれほど円滑に展開したとしても、市民的精神の喪失という代償を支払うならば、その選択には十分に慎重でなければならない。

注) 住民投票制について詳しくは拙著『住民投票と市民参加』(勁草書房刊) を参照されたい。



異業種交流

「国際協調のための経済構造調整研究会」報告

明石海峡大橋及び関連道路

行革審・地方行革推進分科会報告

（明治大学）

■異業種交流

異業種交流は、企業の激しく変化する経済・経営環境への対応、生き残り戦略、新たな成長への起爆剤といえる。即ち、①業界の変化（業種と業種との境い目が無くなりつつある）、②技術革新の進展、③ニーズの個性化、多様化等の環境の変化への対応、特に中小企業等においては、④複合加工、ユニット発注等下請発注変化への対応のためにも、企業は従来の業界の垣根を超えて、異分野の人的ネットワークをベースに、技術、ノウハウ等の相互提供、相互補完により技術・経営力の強化を図る必要があり、これが異業種の交流活動が求められる背景ともいえる。

一般的に異業種交流のメリットあるいは目的として、①新たな人脈、人的ネットワークの形成、②新たな経営ヒント、経営感覚のリフレッシュ、③共同研究による新製品の開発とともに何よりも、④新たなビジネスチャンスを得ることにある。

本年5月、産業構造審議会（通産省諮問機関）の「21世紀産業社会の基本構想」においても我国産業・経済の課題として、①国際協調と国際貢献、②創造性發揮による産業活力の保持、③新しい生活文化創造の3点を挙げ、具体的な政策方向として産業構造転換の影響を創造的知識融合化（電

子、化学、機械といった異分野の技術の融合化）による産業のニューフロンティアの拡大とサービス産業の伸展により吸収するとの提言を行っている。この構想を待つまでもなく既に数多くの異業種交流グループが誕生し、活動を続けており、その内容より次の整理がなされる。

異業種交流グループのタイプとして、①経営者（役員・管理職を含む）サロン型、②技術交流・移転型、③共同技術・製品開発型、④共同市場開拓型、⑤地域産業振興型等がある。

通常その活動プロセスとして、①第1段階「知り合う」—互いの認識を深める。②第2段階「伝え合う」—互いの経営資源の有効利用の促進、③第3段階「創り合う」—共同研究、新製品の開発、のステップを踏む。

成功の要件としては、参加企業の意識（問題意識、目的意識、価値意識等）、情熱、やる気及び積極的な行動等が指摘されているが、数多くのグループは第1、第2の段階にあり、第3段階に至るまでにはかなりの時間を要している。

異業種交流の輪は全国的に拡がりつつあるが、組織数、活動状況等詳細な姿はまだ把握されていないが、その数は500グループ、参加企業数約15,000社といわれてい

る。

日本経済新聞調べによる近畿地区の概況として、京阪神を中心に和歌山、奈良、滋賀へと輪が広がりつつあるが、最も活発な活動を続けているのが京都であり、府下20以上のグループが活動中といわれている。このうち、(財)京都産業情報センターが中心となり昭和54年より活動を始めている「京都プロジェクト」を見れば、「グリーンボックス」(植物水耕栽培器)、複合環境制御装置(コンピューターによるビニールハウス管理)、答案自動採点機等のユニークな新製品の共同開発に成功している。他方、昨年より京都市内の既存5グループによる京都市ベンチャーカラーブの結成、京都府異業種交流プラザの40Bグループの参加による京都府異業種交流推進協議会(コンパウンド京都)の発足など新しい動きも出ている。

兵庫県内では、昭和60年兵庫県産業情報センター調べによれば、県下19グループ(うち、神戸6)があり、その多くは行政団体、経済団体の呼びかけにより設立されたものである。グループ歴を見れば、10年以上2、3年以上10年未満6、3年未満11と比較的若いグループが多く、前記の交流プロセスを当てはめれば、第3段階、即ち交流が進みグループ全体で決議、計画された開発テーマに関する共同開発や、外部からの共同受注といった連携、共同活動に至ったものは1グループ(共同出資会社の設立)であり、異業種交流の成果が結実するまでには、かなりの時間、過程を要することが示されている。

神戸市内の最近の動きを見れば、①金融

機関が中心となり取引企業によるグループ化、②業界団体の青年部組織同士によるグループ化、③大学・研究機関の参加も得たグループ化、④中小企業の協同化、集団化事業の際、組合事業として異業種交流活動を推進する等々、多様な組織づくりが進んでいる。

「新たな国際化時代といわれる現在、円高、市場開放、内需拡大といった我が国経済の変化は、今後長期にわたり我が国産業の構造的変化を促進する。従来からのアジアNICS等との競争の激化ともあいまり、国内企業とりわけ中小企業に厳しい状況をもたらしている。この状況下にあっては、企業が持ちまえの活力、過去の経験、蓄積されたノウハウを活かし事業転換、多角化、新製品の開発等意欲的な対応を図っていくことが重要である。」

他方、技術の細分化、複合化が進展する中で業際的な技術分野も拡大しつつある。

この2つの流れを背景として、異業種間における交流が事業転換の促進、新たなビジネスチャンスのキャッチ、新製品・新開発を進める上で極めて有効となっている。特に中小企業の技術開発においては、人材面、資金面、情報面等での制約が大きいことから、これらの制約を乗り越えて中小企業が技術開発力を活用させていくうえでも、相互に持つ経営資源を出し合い、相互補完、提携を強める異業種交流が必要、重要な位置づけである。この動きに対する政策的支援措置が求められている。

■「国際協調のための経済構造調整研究会」報告

年々増加し続ける日本の経営収支の黒字幅は昭和59年度 370億ドル、60年度にはに 500億ドルの規模に達し、61年度にはそれを大きく上回るとの見通しまで出ている。また日本は61年中には対外金融資産残高が世界一となり、「このままいけば日本は世界で孤立するのではないかとの懸念さえ出始めている。経済構造調整の問題は、前回の東京サミットの際にも、その萌芽がでており、OECD（経済協力開発機構）でも毎年議題に成っていたが、わが国の経営収支の黒字幅がこれほどになると、もはや小手先の対策では黒字縮小ができないことが明らかになり、昨年10月の日米首脳会談で中曾根首相が「輸出指向型の産業構造を抜本的に改革するため、中・長期的な施策を検討する」と表明していた。また、こうした厳しい環境の中で迎える東京サミット（先進国首脳会議）を無事のりきるためには、日本経済の新しいあり方を世界に示す必要があるとの判断から、その検討を重ねるために、60年10月設置したのが「国際協調のための経済構造調整研究会」（首相の私的諮問機関、座長・前川春雄前日銀総裁）である。

本年4月7日に報告を受けた中曾根首相は、4月中旬の訪米の際レーガン大統領に対し、この報告にそって、日本経済を構造変革する意向を表明し、レーガン政権もこれを評価し、また東京サミットでも中曾根首相は同じ意向を表明し、先進各国の了解を得たとされている。

今回まとめられた報告書は、「基本認識」

と「提言」とから成立っている。「基本認識」の部分では、わが国が今や国際社会において重要な地位を占めているという現状認識の上に、1985年において対国民総生産（GNP）比で3.6%とかつてない水準まで大幅化し、この大幅な経常収支不均衡の継続は、わが国の経済運営においても、また世界経済の調和ある発展という観点からも危機的状況にあると述べ、この不均衡を縮小していくために従来の「輸出指向型経済構造」から「国際協調型経済構造」へ転換、世界経済との調和ある共存を図るべきだと指摘している。

提言では、国際協調型経済を実現し、国際社会日本を指向していくためには、内需主導型の経済成長を図るとともに、輸出入・産業構造の抜本的な転換を推進していくことが不可欠であり、「同時に適切な為替相場の実現及びその安定に努め、また金融資本市場の自由化・国際化を一段と押し進めていく必要がある」としている。そのための具体的な提言として、

- (1) 都市再開発推進、所得減税による消費増加、週休二日制の早期完全実施などで内需を拡大
- (2) 石炭鉱業の大幅縮小など積極的な産業構造転換で国際分業の推進、海外直接投資の拡充、基幹農産物を除き農産物の市場開放の促進
- (3) 市場アクセスの一層の改善と製品輸入の促進
- (4) 適切な為替相場の実現と安定の維持
- (5) 政府開発援助（ODA）の拡充、途上国からの輸入拡大など国際協力の推進

進歩的財政路線の見直し

(6) 財政改革の基本路線を維持しつつ、機動的な財政運営が必要、マル優など貯蓄優遇制度の廃止を含めた抜本的見直し

(7) 提言の早急な検討と所要の措置。

以上の7項目となっている。

しかしこれら具体的な提言にあっては、数量的な目標をまったく明示せず、たとえば貿易黒字の削減目標、農産物の自由化の時期、石炭鉱業縮小の規模、円高や原油値下がり差益の還元額などいずれも目標実現の決意を抽象的に述べたものである。しかし具体的な目標がなくて、実行性を求める欧米各国を説得できるかどうか問題である。また中曾根首相が掲げてきた「増税なき財政再建」という行財政改革路線の枠にしばられることから、財政の機動的対応が可能となるかどうかの問題がある。積極的な対応のための財源をどのようにかたちで調達するか、報告ではマル優廃止による財源はかなり有力なものであるが、「貯蓄は美德」という日本人の生活慣習からの抵抗は大きい。また建設国債の追加発行による財源調達については自民党内において意見が真っ二つにわかっている。

またM. フェルドシュタイン・ハーバード大学教授（前米大統領経済諮問委員長）は、今回の報告を「的外れだ」と評価している。つまり日本の貯蓄率を引下げて貿易黒字をすこしばかり減らすことが重要なのではなく、重要なのは日本の市場が真に開放されることでありそういう認識を世界に定着させることである。過去数年間はドル高であったためにアメリカの企業は日本の

企業と競争していけなかった。しかし円高がこれだけ進むとアメリカ企業も日本市場で十分競争していくことができ、そのためこそ市場の開放が重要なのである。日本が自ら進んで貯蓄率を減らす必要はなく、貯蓄率が高いことはいいことでもある。この意見は欧米各国の財務当局の意見であるともいわれている。（6.4.22 エコノミスト）

以上のような批判があるなかで、今回の報告を高く評価することもできる。というのは「この報告書が、日本経済全体の構造に手をつけたものとしては、はじめてのもの」（前川座長）であるからである。これまでの日本は資源のない加工貿易中心の小国であると自ら思いこんでいたものが、現実には巨大な経済大国となり、増え続ける貿易黒字が、日本を世界から孤立させるおそれがあるまで大きくなってしまったのである。そのため輸出指向型経済構造から国際協調型経済構造へと経済の構造調整をすべきとする提言が首相の私的諮問機関からなされたところに意義がある。

そして同様の趣旨にそって産業構造審議会（通産省の諮問機関）がまとめた「二十世紀産業社会の基本構想」においても産業の構造転換が最重点事項とされており、また本年6月はじめに報告された通商白書においても、激化する貿易摩擦を解消するためには、海外直接投資の推進によって日本経済の輸出依存体質を脱却し、輸入拡大への道を選択するように強調している。これらは構造改革に取り組もうとする政府の意気込みを明確にしているものといえる。しかし国内での雇用の確保、転換産業の新たな方向、空洞化の問題など難問が山積み

しているなかで、いかにスムーズに効果のある施策をとることができるかが課題である。たゞ、これが決して、現状のままでいいわけではなく、必ずしも、この問題を解決するには、何らかの手段が必要である。

■明石海峡大橋及び関連道路

昭和32年、神戸市において明石海峡架橋調査費が計上され、神戸市独自の取り組みがなされてきたが、国においては昭和45年7月1日に本州四国連絡橋公団を設立し、事業化にむけ本格的なスタートをきった。

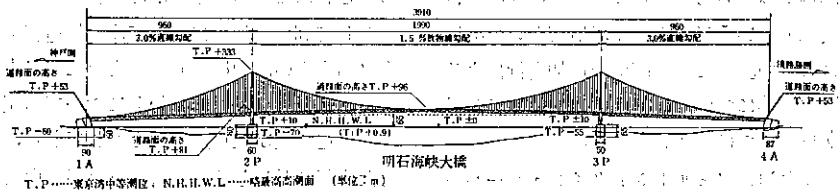
同公団は、昭和47年11月に、調査報告書を建設・運輸両大臣に提出、これを受けて両大臣は昭和48年9月21日、本四連絡橋の工事に関する基本計画を指示し、神戸・鳴門ルート、児島・坂出ルート、尾道・今治ルートの3ルートが着工される予定になっていたが、石油ショックによる総需要抑制策の一環として、同年11月20日、工事着手延期が指示された。その後、関係各大臣の協議により、3ルートのうち1ルート（児島

・拔出ルート) 及び 3 橋(大三島橋、大鳴門橋、因島大橋)が建設されることになり、昭和54年5月11日には大三島橋、58年12月4日には因島大橋; さらに60年6月8日には、大鳴門橋とその関連区間の一部の供用が開始された。

明石海峡大橋については長年の凍結後、60年8月に道路単独橋で建設する旨の方針決定を行い、同12月、61年度予算に建設費50億円の政府決定をみた。61年4月8日には建設省、本四公団より同大橋及び関連道路の事業計画が発表された。

明石海峡は大阪湾と播磨灘を結ぶ海峡で、幅約4km、架橋ルート上での最大水深は約110m、最大潮流速は毎秒4.5mに達する。海上交通の要衝であり、海上交通安全法によって航路(幅1,500m)が設定されており、1日に約1,400隻の船が往来している。

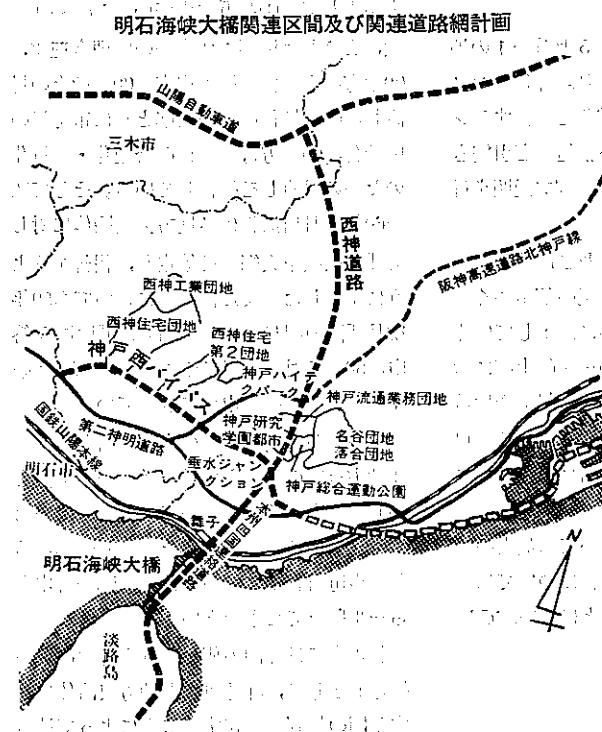
一方、一般国道28号本州四国連絡道路神



橋 梁 形 式	3径間2ヒンジ補剛トラス吊橋
支 間 割	960m+1,990m+960m
橋 の 等 級	1等橋
車 線 数	6車線
道路の区分及び設計速度	第1種第2級、100km/h

戸・鳴門ルートは垂水区において神戸西バイパスより分岐し、この明石海峡を吊橋（明石海峡大橋）で淡路島にわたり、鳴門海峡に架かる大鳴門橋を経て鳴門市において吉野川バイパスに接続する延長約81キロメートルの自動車専用道路である。この道路は、本州・淡路島・四国を一つに結び、全国的な幹線道路網の一環を形成するとともに、地域の産業、経済、文化等の発展に資することを目的として計画されたものである。このうち今回本州四国連絡橋公団より発表された明石海峡大橋関連区間は垂水区名谷町を起点とし、舞子海岸から明石海峡大橋を経て淡路島に渡り、津名郡津名町

に至る延長約36kmである。今回の計画案の中心となる明石海峡大橋は全長3,910mで吊り橋の中央径間（主塔と主塔の間の距離で、吊り橋の長さを比較する際の目安となる。）は1,990mである。これは、現在世界で一番長いイギリスのハンバニ橋（中央径間1,410m）をはるかにしのぐもので、完成すれば世界最長の吊り橋となる。道路面を直接支える補剛桁はトラス形式で、毎秒約80mの暴風に対しても安全であり、上下部工は、紀伊半島沖、または土佐沖に発生するマグニチュード8程度の地震に対して十分安全なよう耐震設計を行っている。さて架橋による経済効果を本公団が試



算しているが、これによると、近畿圏全体で建設中に9,400億円の生産誘発額が発生するとともに、供用後においても毎年4,340億円の生産所得増（雇用では58,000人増）が見込まれている。

なお、海峡部については昭和63年から本格的な工事が始まり、昭和73年には全体が完成する予定である。完成後は昨年開通した大鳴門橋と結ばれ、四国と阪神間を最短距離で結ぶルートとなり、市内では、北は西神道路、東西は神戸西バイパス（仮称）と接続される

ことになる。」

(神戸西バイパス、西神道路)

この2つの計画道路は既存の幹線道路とともに市内西部地域の広域幹線道路網を形成する上で重要なものである。そして臨海部東西方向の交通混雑を緩和させるとともに、現在計画中の本州四国連絡道路と山陽自動車道を連結することにより、明石海峡大橋からの交通に対処しようとするものであり、また地域整備にも大きな役割を果たす。神戸西バイパスは垂水区下畠町から明石市大久保町までの約14.6kmをそれぞれ第2神明道路と結ぶ。西神道路は垂水区名谷町から三木市志染町の山陽自動車道までの約18.5kmである。

建設省の今回の発表では5万分の1の地図で表わした路線計画であり。今後インターチェンジの配置や他の道路と接続するジャンクションの形式、道路構造など引続き検討した上で、市に対して詳細な説明を行うことになっている。

神戸市では明石海峡大橋及び関連道路の完成による経済効果を21世紀の都市づくりの新たな飛躍に向け積極的に活用していくが、それと同時に今後、神戸側陸上部において景観を含めた環境問題への対応や地域整備を最重点課題としてとらえ、関係住民と十分に協議を重ねるとともに、事業者である本四公団に対し、景観対策、沿道対策その他関連事業の推進についても最大の努力を払うように要請し、詳細についてはさらに協議をすすめていくことになってい

る。

■行革審・地方行革推進分科会報告

本報告は、臨時行政改革推進審議会（土光敏夫会長、以下行革審）の地方行革推進分科会（翁久次郎主査）が、本年5月9日に報告書としてまとめ、審議会に提出したものである。報告内容は6月10日にまとめられた行革審の最終答申に盛込まれた。

まず、第二次臨時行政調査会（第二臨調）においての地方行政に関する提言をまとめてみると、昭和57年7月第三次答申において、地方制度については、国の行財政面からの不要な関与をできるだけ簡素化し、地方公共団体の自主・自律を強化してその合理化をはかるべきものとされ、その方策として、(1)身近な事務の地方への委譲、とりわけ機関委任事務の整理合理化、(2)地方財政調整措置の充実、(3)補助金の見直し、(4)広域行政への対応とくに市町村の広域化、(5)地方行政機構の合理化・減量化のための見直しを提言している。そして昭和60年1月自治省は各地方公共団体に対して「行政改革大綱」を策定し、報告するよう示達した。また行革審においても59年12月「国の関与・必置規制」に関する答申、60年7月「地方の自主性・自立性強化」に関する答申がなされている。

地方行革推進分科会の今回の報告は、「地方行革の推進と広域行政への対応」と題してまとめられたもので、これまでの第二臨調・行革審の流れにそるものであるが、市町村合併については第二臨調答申から一步踏みでたものといえる。

報告書では「国の側における行政改革の推進」として、許認可など地方自治体に対する國の規制を緩和することによって地方

の自主性・自律性を向上させるべきだとし
ており、これまで国が実施してきた国の関
与、必置規制、機関委任事務、権限委譲の
見直しを進めるとしている。次に、「地方
自らの行政改革の推進」では、地方行革大
綱に基づく高給与の是正や定員抑制などを
要請し、特に地方財政計画の給与関係費が、
決算で毎年1兆円以上増えていること
を重視し早急な改善を求めている。そし
て今回の提言の柱である「地方行政の広域
化への対応」のなかでは、「昭和28年から
30年にかけての大合併以来、全国的に都市
化、モータリゼーション、情報化が進み、
市町村区域を越えた一体的な日常生活経済
圏が発達しつつある」と社会情勢の変化を
挙げをあげ、ついで人口八千人未満の小規
模町村が約一千百団体（町村全体の45%）
において、小規模町村は過疎化・高齢化に
伴う行政能力の低下という深刻な事態が
生じているなどと指摘し、市町村合併促進
の必要性を訴えている。そのうえで、現行
の市町村合併特例法は市町村の自主的な合
併を促進するには必ずしも十分ではないと
し、

- (1) 合併後の地方交付税配分の優遇措置
を、現行の5年間から10年間に延長
 - (2) 社会資本整備のための起債について
の優先的配慮
 - (3) 町村合併に限り、人口5万人未満の
市の特例の認可
 - (4) 新市町村建設設計画実施のための各省
庁の補助事業の優先採択
- などの行財政上の特別優遇措置を提唱し、
そのための現行特例法の改正を提言してい
る。

戦後の市町村合併は、昭和28年の町村合
併促進法から始まる。これにより国は人口
8千人規模を標準として強力に合併促進を
図り、この結果、28年の市町村数9,868団
体が、31年には3,973団体となり、市町村
の整備がほぼ終了したといわれる。その後
に制定された市町村合併特例法は、市町村
の自主的判断によって合併することが建前
となっている。しかし合併には庁舎の位
置、議会の構成、学校の統廃合など、身近
な問題に大きく影響するため、住民が感情
的に対立、実力行使を含めた紛争に発展した
例も少なくない。また28年から30年代初
めの政府主導の町村合併の残した教訓は、
合併によりできる自治体の中心部は合併の
恩恵をうけたが、その周辺部には極度の過
疎が進行するという問題である。

今回の報告が発表されると、全国町村会
はただちに反対声明を行い、まず今回の審
議方法について「当事者たる町村を審議機
関から除外した非公開の審議により、わず
か数か月で結論を出すことは地方自治の本
旨に反するもの」とし、国が推進する地方
行革は「地方の実情を無視して、画一的で
ある」と批判し、さらに「自主合併を装い
ながら、実際には財政的な利益誘導と行政
指導による半強制的な合併と考えられる」と
指摘している。また地方分権の進展、小
規模町村においての過疎化・高齢化の問題
など効率的な行財政には広域行政とくに合
併が望ましいと報告されている点について、
全国町村会「実証的根拠のない抽象論
に基づいた現状認識により行政の効率化や
スケールメリットのみを過大評価してい
る」と批判している。日本経済新聞も同様

な疑問を社説(60年5月10日)において提示している。この中で、市町村合併の本質は、本来、市町村合併というものはあくまでそれぞれの自治体、住民の意思、自主性を最優先すべきであり、経済効率重視の視点からのみで考えるべきではない。今、地方自治体に望まれているのは、住民本位に行政サービスを向上させながら行政の簡素化・効率化への取組みである。そのために必要となる広域行政への取組みは、今後なお進めなければならず、一部事務組合方式などによる各事業の広域的対応は不可欠である。そして広域的な協力関係が深まつたときに、合併の方策を講じるべきであろう。この点について前述の日本経済新聞社説は傾聴に値する意見を述べている。

「報告は広域市町村圏の活動が不十分だとしているが、全国的に見た場合、うまく機能している広域圏も少なからずある。そういう圏域に共通して言えるのは、圏域の中心都市の首長が決まって広域的視点を持ち、市町村連合の構築を目指していることである。そういう圏域には一体感が育っており、その中から自主的な合併が生まれるケースも現れている。

報告は合併の促進策として、合併市町村に対して財政上の優遇措置を講ずるよう求めているが、それより重要なのは、広域圏の中心都市の首長たちが圏域全体を考える視点を持てるような環境づくりを進めることではないのか。それが自主的な合併機運を盛り上げる道にもつながるう。」

the first time in the history of the world, the
whole of the human race has been gathered
together in one place, and that is the
present meeting of the World's Fair.

I 地域ニューメディアへの評価

1 地域ニューメディアの課題と選択

地域振興策とその経営システムからみて、数多くあるニューメディアのうち、政策検討されなければならないのは、次の3つのシステムであろう。

1つは、CATVで、難視聴対策もあり、すでに発足以来10余年の実績があり、しかも経営体も自主放送を行っている団体数でも百数十に達する。

2つは、地域キャプテン(ビデオテックス)で、熊本・新潟・広島などすでに稼動中の団体は8団体に達する。

3つは、タウン・ガイドなど、1種のプライベートビデオテックスで、東京・神戸などに数団体が存在する。それ以外のニューメディアは、現在においては実用的に稼動されておらず、また、実用化されていても企業ベースですでに経営的課題は解消されている。それらをあげると、次のようなメディアである。

1つは、テレポート構想にみられる人工衛星基地である。東京・大阪など大都市のすべてが名乗りを上げているが、実用化にはいたっていない。

2つは、地域VANであるが、VANはすでに企業にあって経営戦略としてすでに

効果を発揮しており、特定の公益セクターを設立して運営しても、民間システムを導入すれば、利用ニーズの選択さえ誤まらなければ、経営的にはほとんど問題はない。

3つは、東京三鷹で行われている地域INS、また、奈良生駒で行われている双方向CATVは、経営ベースからみると巨額の先行投資が必要であり、一般的な政策としては導入はかなり困難で、実験ベースの段階である。

4つは、パソコン通信、電話機能の拡充、文字多重放送などのニューメディアが検討対象となりうるが、経営システムとして研究する事業体としては魅力的な団体が存在しないとか、全国的団体であるとか、VAN類似システムであるとかで、経営分析の対象となりにくい。

したがって当研究会では、一応、地域キャプテン、CATV、タウンガイドの3つのメディアについて検討したが、各メディアの特性、問題点を一覧表にすると、第1表のようになる。

1.2 地域ニューメディアの経営分析

現在、ニューメディアの経営主体はCATV、地域キャプテンなどを加えると数十をこえる。

これらの事業経営収支は、しかしながら

第1表 システム別

	現況	技術特性
地域キャプテン	<ul style="list-style-type: none"> 現在8地域でサービスを行っている。 他に7地域程度で事業化準備中。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話回線利用により事業化容易。 静止画情報 リクエスト型 ハードコピー
CATV (ビデオテックス)	<ul style="list-style-type: none"> 164施設で自主放送を行っている。 新たに事業化を計画しているものが数件ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用ケーブルが必要。 動画情報
タウンガイド (ビデオテックス)	<ul style="list-style-type: none"> キャプテン以外の方式も含め、商業ベースで実用化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用回線で比較的小規模地域で展開。 静止画情報 リクエスト型 ハードコピー

中でもCATVは、その初期投資額が必ずしも良好とはいがたい。もっとも交通、水道、さらには病院にあっては設備先行型の企業ではどうしても初期投資の資本負担の圧迫要因が大きいから、一概に赤字といつても長期的分析が必要である。

しかしCATV、地域キャプテンなどにあっては資本負担がそれほど大きくないにもかかわらず、CATVでは事業開始後、十年以上経過した今日でも、それほど的好収益を確保していない。

これら経営難の要因は、各事業体によって違っているが、一般的には、次のようにいえるのではなかろうか。まず、CATV

についてみると、全体としては収支ベースに乗っているが、次のような問題点がある。
1つは、利用料収入が低いと、致命的欠損となる。現在のCATVは難視聴対策として行われているので、当初から2,000～3,000円（月額）の利用料の徴収が可能となるような住民ニーズがあるとか、経営基盤が必要である。

2つは、新開発団地などの場合、初期投資は開発負担形式で徴収され、実質的には経営主体の負担とならない。しかし、一般的にはスタジオ・配線工事など10～20億円の投資が不可避である。そこで加入金とし

の 特 性 比 較

活用システム	経営分析	評価・課題
<ul style="list-style-type: none"> 公共広報、ニュース、観光、ショッピング情報等 オーダーエントリー (注文、予約システム) 	<ul style="list-style-type: none"> 実験段階のものが多く採算ベースには乗っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入は比較的容易だが、公共端末主体で一般家庭への普及力弱い。 家庭の負担軽減方策必要。 提供情報ソフト開発。
<ul style="list-style-type: none"> 地域ニュース、公共広報など。 (都市型) (ニュータウン型) (農村型) 	<ul style="list-style-type: none"> 営利事業としては採算が厳しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域メディアとして家庭の普及が進んでいる。 (難視聴対策と組合せ) 多チャンネル化によるサービスの拡大。 番組ソフトの相互交流等による魅力ある番組づくり。
<ul style="list-style-type: none"> 施設、観光案内、ショッピング情報等。 	<ul style="list-style-type: none"> ショッピングセンター等インフォメーション媒体として利用しているケースが多く、単独の収支は考えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商店街等の魅力づくりのために活用されている。 タウンニュース対応のため、操作方法を容易にし、アクセス・ステップ数をへらすなどが必要。

(数値は昭和61年3月末)

て1世帯当り数万円の収入が行われるが、加入率が50パーセントを越えると、その伸びが低下することが予測される。もっとも既成市街地のホテル、業務ビルの新規加入があると、収入の増加が見込まれる。その時点では減価償却、償還費などが大きいと、収支の先行きが苦しくなる。

3つは、既成市街地を営業対象とする、配線等の維持・修繕・サービス費などのコストがかなりかかることがある。また、自主放送を行うと人件費・施設費を含めて最低1~2億円が必要となる。事業規

模が相対的に小さいためコスト軽減を図らなければ圧迫要因となる。

4つは、自主放送の場合、広告収入の確保がむずかしく、全般的には利用料への依存が高くなることである。

5つは、難視聴地区以外の都市型CATVはきわめて経営ベースに乗りにくい。ケーブルビジョン岸和田は、60年4月から本放送を開始しているが、工事費2万円、加入金5万円、視聴料千円(月額)が、一般家庭には負担し難い支出となっている。

難視聴対策以外のCATVの場合、公共

団体、経済界、私鉄、スーパーなどの何らの資本援助が必要ではなかろうか。

つぎに地域キャブテンについて経営状況をみるとかなり苦しい現状にあり、将来、ソフト・メディアの開発などによって経営環境の改善が期待される。

1つは、純粋の企業ベースに立った経営探算を目指すために公共団体、電信・電話、新聞・放送、地元大手企業などの資本参加を求めて、その設備費の調達を行うとともに、継続的利用を実現しなければならない。

2つは、本来は主たる収入源たるIP収入が、ソフト・ハードシステムとも未発達の現況では確保することがむずかしく、限られた地元大手企業に限定されてしまうため、収入料金は多くはない。そのためIP料に代って会員収入などにその財源を求めている事業体もある。

3つは、端末機の台数が極端に少ないことで、少ない事業体では数十台、多いところでも千台以下である。しかもケースによっては端末設置料を徴収しているので、その伸びも限られるという困難な経営環境にある。

4つは、CATVと異なり、配線は既存電話線を使用するので、維持・修繕費などは少なく、静止画像であるので入力料のみで、CATVのように自主放送のコストはそれほど重くない。しかし、現状では魅力のある情報提供が少ないため利用状況は低く、IP収入の伸びを欠いている。

5つは、利用者が利用料の電話料金を負担しなければならないことである。最近、IP側やビデオテックス側が負担する場合

もあるが、利用者がアクセスする程に負担が増大するのは、利用者の増加に大きな足かせをかけている。

第3のシステムとしてビデオテックスの変型としてのタウン・ガイド、テレガイドがあり、操作が簡単、目的・利用者が限定的という特徴から、CATVとは別個の発展が予想されるが、経営上からみると、次のような特徴がうかがえる。

1つは、特定商店街のケースでは、初期投資、IP料、経費のすべてが、改造費、PR費、販売促進費などに算入されてしまう。IP料も加入商店が参加するので、経営収支の問題よりも、顧客吸引力などで判断していくざるをえないが、現況は開始されたばかりで分析はまだできない。

2つは、広域地区を対象とするガイド方式のケースは、東京テレガイド閣などで行われているが、設備費・回線使用料収入に比して、IP収入は少なく、企業ベースには現況では乗っていない。

スタンド型の端末機は操作が簡単であるが、200台未満と少ないと、また、入力されている情報とIPとの関連性にいま一つ魅力が欠けるためとも思われる。それはIPがチェーン店などスタンド型という地域メディアにもかかわらず、地域密着性に欠けるという経営上の苦しさにあるのではなかろうか。

II 地域ニュースメディアの現況分析

キャブテンシステム株式会社

NTTが開発したビデオテックス、キャブテンシステムの普及発展のためパイロット的役割を果すべく昭和59年2月に設立さ

れた。資本金は3億円、(授權資本12億円) 東京本社のほか大阪、名古屋、北海道(札幌)、九州(福岡)に営業所を持つ、同年11月、首都圏、京阪神地域でサービスを開始、以降、(名古屋、熊本、大分、別府、金沢、新潟、札幌、北九州、福岡、広島など) にサービスエリアを拡大し、昭和61年度は県庁所在地クラスの都市にエリアが拡大される予定である。

現在の端末数は11,706、うち家庭用1,836となっており(61.3.26現在)、INSモニタ端末223(家庭用157)が含まれる。地域的には東京を含む関東が5,949と過半を占め、関西地区2,277、次いで九州932、東海883となっている。

画面を提供するIPは576IP(61.3.26現在)、登録画面183,000、DF利用のIP25(申込44)である。自治体IPも増加し38を数えるが、県、市町村の割合は半々である。IP利用の状況は、昭和61年2月のアクセス数860万画面、端末別では95.5%が事業所用からのアクセスで、家庭用は4.5%であり、端末台数比(15%)よりかなり悪くなっている。

1日あたりの利用回数は平日8,700回、休日6,300回、1回あたり平均約8分である。利用される情報としては、ゲームが圧倒的に多く、次いで、ニュース、クイズ、学校進学案内、株式市況、音楽、会社案内、占い、商品案内、業界案内がベスト10を占め、分野的には娯楽・趣味が全体の40%に及ぶ。時点が異なるが、60年9月の利用でみると、娯楽・趣味は221万回のアクセス41%を占めるが、その内訳は事業所用端

末からのアクセスが、214万回、家庭用7万回であり、アクセス数は多いが、実質的な利用がどうなっているかに今後検討すべき課題があろう。

収支の面では、昭和59年度決算、損益計算書によると約1億1千万円の損失となっている。収入は5億4千万円であるが、NTTからのシステム管理の受託収入が50%強程度、IP登録料収入20%、画面作成等20%、ガイドブック等の売上10%程度の構成で、経営の大きな支えとなっているものはNTTからの委託である。支出は、人件費が50%近くを占める。

キャプテンシステムが業務を開始して、1年以上になるが、端末の家庭への普及が依然として低迷を続け、IPも大きく伸びていない現状である。

原因としては、当初20万円もした端末の価格、ツリー型検索によるキーパッド操作の複雑さ、情報の質等が考えられる。

これらの原因に対し、79,800円の低価格画面番号記憶メモリ付の簡易型キーパッドのついたNTTブランド端末の販売をする一方、サービスエリアの拡大を計画している。また、60年11月にはキャプテン改善プロジェクトが発足しており、スペシャル番組企画、既存番組の改善(横断化)、サービス機能について検討が進められている。

また、端末の大々的普及を図って、NTTによるミリオン戦略が5カ年を目標に展開されることとなっている。内容は、65年末に百万台の端末を確保するため、環境整備、普及活動(街頭・ショールーム等への端末の積極的設置やキャンペーン)を実施することである。

いざれにしろ、利用者が既存メディア以外にキャプテンを利用する立場からの検討、すなわち、電子ちらし広告の集積情報ではなく、データベース的情報も含んだ、情報の質についての検討がなされる必要がある。

また、情報には、全国的情報と地域的情報があり、地域的情報との連携・協力を推進する必要がある。従って、NTT、キャプテンKKが、ローカルキャプテンシステムの構築に資本出資、技術協力等積極的支援をしていくことが、キャプテンの普及に結びつこう。

・熊本ビデオテックスサービス

熊本市・益城町に昭和59年度、テレトピア地域の指定を受けた。基本計画では、①活力に満ちた研究技術都市、②個性あふれる観光レクリエーション都市、③潤いのある健康文化都市、の3つの目標を設定し、それを実現するために、①テクノポリス技術情報システム、②熊本情報案内システム、③図書館情報ネットワークシステム、④健康管理情報システム、⑤熊本総合行政情報システム、の5つのシステムを構築することとしている。このうち、プライベートキャプテンを導入して、観光、催物、タウンガイド等の情報提供を行うのが熊本情報案内システムである。

熊本県の場合は行政主導型で事業を進めているのが特徴である。即ち、昭和59年度に、電電公社と日本電気が共同開発したプライベートキャプテンの地域メディアとしての可能性について県で検討の結果、地場産業育成・地域振興のために導入することを決定、県下の主要企業にプロジェクトへ

の参加、「第3セクターに対する出資を呼びかけ、昭和59年11月、事業主体となる熊本ビデオテックスサービス株式会社を設立、昭和60年1月から情報提供を開始した。資本金1億2,000万円のうち県が3,000万円、熊本市が1,500万円を出資し、他は地元企業からの出資である。

特徴の第2は、公共の場所での利用を中心に行っていることである。61年3月現在、38台の端末が市内の駅、ホテル、百貨店等に設置されているが、全て公衆端末で企業が費用を負担して市民の利用に供しており、家庭へは普及していない。従って、提供する情報の内容も市民向けのサービスよりも、むしろ県外者への観光案内、产品紹介等を主眼としたものになっている。

特徴の第3は、地元企業の協力体制である。事業化が円滑に進んだのも、既に熊本日日新聞が中心となって、地元企業がニューメディア研究会を設け、自主的な研究を行っていたことが背景にあったためで、出資のみでなく新会社へ各社から人員派遣を行っており、事務局職員10人のうち8人が派遣職員で、その人件費も3分の2が派遣した企業の負担である。また、事務所の設置場所も熊本日日新聞のビルを借り、情報提供の面でも、新聞社内で体制を整え1日4回ニュース画面を更新するなど、地元企業への依存度が高い。各社はニューメディア対応の実験としてこのプロジェクトに参加しているといわれる。

経営状況は悪い。収入は①IP料、②端末設置料、③画面入力代行料などが主なもので、すべて企業からの収入であり、支出面では①レンタル料、②人件費、③物件

費、④減価償却費がある。特にIPが期待するほどにふえず、必要経費をまかなうに至っていない。当初の収支計画でも黒字転換は63年度からと見込んでいる。

熊本ビデオテックスサービスは、公共的利用を中心としているため端末の普及が遅く、IPにとって魅力あるメディアになり得ていない。またセンターコンピュータは40回線をもつもので1,000端末程度の接続が可能であることからも、投資が無駄になっているといえる。端末普及が遅いのは、費用負担が大きすぎる（年間1台当たり52.8～72万円）ことも一因となっているだろう。早い時期に家庭での利用を広げるとともにオーダーエントリー制の導入などIPにとっても利用者にとってもメリットの大きいものしていく必要があろう。

中国キャブテン

広島市に本社をおく中国新聞が、ニューメディア事業として展開しているのが中国キャブテンである。中国新聞社は地域の情報産業として、新規事業展開のため昭和55年に子会社として瀬戸中国新聞情報文化センターを設立し、カルチャーセンター事業やミニコミ紙の発行等を行ってきた。60年度で会員数は約25,000人、市内4か所に教室を設けている。

これをベースにニューメディア事業の展開を企画し、59年7月から広島都心部で都市型CATVを開始し、さらに60年7月から広島市及び周辺地域を対象に、プライベートキャブテンによる情報提供を始めた。CATVについては中国ケーブルテレビの項において述べる。

中国キャブテンの特色は、熊本県の場合

と異なり、端末の家庭への普及を主眼とした戦略をとっていることである。そのため、会員制度を設けて会員には低料金で端末機を提供することにより、端末機の急速な普及をねらっている。60年末現在で端末設置台数は900台にのぼる。CAN-PASと呼ばれるこの会員制度は、入会金10,000円と月会費3,800円の負担でキャブテン端末を設置できるだけでなく、CAN-PAS加盟店での商品の割引、生活情報紙の発行、音楽会・演劇等の優先予約、センター主催の文化教室の受講料割引など様々な特典が与えられ、魅力のあるものとなっている。この点では新聞社としての蓄積が十分に生かされているといえよう。

第2は、単一のメディアだけでなく複数のメディアを活用することで複合的な効果を高めるというメディアミックスの戦略をとっていることである。中国キャブテンは、先にスタートしたCATV事業を補完するものとして位置づけられる。即ち、CATVのケーブルが達していない地域には、キャブテンを通じて情報を提供するという地域的補完だけでなく、動画と静止画それぞれの特性をいかした情報提供が可能となる。

第3は、サービス開始直後からオーダーエントリー制を取り入れ、単なる画面情報検索以上のサービス向上に努めていることである。現在のところ百貨店・量販店等への商品の注文・予約をセンターで一括して受け、販売店ルートを通じて配達し、クレジット会社を通じて代金決済を行うというシステムで運営しているが、DF接続等システムがさらに成熟してくれば、直接注文

や代金の口座からの自動引落しなども可能となろう。

第4は、事業の推進母体が新聞社であることからその蓄積したノウハウと強味を十分にいかした事業展開ができることがある。即ち地域の情報機関として常に最新のニュースを画面に提供できるほか、新聞の配達網を通じて、事業のPRや会員募集、注文商品の配達ができるといった点である。また文化教室事業に基盤を置きつつニューメディアを展開するという複合経営システムをとっているためニューメディアの不採算をカバーできるというメリットもある。

経営面では、収入はIP料のほかにユーザーの会費収入もあり安定しているといえるが、その分端末機購入の負担があり、収支はやはり厳しい。

システムとしてはユーザー志向を明確に打ち出しており、端末がさらに普及すればIPにとっても情報媒体として魅力あるものになろう。また、収入源確保のため画面に対するスポンサーを求めているが、センター側でユーザーからのアクセス頻度の高い情報を開発することができれば十分可能であろう。

スーパーステーション新潟

地元の新潟青年会議所が中心となって、メンバーを集め、資本金1億6千万円をもって昭和60年7月、業務を開始した。意図するところは、急速に普及するニューメディアを積極的に活用し、地域振興に結びつける。単一のメディアでなく、複数のメディアを用いて情報機能を高めるとともにニューメディアが、現実に消費者及び企業にとって商品となり得るか、事業化が可能か

を検証するための実験を行っている。

資本金1億6千万円のほぼ全額をJCが負担し、会社を設立しているところに意義がある。従って、職員12人のうち5人の役員は全てJCのメンバーであり、会社からの報酬はゼロで勤務している。他の7人は、常勤3人、出向1人、アルバイト3人（画面作成、入力等）である。

IP数は、スポンサー10社（新潟市を含む）のほか、無料の情報提供者600社を持つ、JCがこの事実に取組んだ理由としては、ニューメディアを理解する世代がJCであるためである。他の理由としては、市や県がまだ積極的ではない。第3セクター方式では不活性になる等の意見であった。

会社そのものが試験的であり、いろいろなメディア（CATV、パソコン通信）を複合的に実験してみようとするものであり、センター設備は完了しているが、端末はCATVの受信エリアに限って置いていくなど、一般的なキャプテン（プライベート、ローカルを含む）ではない。

従って、収支については全く問題にしておらず、事業を拡張する方向もあまりないのが現状である。

昭和61年度には、資本金も3億に増額の予定（基盤技術促進センターからの出資7,000万円を含む）である。

収入ではIP料金収入が500万円程度であり、支出ではセンター設備（リース）1,500万円、他に事務所経費1,200万円、人件費等である。

当システムは地域でのデータベース作りを目指しており、利用者の立場からみて利用し易い情報検索作りに取り組んでいる。

事務所の一角には、新潟のミニコミ誌の事務所があり、この事務所の集めるデータが日々パソコンに入力されており、実際のデータベース作りも着々と進んでいる。

複合的メディアの活用を考えているため、これらのデータベースがキャプテンシステムにどのように利用されていくかは今後の課題であり、同様に、どのようにキャプテンシステムを拡大していくかも問題である。

現在の端末はわずか170であり、かつ小地域内のCATV網の中でのキャプテン端末の普及である。このため電話網を利用してのキャプテンシステムは他の地域に十分利用可能である利点が生かされていない面もある。

特に利用者に提供される情報の質に他のキャプテンシステムと大きな差異があると思われるところから、より広い範囲でのキャプテンシステムの活動が望まれる。

NBC情報センター

NBC情報センターが行っているキャプテン・ラインはプライベートキャプテンを利用したものではないが、新潟地域でサービスを行っているので、次に紹介する。

同社は昭和39年に設立され、コンピュータのソフトウェア開発業務、科学計算業務等を主体として事業を行ってきたが、計算業務には先行き不安があることから、新規分野として調査事業への進出を行っている。市場調査等は従来人海戦術で行うこと多かったが、この分野へコンピュータ技術やニューメディア技術の応用を考え、キャプテンを使ったモニターシステムを考案した。同時に、システムを有効に活用する

ため画面情報の提供も行なうのがこのキャプテン・ライン事業である。

このNBCのシステムの特色の1つは、モニター制度によって端末を急速に普及させることにある。モニターは定期的に端末を通じてアンケート調査等に協力するという負担だけで、無償で端末を設置することができ、画面情報を検索することができる。新聞広告等を通じてモニターを募集するが、反響は大きい。企業としてはこのモニター網を利用して、マーケット・リサーチなど本来の調査業務を拡大していくけるし、またモニターリスト自体が消費者に関するデータベースとして、ダイレクトメール発送に利用できるなど商品価値を持つ。

特色的第2は、これまでの事業を通じて培ってきた資源を十分に活用できることである。ハードの面ではセンターのホストコンピュータは既存設備の余力を活用することで新たな投資は不要となり、ソフトの面でもプログラム開発等は自前の技術者で十分対応可能である。

経営状況としては比較的好調が見込める。とくに収入面では、①IP料収入のほかに、②ダイレクトメール代行収入、③キャプテン利用の調査受託収入などが大きな柱となり、採算性は良い見通しだ。IP料自身も、3,000端末という規模の大きさが魅力となってか、60年10月の業務開始時点で200社がIPとして参加しており、大きな収入源となることが期待できる。

しかしながら、調査後、センター本来の事業であるソフト事業部門の不振からこのキャプテンシステムも近々終了されることに決した。

新たなキャプテンの利用動向に興味のもたれるところであったが、残念である。

・ 洛西ケーブルビジョン

京都市が開発した洛西ニュータウンとその周辺地域を対象に難視聴対策のCATV事業を行い、併せて自主放送を行うため、昭和51年8月、洛西ケーブルビジョン㈱を設立し、同年10月サービスを開始した。資本金は2億4,000万円でうち京都市の外郭団体である(財)洛西ニュータウン管理公社と京都新聞がそれぞれ3分の1ずつを出資している。現在、受信契約者数は11,753戸である。

自主放送は2チャンネルで行っているが、うち1つは一般番組であり、地域ニュースや生活情報を提供している。そのほか、受験講座や幼児教育など教育番組に力を入れているのがひとつの特色であり、また全国のCATV局と協力して“ふれあい日本列島”という番組を作成し、各地の祭りや産業などを紹介している。

もうひとつのチャンネルはリクエスト番組で、視聴者のリクエストに応じて“学校だより”のビデオを放送している。番組の内容は3、4日ごとに替えていく。

従業員は21人だが、ディレクターをふくめ番組製作に携わっている者がかなり多い。

経営状況をみると、収入としては、加入者からの利用料、番組スポンサーからの製作料収入などがあり、支出面では、放送事業費が大半を占めている。昭和59年度は2億1,900万円の収入に対して支出は2億7,700万円であり差引5,800万円の赤字であった。また、過去からの累積赤字が2億

5,700万円にのぼり、経営収支はきわめて厳しい。

経営基盤改善のために、料金を従来の400円から700円に引き上げることとし、住民に協力を求めたが、加入者全員の同意が得られず、料金改定は難行した。

今後、経営の安定のためには適正な料金水準を維持しなければならないが、単なる値上げではなく、住民参加の番組作成など、放送内容の魅力向上にとりくんでいかなければならない。また、多チャンネル化もこれから検討すべき課題である。

・ レークシティ・ケーブルビジョン(株)

会社設立は昭和46年2月である。会社設立の動機は、電力会社の工事の際にたまたま東京での放映テレビの電波が諏訪に届いていることを発見したためである。当時諏訪地区には、2チャンネルしかなく、東京の番組の再送信で十分事業化し得ると考えたためであった。資本金8,000万円でスタートし、昭和48年有線テレビ放送施設者、放送事業者の許可を受け、昭和49年より放送を開始した。

ケーブルは富士見町のヘッドエンドから茅野市、諏訪市、下諏訪市、岡谷市、辰野町、塩尻市小野地区と諏訪湖の東・北岸をめぐるように延ばされていき、加入戸数も昭和52年5,000戸、昭和54年10,000戸、昭和56年15,000戸、昭和58年20,000戸を超えた。昭和61年2月現在で27,300戸に到っている。

しかしながら決して順調に全てが来たのではなく、イニシャルコストの負担が大きいCATV事業の宿命のようなもので、一度倒産を味わっている。幸い地元の有力者

が負債を肩代わりする幸運にも恵まれ、現在は順調な経営を行っている。昭和58年に資本金も増資され、現在は、3億5千万円となっている。

職員は23名と集金等の嘱託3名の26名。設備としては、33kmの光ファイバー、140kmの同軸ケーブル（家庭への引込みは別）、4カ所のヘッドエンド、放送設備である。

加入の状況はケーブル網の対象戸数53,000戸の51%であり、目標を60%に置いている。

経営の面では、収入が放映料1,600円／月で約5億円、自主番組のコマーシャル料5千万円。支出は人件費1億5千万円、施設・設備の改修5千万円、電柱懸架料5千万円、電気代等2億円、自主放送5千万円の計5億円で収支差5千万円の黒字となっている。

黒字は昭和57年度から出ており、5千万円～1億円程度である。

事業内容は、(1)TV再放送(10CH)、(2)自主放送(LC9CH、4時間の4回)、(3)ミッドバンドチャンネル(衛星放送、文字ニュース、放送大学の3CH)、(4)FM放送5CH、(5)ステレオ音楽放送12CHで、(3)および(5)は別料金制である。

自主放送は、職員がカメラマン、アナウンサーを兼務し、収支ゼロで制作している。ニュースや事件、事故など地域に密着したものに人気がある。

しかしながら、東京のチャンネルが見られるという魅力も地元チャンネルの開局により1チャンネルがみられるのみとなっている。

このため、岡谷市と協力して、水道自動

検針や公共広報、データ通信の実験を実施しており、諏訪広域圏のネットワークづくりの中核的役割を果そうとしている。

経営においても、膨大な投資がほぼ終りに近づいた頃から業績が上向いており、現在は新規投資もなく、加入戸数が増大すれば利益が増すこととなっている。職員の質も永年の経験から専門業者顔負けの技術を身につけている者があり、経費の節減にも大いに役立っている。

従前あった魅力が減少した今日、データ通信や自主放送の強化など新たな価値の付加による事業の拡大が望まれるところである。

また対象地域外は既に他のCATV局があり、地域の拡大も限界があるが、相互の情報交流等による協力も考えられる。

唐津市テレビ受信生活協同組合

唐津テレビの特徴は、生活協同組合でありなおかつ地域メディアとしての姿勢を堅持していることである。そして経営的にも比較的安定し設立以来、20年余を経て順調に発展してきている。

同組合は、もちろん難視聴対策としてスタートとしている。設立は商工会議所が音頭をとったが、あくまで組合員による独立的・採算的経営を行っている。

当初800戸でスタートしたが、今日では端末数18,064台、会員数15,249人で、利用状況は市世帯23,474世帯のうち77.0%に該当する18,064世帯が加入している。全世帯加入とならないのは農村部に散在する小部落にケーブルを布設することが、設備費の増大、経営収支の圧迫につながるので、市

などの援助がない限りきわめてむずかしいからである。

放送内容は14チャンネルと多彩であるのみでなく、放送内容も充実している。地域密着型の自主放送（夕方10分毎日、当市のニュース、市内小学生新入生全員の紹介など）に加えて、衛星放送番組（16ch）、公共放送（14ch）、24時間文字ニュース（火災情報割込—13ch）、音楽専門（15ch）、さらに随时、無形文化財記録映画（ボーラ財団提供）、「全国CATV番組の交換放送など多彩である。

ただ、近年の既存CATV局のネットワーク化については地域メディアとしての路線を守ると、次のように表明しているのは注目される。

「ニューメディア時代を迎えて、既存局は、加速度を加えて変化する環境に、どう対応していけばよいのか。ネットワーク化は、スケールメリットに活路を求めるとする、既存CATV局の苦悩の姿だといえよう。」

さて、当然のことながら、ネットワークからの誘いは、本組合にも向けられている。同じくCATV事業を営む者として、本組合も例外ではあり得ないからである。しかし、CATVは地域メディアに徹すべきとの本組合の理念には、いささかの変化もない。事業環境の変化には、独自に対応すべきだと考えている。」

（『第19回通常総代会報告書』12頁）

なお、経営状況であるが、「加入金57,000円利用料1,000円（月額）が主たる収入である。59年度決算は306,357円の赤字で、繰越欠損金が2,854,676円ある。これは、幹

線双方向システム工事、衛星放送受信工事、ミッドバンドチャネル増設工事など、ここ2~3年の設備投資によるものである。

まだ職員は局長1人、業務課5名、工務課5名、放送課4名の計15名である。

中国ケーブルテレビ

すでに述べた中国新聞情報文化センターが、メディアミックスの一環として行っている事業で、昭和59年7月にサービスを開始した。広島市の中心部で総延長20kmに渡ってケーブルを敷設し、ビジネス街をカバーするネットワークで主として事業所向けの放送を行っている。

本事業の特徴の第1は、「都市型CATVとして主としてビジネスコース中心のサービスを行っていることである。当面は会員制度で、加入した企業に対してのみ番組を提供しているが、会員は加入料70万円（一次会員の場合）と会費月額35,000円を支払わなければならず、かなりの負担であり、企業の協力を得て実験放送を行っている」という色彩が濃い。

番組は、当初①Eチャンネル：経済ニュース、②9チャンネル：一般ニュース（24時間放送）、③6チャンネル：コミュニティ&カルチャー放送の3つの自主放送のほか、④11チャンネル：衛星放送（NHKの再送信）の4つを放送する。

特徴の第2は、中国キャブテンの場合と同様、新聞社がニュース・ソース、データベースとしての役割を果していることである。24時間ニュース放送も新聞社のバックアップがあって実現したものである。

第3は、ビジネスコースを基盤としながら

ら一般家庭への展開を図っていることである。C&Cチャンネルは60年に入って新たに設けられたものだが、地域ニュース、生活情報、カルチャー番組で構成しており、視聴者参加の番組づくりをめざしている。家庭への普及を進める手はじめとして、現在近郊で難視聴CATVを導入している2つの住宅団地（戸数2,700戸）で、ビデオカセットで番組を供給し放送を行っている。時間的な遅れなどの制約があるが、都心からニュータウンまで幹線ケーブルを敷設できれば、地域メディアとして一層魅力あるものになる。

経営状況としては幹線ケーブル敷設、スタジオ設置など初期投資が6億円に達し、その償却が大きな負担になっている。また、番組作成に要する経費もかなり大きなものと予想される。一方、収入面は、現在、会員企業からの会費収入に依存しており、収支は厳しいものと思われる。

都市型CATVとして、回線敷設費の負担が大きいのが、難視聴型CATVと比べた場合の弱点といえる。後者では当初から一定数の加入がみこめ経営基盤の安定が図れるが、都市型の場合には番組の魅力で加入者を募っていかなければならない。そのため、27チャンネルの能力を生かして、海外特報、株式、映画、趣味の講座、スポーツなど専門チャンネルを増設し、視聴者の選択の門を広げることによって番組の魅力向上がこれから課題である。

さらに、将来に向けて、ネットワークを拡大し、サービスエリアを拡大していくことも必要であろう。

東京テレガイド株式会社

会社設立は昭和60年2月業務の開始は同年5月である。カナダ・イシフォマート社のNAPLPS方式によるビデオテックスを活用したタウンガイドサービス「テレガイド」事業を実施している。

会社組織は5部47名であるが、うち10名は三井物産からの出向職員である。

授権資本は25億円、払込資本は16億5千円、筆頭株主は三井物産で6億5千円である。資本金がこのように大きいのは、まず、メディアとしてどのように認知されるか不明であり、当初にかなりの投下資本が必要とされる。また、当然のことながらIPやスポンサーが当初段階では見つかりにくい。従って収支上に問題がある。加えて借入金による利子負担は会社の業績をさらに悪化させることとなるため、自己資金を多くしたのである。

第1年度は未だ終っていないが、収入はIP 170社とスポンサー5~6社からのもので1億円程度、支出は初期投資の償却、人件費、回線使用料、事務所費用で5億円強と見込まれる。

タウンガイドとして、公衆端末を繁華街や人のよく集まるビル等に、会社が設置していくため、初期投資もセンター費用を含め5億円程度である。

収入面では、当初予定を大きく割っているが、第2年度は10億、第3年度は20億と考えられている。

設置端末数は130台、月平均350万円のアクセスがある。

提供画像はIP画像として①飲食、②ショッピング、③サービス、④ホテル情報が

あり、スポンサーオペレーション画像として、⑤ロードショー、⑥演劇、⑦ライブ・スポット、⑧ニュース、⑨天気予報、⑩海外のテレガイド（提携番組）、⑪その他、⑫特別番組（日本シリーズ、スキー情報等）が提供されている。利用者としては、男女ほぼ同数で、女性がわずかに多いが、年齢別では30歳未満が8割以上を占めている。

IP獲得上の問題点としては、個店の場合に問題が多く、メディアとして認知されていない、PR費をあまり出さない等の理由が挙げられている。チーン店、デパート、ホテル等は予想以上の申込みがあったようだが、今後の売上目標が大きいだけに動向が注目される。

・スポンサーはいわゆるデータベースにスポット広告をいれているものもあるが、価格は利用状況により決まる。むしろ、情報内容では、この分野の拡充によって収入の増額を図っていく方向となろう。

NTTのキャプテンとの相互乗り入れも検討されているが、技術上非常に困難である。

テレガイドとしては専用回線使用のため、広域的展開に限界があり、（長距離は回線使用料がアップする。）まさにタウンメディアとしての着限は良いが、どの程度迄端末を増やせるかに今後の成否がかかる。

また、利用者の立場からすれば、情報の量が少ない分だけ操作が簡単であるが、スポンサー獲得のためデータベースを拡充しようとするには操作も複雑になるという問題がある。

メディアこうべ

神戸市の都心で地下商店街“さんちかタウン”を運営している神戸地下街株式会社が、タウンガイドとして提供しているのが“メディアこうべ”である。さんちかタウンは、昭和40年に神戸ではじめての地下街として開業した。昭和60年3月には、開業20周年を記念して総額58億円を投じて大規模な改装を行ったが、それに際して、商店街としてニューメディア対応を進め魅力を高めるために、“メディアこうべ”を設置した。ニューメディア対応の一環であり、他にキャプテン端末や2台の16面マルチビジョンを設置している。地下街経営の枠の中で、顧客サービスとしてのニューメディア対策であり、事業の独立収支は考えていない。

現状は、スタンドアローン型の端末3台をインフォメーションコーナーその他に設置している。画面入力は東京のセンターを通じて行っている。テナント案内や観光案内など700画面を準備し、8時から22時の間稼働している。利用者は、無料で画面の検索ができる。

・タウンガイドとして利用者の利便性を高めるため、操作方法の簡略化を図っている。即ち、利用者は画面を見ながら選択してボタンを押すだけではなく、3回のボタン操作で目的の画面に到達することができる。

画面の内容は、テナント案内のほか周辺の観光案内・施設案内などがあるが、現在の利用状況はテナント案内の利用が多い。

経営状況をみると、収入面では地下街の150店のテナントから3万円のIP料を徴

収し、年間 450万円の収入となるが、支出面ではシステム運営費として毎月約55万円が見込まれ、年間では 660万円の支出となって 100万円をこす赤字が見込まれている。これに人件費や設備の償却費を加えれば、赤字はさらに増大する。経費のうち一定割合は、地下街運営費のうちから補填することにしているが、無制限ではないのでできるだけ、事業として独立して採算性の確保が望まれる。

現在、「メディアこうべ」の魅力をさらに高めるため「京阪神の生活便利ガイド」をキャッチフレーズに、システムの再検討を行っている。改正点の1つは、現在の分野別の検索方法を地区別の検索方法に改め、地域ガイドとしての性格を打ち出すことである。また、第2は、画面数をふやし情報内容をより豊富にすることである。そのため現行の700画面を将来20,000画面程度に拡大することにしている。

III 地域ニューメディア発展への政策

1 発展政策の基本的政策

地域ニューメディアの先発グループは、全国キャプテンをはじめとして、収益ベースでみる限り、決して順調な成長軌道に乗っているとはいえない。

しかしこれは新しい技術・システム開発に必然的に付随する現象で、たとえば新交通システムも同じである。ただ、初期の厳しい経営危機を乗り切ると、技術革新による機器の低廉化、ソフト開発による利用者の増加、付加機能との連けいによる存在価値の上昇など、さまざまのメリットがみられるようになる。しかもそれは量的・質的

の双方にあって期待でき、これらの経営環境を内部経営に導入し、内部利益化することによって経営改善を図ることが可能となる。一時、ニューメディアファーバーによって楽観的予測が支配し、安易な事業化もみられたが、一年余を経て改めて慎重な現状分析のもとに、新しいニューメディア事業体の設立がみられるようになった。

さらにテレトピア地区も53カ所指定され、ニューメディアコミュニティも15カ所指定されており、各地でニューメディアへの対応は一段と活発化することが予測されるが、ニューメディアシティへの成功への基本的政策を事例を紹介しながら展開すると、次のような諸点となろう。

第1に、情報化社会を迎えて、地域の情報発信都市への潜在的ニーズはきわめて根強いものがある。61年2月、堺市で都市型CATVとして「日本テレメディア」が誕生した。

来年3月から試験放送、翌63年から本放送を開始する。一般テレビの受信、再送はもとより、地域、経済・産業ニュース、商店街の催し物、公的施設の利用状況などを双方に向で流す予定である。

さらに私鉄による本格的都市型CATVとして61年2月21日、近鉄がスタートすることになった。

全額出資の近鉄ケーブルネットワーク（資本金2億円）が郵政省に出していた奈良西郊地域を対象とする有線テレビ放送施設（CATV）の設置許可申請が認められた。自主放送番組を含め34チャンネルを備え、スタジオからのアンケート調査に端末

機の押しボタンで答えられる双方向機能もあり、関西では最大級の本格的な都市型CATVになる。

近鉄によると、CATVの対象地域は近鉄奈良県の生駒、学園前など生駒市中心部と京都線の平城ニュータウン内の高の原など奈良市北西部。対象戸数は約5万3千戸で、第1期計画は東生駒、学園前を中心とした1万9千戸で62年4月に開局。第2期計画は残りの全域を対象に63年開局予定。134チャンネルのうち、FM放送やテレビ放送の再送信が14を占め、自主制作番組や文字放送ニュース、FM音楽放送、映画などの自主放送が19、予備校などに受験番組を流す賃貸用が1チャンネルとなる。「ネットワークサービス福井」、「吳ケーブルネットワーク」も許可された。(61.12.20朝日参照)

第2に、地域ニューメディアとしてのCATV(都市型)、地域キャブテンなどを、行政投資・サービスのなかで、公共団体ベースでどう位置づけていくかである。

道路、港湾、空港、公園、河川改修などの公共投資と異なるが、水道・交通、文化・スポーツ施設のサービスとは類似性をもってくる。ことに文化、スポーツ施設の運営とは明らかに情報提供などにあって、同じく市民の生活水準の向上・利便に貢献する面をもっている。

したがって公共団体が経営主体に参画して運営を行っても、それほど非公共的事業として批判されるおそれは少ない。ただ、放送サービスなどはこれまで民営が中心であり、UHFでも地方団体は資本参加に止まっている。

ただ、都市型CATVとか地域キャブテンは、現況では収益ベースに乗りにくい経営環境にある。したがって地方団体とかNTTさらに地元企業などが共同出資して、初期の赤字負担をカバーしながら実験的放送をなすことによって、ソフト・ハードの両面にわたって新しいシステムをつくり出す可能性がでてくる。

非採算であるということによって、発足をためらうとき、民間CATV・ビデオテックスの乱立とかパソコンシステムの普及などによって、地域CATV・キャブテンの経営環境が崩されるおそれがある。

ことに地域キャブテンの場合、公共主導もしくは公共参加型で発足し、地域の経済力をまとめていくことが成功への前提条件ともなってくる。しかもその損益はCATVと異なり年間、数千万円であり、地域コミュニケーションセンターの経営赤字程度である。したがって百万以上の大都市がその有利な経営条件を活用して企業化していくことが期待される。

この点、中央との情報格差を埋めることという公共性は存在する。

第3に、CATV、地域キャブテンにしても普及させる場合、企業・家庭の支払能力、すなわちコストとの関連がある。

「双方向型CATV」は一世帯当たり設備費が20~30万円かかり、維持費もかなりかかるが、それに比して得られる情報価値はどう分析しても低い。CATVが普及しているのは多くは難視聴という空間的条件に依存していることが大きい。

地域キャブテン・システムについての地域ニーズを神戸市が市内 の主婦 1,500人

(回答者 1,432人、回答率88パーセント)

では、その利用は「入っている情報次第」「経費次第」と条件付で58.4パーセントが利用の意向を示している。また、市内の企業では卸・小売・サービス業など42.4パーセントが地域キャブテンに情報提供者として参加する意向を示している。

したがってCATV、地域キャブテンとともにコストと情報価値によって将来性は左右されることになる。

第4に、長期的にみた場合、CATV、地域キャブテンとともに、経営環境の好転が予測される。たとえば機器の低廉化、端末機の普及、CATV局の増設、ニューメディア年齢層の拡大、ソフトの開発、複合機能の付加などさまざまの点からみても条件は整いつつある。

その身近な事例として「NTTのミリオング戦略」があげられる。NTTの全国キャブテンのみでなく、地域キャブテンにとっても経営環境の改善に寄与することは否定できない。それは端末機の増加であり、その利用層の拡大である。

第5に、長期的にみてCATV、ビデオテックスがどのようなメディアとして成熟し、かつ統合・複能機能を帯びていくかである。

1つは、ビデオテックスはパソコンネットワークとの複合化がすすむのではないか。

2つは、CATVについては、難視聴から、本来の都市型へと普及がすすむと、単機能では収支はむずかしく、魅力もない。ことにVTRの普及があるので、多チャンネル放送のみでは一般家庭への普及には限

界がある。

そこでホームショッピング、ホーム・キャッシング、ホーム医療、ホーム学習などの双方向機能をもった複能機能が不可欠となる。

この点、注目されるのが大津市の飛島都市開発の「グリーンヒル湖南」で、最終的には5千戸、2万人のニュータウン（面積192ヘクタール）となる。これは団地管理システムとしてのCATVをホーム・オートメーション（火災感知、ガス漏れ、FM受信）に利用したシステムである。

第6に、経営ベースでみたとき、多角経営化を図らない限り、収支均衡は困難が予想される。それと同一地域に複数企業が普及することは有線方式のケースと住民ニーズの弱さを考えると当面、どう調整するかも政策課題である。

2 発展政策の具体的戦略

CATV、ビデオテックスなどの普及に関する具体的課題としては、端末数の増加（ビデオテックス）ケーブルの電柱共架・地化（CATV）、ソフト供給体制の未整備などがあげられる。

第1に、地域キャブテンの場合、致命的欠陥は端末機が高価で普及台数が少ないとである。

NTTは61年度に現在、112都市で加入者1万強にとどまっているキャブテンを新たに133都市をサービス対象地区に加え、加入端末を10万台の大台に乗せる計画である。

しかし地域キャブテンにあって台数の増加を図るには無償提供、安価なリース方式などを導入することが必要であり、また、

第2表 出資を受ける法人の主な事業内容

法 人 名	メ デ ィ ア
① インフォメーションネットワーク福島	ビデオテックスなど
② 調訪広域総合情報センター	データ通信など
③ 高崎情報サービス	情報処理システム
④ 松江情報センター	ビデオテックスなど
⑤ 山口ニューメディアセンター	ビデオテックスなど
⑥ 久留米・鳥取広域情報	ビデオテックスなど
⑦ 熊本ビデオテックスサービス	ビデオテックスなど
⑧ 鹿児島ビデオテックスサービス	ビデオテックス

61. 2. 28 日経

端末機器の小型化、低廉化、多機能化、そして利用者にとって扱いの簡便な機種を開発することによって、普及が促進されるることは間違いない。

第2に、CATVもキャブテンもよい情報提供をなしうるかどうかである。現在の情報は全国・地域キャブテンを問わず、IP側のPR情報であって、市民、すなわちユーザー側の情報になっていない。

したがって地域・キャブテンの場合、天気予報、株式市況などはともかく、単なる1次情報では魅力がない。2次加工的情報だとえばパック旅行の横断的（各旅行業者の目的地別、日程別、経費別など）情報がニーズが高いと予想される。さらに企業方式の事業体では、学習塾、テレビゲーム、投資情報など、様々な利用余地が未開拓のまま残されている。

さらに検索料（電話代）を相手方がもつ着信料などがある。この点、地域キャブテンの方が加工情報を提供することが容易であるし、そのニーズに高いので、今後の発展のキーを握っているのは、

このような第2次加工のニーズの高い情報を如何に入力するかにある。

ただ、横断的情報、第2次加工情報となると単独のIP提供者が見出しがたいので、公共・準公共的（銀行、生協など）のスポンサーを見つけるか、同業者を連合したIPシステムをつくるなど、地域キャブテン会社の自主的経営努力が期待される。これまでユーザの評価が低かったのは、利用ターゲットを絞っていないからである。

第3に、ニューメディアの発展を阻害していたのは、間違なく国ベースの財政支援がこれまでなかったことである。地域としてはこれを呼び水として地元経済界で、ニューメディア事業体を設立するのが、もっとも期待される方策である。

この点、61年度からは国ベースの支援が開始され様相は一変する。

それは、郵政、通産両省は地方のニューメディア事業を振興するため、両省所管の基盤技術研究促進センター（斎藤太一理事長）を通じて60年度内に第3セクターべ、

資本金の50%を上限に出資することと決めた。対象法人は第2表のとおりであり、このうち高崎は通産省のニューメディアコミュニティ、残り7カ所は郵政省のテレトピア指定地域で、ビデオテックス（双方向文字図形情報システム）などの事業が本格的にスタートする。

なお基盤技術研究促進センターは昨年10月に発足。出融資事業を中心に共同研究促進、研究情報の提供を手がける。基本財産は160億円だが、61年度以降日本電信電話（NTT）株式の政府保有分の配当を原資に、産業投資特別会計から資本金と出融資などの事業資金260億円（ただし61年度は

1. 1996-1997 學年上學期
2. 1997-1998 學年上學期
3. 1998-1999 學年上學期
4. 1999-2000 學年上學期
5. 2000-2001 學年上學期
6. 2001-2002 學年上學期
7. 2002-2003 學年上學期
8. 2003-2004 學年上學期
9. 2004-2005 學年上學期
10. 2005-2006 學年上學期
11. 2006-2007 學年上學期
12. 2007-2008 學年上學期
13. 2008-2009 學年上學期
14. 2009-2010 學年上學期
15. 2010-2011 學年上學期
16. 2011-2012 學年上學期
17. 2012-2013 學年上學期
18. 2013-2014 學年上學期
19. 2014-2015 學年上學期
20. 2015-2016 學年上學期
21. 2016-2017 學年上學期
22. 2017-2018 學年上學期
23. 2018-2019 學年上學期
24. 2019-2020 學年上學期
25. 2020-2021 學年上學期
26. 2021-2022 學年上學期
27. 2022-2023 學年上學期
28. 2023-2024 學年上學期
29. 2024-2025 學年上學期
30. 2025-2026 學年上學期
31. 2026-2027 學年上學期
32. 2027-2028 學年上學期
33. 2028-2029 學年上學期
34. 2029-2030 學年上學期
35. 2030-2031 學年上學期
36. 2031-2032 學年上學期
37. 2032-2033 學年上學期
38. 2033-2034 學年上學期
39. 2034-2035 學年上學期
40. 2035-2036 學年上學期
41. 2036-2037 學年上學期
42. 2037-2038 學年上學期
43. 2038-2039 學年上學期
44. 2039-2040 學年上學期
45. 2040-2041 學年上學期
46. 2041-2042 學年上學期
47. 2042-2043 學年上學期
48. 2043-2044 學年上學期
49. 2044-2045 學年上學期
50. 2045-2046 學年上學期
51. 2046-2047 學年上學期
52. 2047-2048 學年上學期
53. 2048-2049 學年上學期
54. 2049-2050 學年上學期
55. 2050-2051 學年上學期
56. 2051-2052 學年上學期
57. 2052-2053 學年上學期
58. 2053-2054 學年上學期
59. 2054-2055 學年上學期
60. 2055-2056 學年上學期
61. 2056-2057 學年上學期
62. 2057-2058 學年上學期
63. 2058-2059 學年上學期
64. 2059-2060 學年上學期
65. 2060-2061 學年上學期
66. 2061-2062 學年上學期
67. 2062-2063 學年上學期
68. 2063-2064 學年上學期
69. 2064-2065 學年上學期
70. 2065-2066 學年上學期
71. 2066-2067 學年上學期
72. 2067-2068 學年上學期
73. 2068-2069 學年上學期
74. 2069-2070 學年上學期
75. 2070-2071 學年上學期
76. 2071-2072 學年上學期
77. 2072-2073 學年上學期
78. 2073-2074 學年上學期
79. 2074-2075 學年上學期
80. 2075-2076 學年上學期
81. 2076-2077 學年上學期
82. 2077-2078 學年上學期
83. 2078-2079 學年上學期
84. 2079-2080 學年上學期
85. 2080-2081 學年上學期
86. 2081-2082 學年上學期
87. 2082-2083 學年上學期
88. 2083-2084 學年上學期
89. 2084-2085 學年上學期
90. 2085-2086 學年上學期
91. 2086-2087 學年上學期
92. 2087-2088 學年上學期
93. 2088-2089 學年上學期
94. 2089-2090 學年上學期
95. 2090-2091 學年上學期
96. 2091-2092 學年上學期
97. 2092-2093 學年上學期
98. 2093-2094 學年上學期
99. 2094-2095 學年上學期
100. 2095-2096 學年上學期
101. 2096-2097 學年上學期
102. 2097-2098 學年上學期
103. 2098-2099 學年上學期
104. 2099-20100 學年上學期

205億円)が毎年繰り入れられる。

60年度の出資枠は20億円。同センターはこれらテレトピア、ニューメディアコミュニティ指定地域の第3セクターのほか、関西文化学術研究都市に設立する国際電気通信基礎技術研究所とその関連の研究開発会社などへの出資を予定している。(61.2.28
日経参照)

このように、政府の呼び水的な財政援助であっても、広まってくると地方にあって、第3セクター方式などでの事業化へインセンティブはかなり高まってくるであろう。

行政資料

神戸市地域キャプテンシステム

委員会報告書

神戸市地域キャプテンシステム委員会

II

まえがき

通信技術とコンピューター能力の飛躍的な発展とこれらの結びつきは、今後の都市づくりに大きな可能性を示している。

これらの動向について常に注目し、研究していくことは都市活力を増強させ、地域生活を向上させようとしている市の基本政策にとって不可欠の取組といえる。

昨年度「ニューメディアシステム開発研究会」を設置し、各種ニューメディアについての技術的な成熟度や社会的な活用の可能性について、専門家による検討が行われた。その結果、技術的に具体化しやすく、市内全域に展開でき、かつ社会的効果が大きいメディアとして、「地域キャプテンシステム」の導入が望ましいとの示唆を受けた。

このため「神戸市地域キャプテンシステム委員会」が設置されて、市長から地域キャプテンシステム関連技術の展開を踏まえた、神戸らしい活用方向について、その基本的方向を明らかにするよう諮問を受けたところである。検討にあたっては、高度情報社会の到来に対して、①市民をはじめ都市の構成員全體が積極的に対応する地域キャプテンシステムであること、②市民や企業相互の交流基盤の強化に活用すること、

③生活の豊かさや都市の活力づくりの起爆装置として位置づけること、④コミュニケーションづくりや都市のアイデンティティの場を提供するとともに、質の高い個性的な都市情報を全国および全世界へ発信しうる基盤づくりを目指すこと、といった基本的な姿勢で臨み、将来への展望と現状に対する冷静な視点をもって、多角的に調査、研究を進めたところである。

検討素材とするため、市民や企業に対するアンケートを実施し、委員会審議を充実するため、キャプテンサービスのデモンストレーションも行い、活発な討議を重ねて、基本方針の策定を図った。

検討過程において御協力いただいた関係諸団体にお礼を申しあげるとともに、本報告の趣旨を生かして具体化が早急に図られるよう要望するものである。

第1章 地域キャプテンシステムの意義

1 これからの都市生活とニューメディア

高度情報社会は、電気通信技術の進展によるネットワーク機能と、コンピューター技術の発達による情報処理機能とが融合することによって、新しいメディアを登場させた。すなわち、ビデオテックス、CAT V、ディジタルファクシミリ、テレビ電

話、テレビ会議などである。市民生活においては、生活水準の向上、余暇の増大等社会経済環境の変化により、市民の価値観とニーズは多様化し、その要望実現のためには情報の果たす役割が重要となってきた。一方産業活動においては、社会の多様化する情報をいかに早く、正確に入手するかが企業活動を決定するポイントとなってきている。つまり、あらゆる社会の構成員がコンピューターを使いこなし、必要な情報を隨時に引き出し、活用できるような高度情報化の時代に入りつつある。

企業においては、OAの推進によるネットワーク化、社会においては電気通信サービスを利用した医療システム、教育システム等の導入が進んでいる。さらに家庭においても、新しいコミュニケーション媒体、あるいは家事活動の省力化機器として、電気通信サービスに対するニーズが高まっているのである。

2 キャプテンシステムの意義

(1) ビデオテックスとキャプテンシステム

ビデオテックスとは、家庭に広く普及しているテレビと電話にアダプターを取り付けた装置により、コンピューターに入力した画面を利用者(ユーザー)の自由な選択によって電話線を通じてテレビに映し出す新しいコミュニケーション・メディアのことであり、国際的にビデオテックスと呼んでいる。わが国では、郵政省とNTT(日本電信電話株式会社)が開発したビデオテックスをキャプテンと称している。

現在世界では、3つのタイプのビデオテッ

クスが開発されている。

① 北米方式(NAPLPS)

② 欧州方式(CEPT)

③ キャプテン方式(CAPTAIN)

この中でキャプテン方式の特徴をあげると、

(1) わが国の公衆電話網に適合したシステムである。

(2) 比較的安い端末機で対応できる。

(3) 入力が他方式に比べ簡単である。

(4) 全国を対象にキャプテンサービスとして提供されている。

以上から、地域に導入すべきシステムとしては、キャプテン方式がわが国では最も社会的有用性の高いシステムであるということができる。

(2) 地域キャプテンシステムの特性

キャプテンシステムはそのネットワークによるサービスの広がりから、

① 全国キャプテン

② 地域キャプテン

に分けられる。

全国キャプテンは昭和59年11月から稼動し、昭和60年12月末現在端末数 9,450台、情報提供者(IP) 671社、蓄積画面数 16.6万画面となっている。提供される情報は全国的広がりをもつものであつたり、東京を中心のもので、情報提供者も全国的に営業活動している大企業が中心となっている。

これに対し、地域キャプテンシステムの特徴は、提供される情報が地域の情報であり、かつ地域住民が必要な情報システムを構築できることである。すなわち、地域住民相互の連絡など、地域コミュニケーション・メディアとして利用することができる

ところに、その特性がある。

さらに、全国キャブテンでは情報サービスを利用するのに3分間30円を通信料金として支払わなければならないが、地域キャブテシシステムでは3分間10円ですむので割安となることも利点である。

(3) 地域キャブテシシステムに期待できる内容

地域キャブテシシステムは、家庭、地域団体、企業などをネットワークで結び、新しいサービスを提供するメディアとして注目されている。

これまで、市民はメディア業界からの情報を一方的に受け入れるだけであったが、双方向機能をもつ地域キャブテシシステムにおいては、情報の受け手である市民が情報を選択し、相互に提供できるようになる。すなわち、真に市民にとって必要な情報、地域に密着した情報を、市民をはじめとする利用者主体で開発することができるるのである。

さらに、地域の情報を市域内だけでなく容易に全国各地へ提供することができるの

第2章 地域キャブテシシステムに対するニーズと課題

1 市民および企業のニーズ

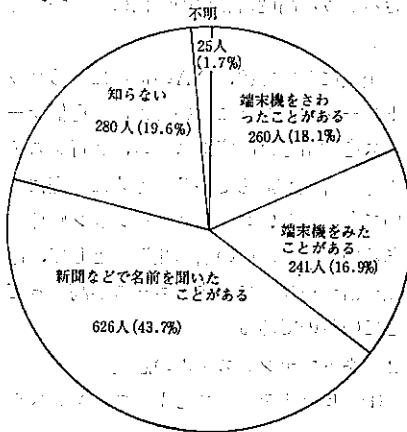
地域キャブテシシステムを構築するに当って、ユーザーである市民および情報提供者(IP)の中核となる企業の利用意向を把握する必要がある。このため神戸市婦人団体協議会の協力をえて、地域キャブテシシステムの主要な利用者と目される主婦と、

神戸商工会議所の支援をえて、会員である企業を対象にそれぞれの利用意向についてアンケート調査を実施した。

(1) 認識の程度(図-1)

市民のキャブテシシステムに対する認識は、3人に1人が端末機を「触った」か、「見た」ことがあると答えており、キャブテシシステムの普及状況からすると比較的高い認識といえる。

図-1 キャブテシシステムをどの程度ご存知ですか(回答者合計: 1,432人)



(2) 得たい情報と提供したい情報

ア 市民が得たい情報(表-1)

市民が地域キャブテシシステムを通じて得たい情報は、第1位がお買物情報で、その次に地域ニュース、お料理講座、病院情報などが続いている。ベストテンに入っている大半が生活関連情報となっている。その中でも特に関心が高いと思われるのが、ショッピングと健康である。

得たい情報を年齢別にみると、20歳代の志向は、他の年代が生活関連情報中心であ

ると違い、ファッシ^ニニシテ情報、映画案内などは、飲食店ガイドなど余暇情報中心となっ

表-1 地域キャブテンシステムを通じて得たい情報ベストテン
(回答者合計: 1,432人による複数回答)

順位	情報	件数
1	お買物情報	567件
2	地域ニュース	513件
3	お料理講座	480件
4	病院情報	394件
5	県・市行事案内	373件
6	健康情報	315件
7	旅行案内	303件
8	健康相談(お年寄り)	301件
9	天気予報	251件
10	教養講座案内	231件

全国キャブテンの中でアクセスの多い情報と比較してみると、全国キャブテンでは、名札とかゲームなど娯楽性の強い情報と、株式市況、利殖など直接利益を求める情報が上位にあり、地域キャブテンシステムの導入に際しては、参考にする必要がある。

1. 企業が提供したい情報(図-2, 表-2)

図-2でみると、企業にとって提供したい情報は、商品やサービスの内容が最も多く、次にイメージ広告となっている。一方、表2でみるとスポンサーとなつてもよいとする情報では、地域ニュース、天気予報、スポーツ情報、展示会・見本市の案内、旅行案内などとなっている。

以上の結果から、利用者および情報提供者にとってニーズの高い情報は表3のとおりである。

図-2 貴社は、地域キャブテンシステムを通じて、どのような情報を提供されるおつもりですか。

(回答企業 573社のうち、地域キャブテンシステムに利用意向を示した 292社)

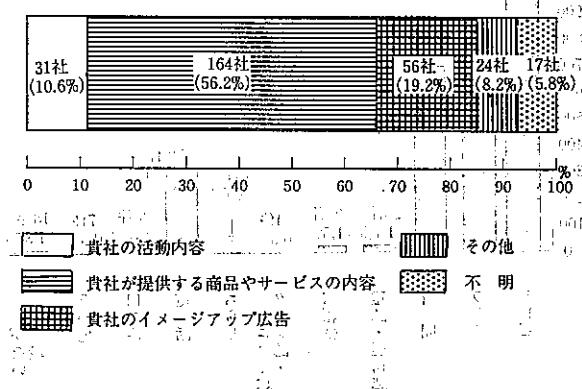


表-2 スポンサーになりたい情報ベストテン
(スポンサーになると回答した企業 211社による複数回答)

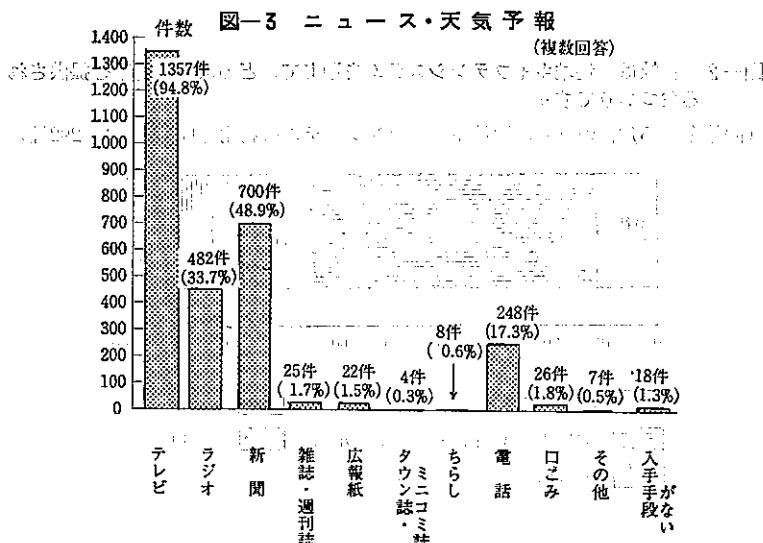
順位	情 報	件 数	順位	情 報	件 数
1	地域ニュース	70件	6	すまいの知識	39件
2	天気予報	57件	7	ファッション情報	39件
3	野球等スポーツ情報	52件	8	お料理講座	37件
4	展示会・見本市の案内	51件	9	住宅情報	35件
5	旅行案内	45件	10	健康情報	28件

表-3 地域キャブテンシステムに期待される情報内容

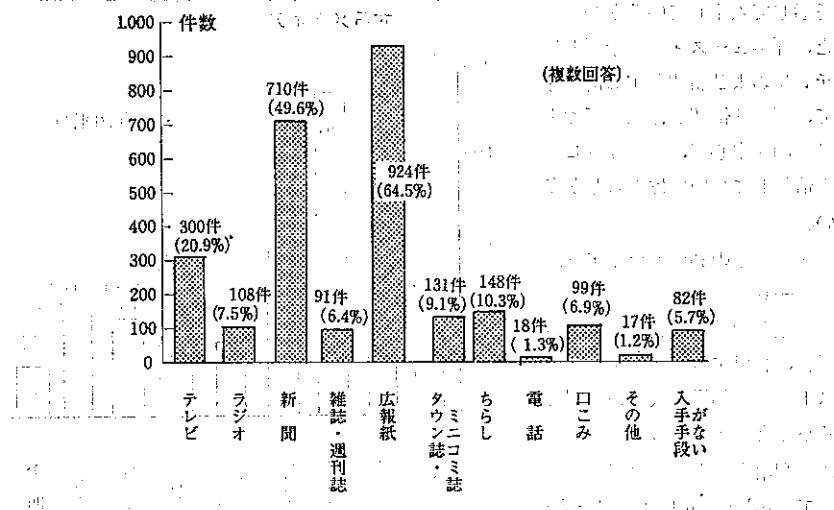
区 分	生 活 情 報	教養・スポート・娯楽情報	そ の 他 情 報
利用者、 提供者の合致情 報	<ul style="list-style-type: none"> • お買物情報 • お料理講座 • 病院情報 • 主要駅時刻表 • すまいの知識 	<ul style="list-style-type: none"> • 旅行案内 • 教養講座案内 • 映画・劇場案内 • ファッション情報 • テニス場等施設案内 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域ニュース • 県市の行事案内 • 天気予報 • 県市のお知らせ

(3) 既存メディアとの関係

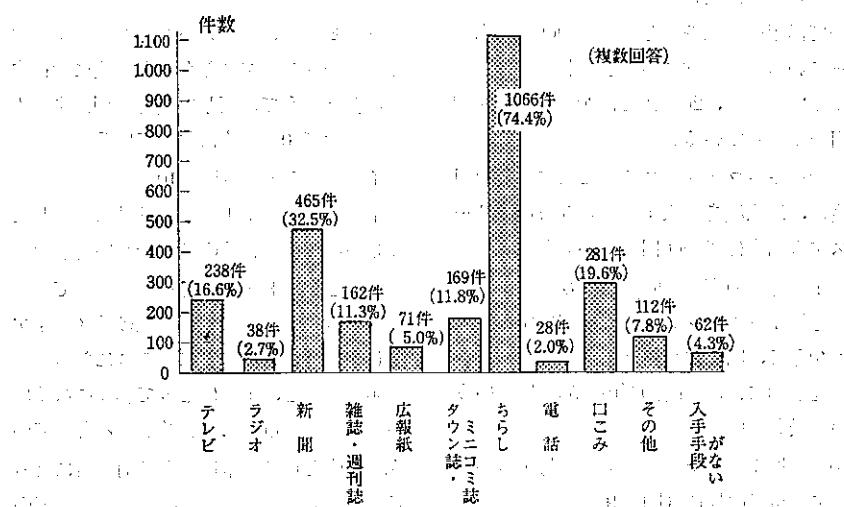
ア 市民の利用メディア(図-3, 図-4, 図-5)



図一四 公共情報入手手段



図一五 ショッピング



市民がどの情報をどのメディアを通じて入手しているかをみると、「ニュース・天気予報」はテレビおよび新聞が主な情報源で、「公共情報」は広報紙および新聞が中心で、「ショッピング情報」についてはちらしが多い。

イ 企業の利用メディア(図-6)

企業が地域に情報を提供する場合、利用するメディアは、コストが安く効果の大きい新聞とちらしとなっている。

(4) 利用意向と経費負担

ア 市民の利用意向(図-7)

市民の地域キャプテンシステムへの利用意向は、何らかの意

味で活用の意向を示した人が約60%になっている。年齢別にみると、若いほど利用希望が高く、20歳代では80%の人が利用を希望している。

地域キャプテンシステムに対する負担限度は、端末機を購入する場合5万円、リースする場合は2,000円／月が最も多い。

イ 企業の利用意向(図-8)

地域キャプテンシステムを利用する意向は40%で、関心は高いといえる。

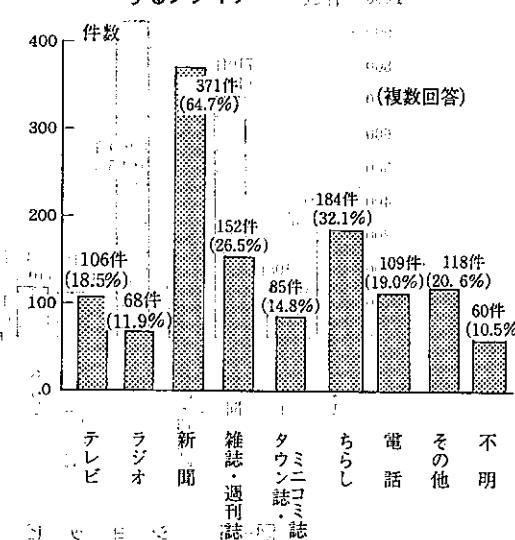
経費的には、年間30万円～50万円というのが最も多い。

(5) 地域キャプテンシステムに対する期待

ア 市民の期待(図-9)

市民の期待は、「高度情報社会には、双方向機能を持つキャプテンシステムが不可欠であり、大いに活用したい。」「ホーム

図-6 企業が地域に情報を流す場合、利用するメディア



ショッピング、ホームバンキング、予約など従来のメディアになかった機能に期待する。」と答えて、新しい機能に期待する人があわせて40%近くになっている。

イ 企業の期待(図-10)

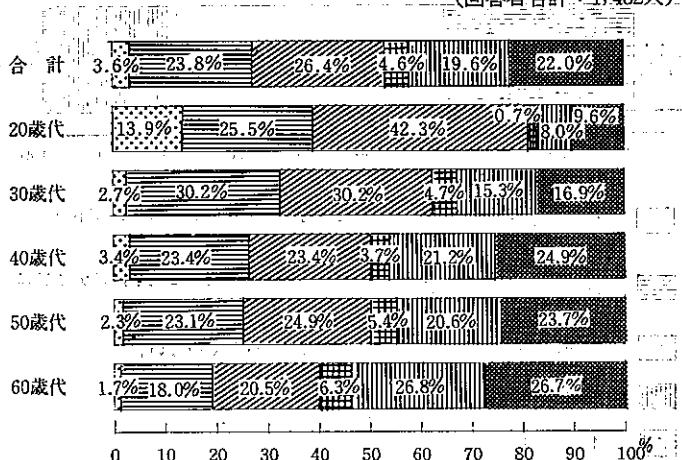
企業の期待の第1は、「地域に密着した詳しい情報が送れるので、新しい需要喚起が可能となる」が40%を占め、次いで「利用者の自主的な選択の幅を広げるメディアとして、市民や消費者にプラスになる。」が30%以上と、企業にとって利益になるばかりでなく、市民にも利益があるとしている。全体として、市民および消費者にとってメリットとなる機能と、企業にとってのメリットの比率は、4：6となっている。

2 構想実現における課題

地域キャプテンシステムには、市民およ

図-7 神戸市域で地域キャプテンシステムが導入された場合、あなた
は御自宅でキャプテンサービスを利用しますか。

(回答者合計：1,432人)



■ サービスを利用したい。 ■ 隣り近所が利用すれば考える。
■ 入っている情報したいである。 ■ 全く利用する気はない。
■ 経費したいである。 ■ わからない。

図-8 貴社では地域キャプテンシステムをどのように利用されますか。
(回答企業合計：573社)

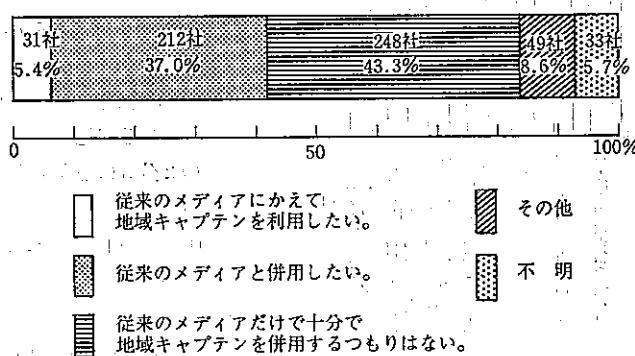


図-9 地域キャプテンシステムに何を期待しますか。(回答者合計: 1,432人)

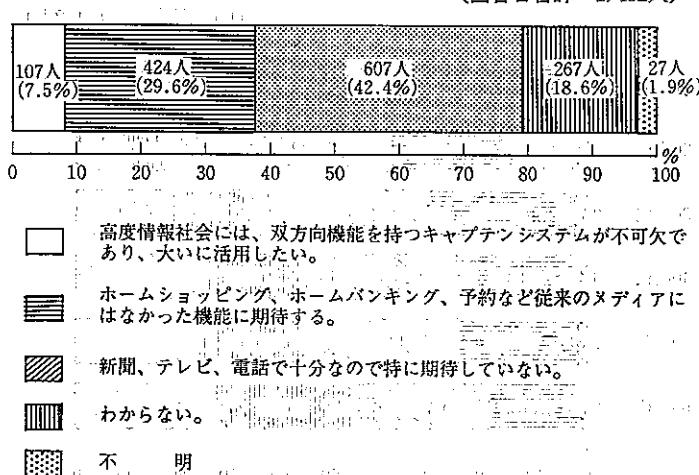
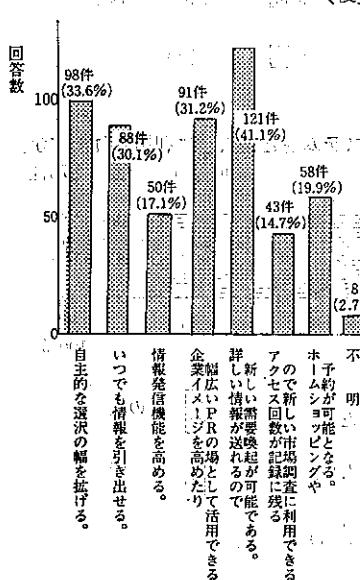


図-10 地域キャプテンシステムに対し、従来のメディア及び企業から、ともに高度情報社会にはなかったどの機能に期待しますか。(複数回答)



会の有力なメディアとして、大きな期待が寄せられていることが明らかにされた。しかし、新しいコミュニケーション媒体であるだけに、その活用には解決すべき多くの課題がある。

課題は大きく分けて、

- (1) ハードシステムにおける課題
- (2) 情報サービスの開発における課題

の2分野に整理することができる。

- (1) ハードシステムにおける課題

ア センター設備

現在開発されている地域キャプテンシステム用コンピュータ

一は、8回線、16回線、32回線、64回線、96回線とコンピューターの回線対応処理能力に応じた5つのタイプとなっている。しかし、最大の96回線のタイプでも、端末数は1万台程度が処理能力の限界といわれており、それ以上の端末数には適応できないのが実情である。すなわち、市民・企業・タウン情報に対応した利用形態および都市レベルでの展開のためには、さらに大型の設備と基本ソフトを開発する必要がある。

（イ）端末機　端末機の普及には、端末機を普及させるには、安価で操作性のよい機種を開発する必要がある。あらゆる利用者が使いこなせるものであり、使用する頻度の高い情報や緊急時に必要な情報は、簡単な操作で取り出せるようにすることが必要である。

特に利用価値の高い情報や、予約や注文をした場合、その情報をコピーで残しておく必要性が高く、端末機にはハード・コピーをとりつけ、一体的利用が可能な製品が望ましい。

（ウ）入力装置　情報提供者からの画面情報の入力が、簡単かつ低コストでできる入力装置の開発が必要である。

文字とか数字程度の情報は、各情報提供者とか市民団体の事務所などで簡単に入力できるようにすれば、情報の更新やユーザー間の情報通信が幅広くできるようになり、地域キャプテンシステムの利用範囲が拡大することになる。

（2）情報サービスの開発における課題

地域キャプテンシステムの中核的な地位

を占めるのが情報サービスの開発にかかる分野である。地域キャプテンシステムでは、市民・企業・タウン情報への対応といった様々な利用形態が考えられ、情報検索機能のみならず、予約、発注など多様なサービスを必要とする。

ア 提供する情報内容　地域キャプテンシステムを普及させるためには、ユーザーに対してニーズの高い情報を提供することが不可欠である。より地域に密着し、新鮮で、生活中で役に立つ情報を興味深く提供できるように、ユーザー側に立って開発し、データベースとして充実しなければならない。

（イ）ユーザーにとって使いやすいシステムの開発　現在の情報検索システムは、まず、「見出し画面を選択し、その画面の中の選択肢を次々とたどっていく」システムであるので、欲しい情報にたどりつくまでに何回もキーパッドを押さねばならない。

これをさらに改善して、子供から高齢者まで、だれもが簡単に必要な情報を取り出せるようにする必要がある。すなわち、利用回数の多い情報は、検索手数を省いて数タッチで画面を得られるようにすると、同種の情報を横断的に検索できるようにすることなどが課題となる。

（ウ）双方向機能を生かした各種サービスの開発

地域キャプテンシステムでは、双方向機能を生かしたサービスの予約、ホームショッピング、ホームバンキング、会員サービスなどのシステムが開発中であるが、地域キャプテンシステムの基本的機能として開

発を促進し、実用化を図る必要がある。

エ、全国キャブテンや民間企業のコンピューターなどとの接続による機能の充実、実現するためには、市はこれより情報発信機能の強化を図り、地域キャブテンシステムの活用範囲、サービス網の拡充を進めるため、全国キャブテンや民間企業のホストコンピューターなどとの接続による多様なネットワークの利用を図る必要がある。

第3章 基本構想

1・基本構想の理念

地域キャブテンシステムに対する市民や企業のニーズが示しているように、その具体化への期待は大きいものがある。この期待に応え、来るべき高度情報社会に向って、活力に満ちた都市づくりに取り組むためには、関係者の合意づくりがぜひ必要である。

このような合意に基づく協力体制があつてはじめて、様々な課題を持ちながらも、地域キャブテンシステムは豊かな可能性を開花させ、その真価を発揮できるのである。

すなわち、合意と協力を得て具体化すべき地域キャブテンシステムの基本理念は次の3点である。

(1) 都市装置としての位置づけ

来るべき高度情報社会の新しい「都市装置」として、地域キャブテンシステムを位置づけ、市民、事業者、市などの都市の構成員が、主体的に情報を発信し、活用することができるコミュニケーション基盤を構築する。

(2) 参画システムの創造

情報システムの創造にあたっては、利用者である市民や事業者が主体的に参画するものとする。このため通信事業者、メーカー、メディア業界などを交えた新しい協力関係をつくりあげるものとし、市はこれら参画システムの創造に向けて積極的に取り組む。

(3) 神戸らしい情報システムの構築、情報発信機能の充実

都市活力の増進および豊かな市民生活の確保に向けた「神戸らしい情報システムサービス」をめざした地域キャブテンシステムを構築する。
あわせて、市域全域および周辺地域だけでなく、国内外を対象とした「情報発信機能」の向上を図る。

2 構想の基本的枠組み

(1) サービス対象者

ア、市民（家庭）を中心に、事業者、各種団体、行政機関を対象とする。
イ、観光客、来街者に対する情報提供も行う。

ウ、将来は、市域周辺都市の市民、事業者などへも情報提供していく。

(2) サービス対象地域

ア、システム構築当初は、市域内を対象地域とする。

イ、全国キャブテンに対し情報提供して、情報発信都市神戸を実現する。

ウ、市域内での普及の状況をみながら、母都市圏に対しても順次拡大を図る。

(3) サービス内容

ア、公共情報、生活情報、医療情報、地域ニュース、余暇情報、文化情報、企

業情報を中核とする情報を提供するとともに、全国キャブテンなどを通じて市外向情報を提供する。提供するサービスとして、予約、ホームショッピング、伝言板サービス、会員サービス、ホームキャッシング等ニーズの高いサービスの提供を目指す。

（イ）提供する情報およびサービスは、ホームユース（家庭）、ビジネスユース（企業）、タウンユース（街頭）、団体内ユース、コミュニティユースなど、地域キャブテンシステムの利用ニーズに応じたものとする。

（ウ）子供から高齢者まで、家庭の主婦から企業で働く人まで、市民から観光客まで、すべてのユーザーにとって利用価値の高い情報やサービスを提供する。

（4）サービス手段

（ア）サービス対象者および対象地域に適合したセンター設備の導入をはかる。

（イ）情報蓄積量、回線数、回線接続などの増大に対応しうるセンター設置とする。

（5）運営主体と参加団体

（ア）運営主体は、地域キャブテンシステムが有している次の特性を勘案して、第1セクターの「公益性」「信頼性」、第2セクターの「効率性」「弾力性」をともに發揮させるため、第3セクターとする。この場合、事業化に当っては、採算性を十分に検討する。

（イ）高度情報社会を支える有力なニュースメディアシステムの一つとして、その運営には公共性、公益性が求め

られる。

（ア）提供する情報やサービスの性格が、ホームユース、ビジネスユース、タウンユースと多様であり、その受益内容が個別的、選択的である。

（イ）ユーザー側に立った真に必要な情報とサービス開発を図るために、新しい利用者参画と負担方式が求められる。

（ウ）主要参加団体は次のとおりとする。

（ア）通信事業者、メーカー、メディア業界などの関係者は、受益者およびシステム形成の有力な主体として運営に参加する。

（イ）市、その他公的団体は、公共性、公益性を維持するため、運営に参加する。

第4章 地域キャブテンシステムの具体化に向けて

1 構想実現のための基本的な視点

事業化構想の理念は、完成した地域キャブテンシステムの運用および展開の目標であるとともに、むしろこれから創造していく本事業の実現プロセスの基本理念でもある。

事業化をめざした検討の中で、地域キャブテンシステムの基幹的な構成要素である、「ハードウェア」「ソフトウェア」「経営基盤」の個々の課題の解決の方向を見つけるために、実証的な利用チェックの過程が必要である。

さらに、そのような実証的過程への利用者の幅広い参画の中でこそ、社会的ニーズが顕在化され、新しいサービスとしての認

知を受けることができるのである。すなわち、地域キャプテンシステムの具体化に必要な素材は、様々な課題を持ちながらも、製品化の形や利用ニーズの形で出揃いつつある。国内においても、すでにタウンユースを中心に事業化される動きがあいついでいる。しかし、いずれの事例も特定目的の小規模システムや情報提供サイドの発想が色濃い導入に止まっている。

大都市における具体化：とくに神戸における事業化においては、「何よりも都市の構成員の幅広い参画による、21世紀をめざした「都市装置」づくり」という共通理解が基本的前提とならねばならない。それは、①市民、事業者、各種団体、関係機関のニーズに十分こたえるという「ユーザーサイド」の発想と、②着実に合意形成をつみ重ねていくための「現実的で段階的」な発想、さらに、③あすの活力と豊かさをめざした、全ての関係者の参画による「実証的開発」の発想が必要とされるのである。

このような事業化プロセスの取組は、地域キャプテンシステムが担うべき「新しい人と人との豊かなコミュニケーション」の基盤づくりと、「21世紀をめざした都市活力」と「情報発信機能のエネルギー」とを育てていく過程でもある。

2. 具体化に向けての必要な条件と解決すべき課題
このような基本的な視点を受けて、具体化を図っていく上で必要な条件は、

- ① 実証的開発の場づくり
- ② 情報の受け手、送り手、ハードウェアやソフトウェアの提供者を中心とした、それぞれの立場からの負担と参画

③ 実証的開発への参画

といえるだろう。「少なくとも、」

3. 事業化準備体制

事業化準備体制として望ましいと考えられる基本的内容は、次のとおりである。

ア 規模およびシステムの内容

規模においては、メディアとしての影響力を持つ程度を目標とし、システムの内容も現実性を加味しながら、将来の都市装置としての展開が可能なものとする。

イ 主要な関係者の役割分担

(ア) 通信事業者およびメーカー

都市構成員それぞれの立場から協力の前提として、通信事業者およびメーカーは、実証的開発を評価して積極的に協力する。

(イ) メディア業界

ニューメディアサービスの担い手として、メディア業界はその運営およびデータベースづくりに積極的に協力、参画する。

(ウ) 市民団体、公益団体、経済団体

情報の提供、開発、利用を中心に、実証的開発に要する資金負担、モニター活動、参加者の拡大努力を進め、ユーザーサイドに立ったシステムが開発できるよう、その役割を積極的に果たす。

(エ) 市 政 府

情報内容やサービスシステムの総合的調整、事業化に向けての関係者に対する合意形成努力、事業経営基盤の整備と促進など、ユーザーサイドに立った都市装置成立の基盤確立を図る。

ウ 対象ユース

主として団体内ユースを中心に、ホームページユース、ビジネスユース、タウンユースの実証的開発を図るものとする。ただし、具体化条件の熟度によりいこれらの着手対象を彈力的に検討し、実現性の高いものから取り組む。

エ 事業化準備期間

(ア) 情報サービス開発期間

1年程度とする。

(イ) サービスの試供か才事業化までの期間

さらに1年以内を目指とする。

オ 事業化準備成果の活用

事業化準備活動で得られた成果は、情報サービスの充実、センター設備や端末機の改良に反映させるとともに事業化のための基盤化して活用する。

終わりに

地域キャプテンシステムの具体方をめざして、その活用の構想と課題解決の取組の

方向についてとりまとめたが、限られた時間において、多様な分野にわたる問題点について、総合的な解決方向を検討したため、十分な掘り下げにいたらなかったところが多い。しかも、ニューメディアシステム全体が世に問われて日も浅く、その実体が必ずしも明らかになっていない中で、到来する高度情報化の動きに対応できる地域キャプテンシステムを構築するには、多くの不確定要素に直面せざるをえなかった。

したがって、本報告書の趣旨を生かしながら、十分に検討できなかった分野についての調査や、より広範囲な市民のニーズをはじめ利用者ニーズの把握に努めるとともに、実証的開発を重ねることによる事業化の見通しを明確にしたうえ、都市全体のコミュニケーション効果の向上を目指した具体的な事業化を進めていく必要がある。このために、民間の多様な活力を生かし、国をはじめ各方面の関係者の積極的な協力、支援を得て、着実に進められるよう願うものである。

空港の整備と運営のあり方

—特に地方空港の早期実現をめざして—

III

神戸大学経営学部教授

佐々木弘

I はじめに

航空輸送需要の伸長と相俟って、近年特に注目すべきは、地方都市において空港の整備を求める声が次第に高まってきていることであろう。数多くの要求の中から、どのような基準にしたがって、ある特定のプロジェクトを優先的に選択し、財源の手当てをし、計画の早期実現をはかるかが最大の問題であることは言を俟たないが、航空利用者の約8割が集中する首都圏および近畿圏における航空機騒音の深刻化とそれに伴う運用時間、発着便数などの制約問題をどう解決すべきかも、また、既存の地方空港にとってのみならず、新規に空港の整備を計画している都市にとっても、大きな関心事であるにちがいない。¹

本稿では、特にことわりのないかぎり、地方空港として、兵庫県・神戸市が計画している神戸沖空港を一応念頭において、以下議論の展開を試みることにするが、それは、兵庫県・神戸市独自の種々の理由からその必要性が強く呼ばれているだけではなく、他方で、また、上述のごとき近畿圏の抱える問題の解決——現在の大坂国際空港のもつ機能上の不備の「補完」ないし「克服」——をも企図するものである点で、二重の意味でわれわれにとって、きわめて興

味深いものをもっているからにはかならない。

なお、「先端国際都市」をめざし、「国際交流拠点都市づくり」を施策の最重点とする神戸市にとって、いかに空港が必要かについては、これまでも、しばしば市長自身から言及されてきたところであり、²ここでは、その「必要性」を改めて繰返し主張することはないであろう。むしろ、その必要を前提としたうえで、以下の議論の展開を試みることが、より生産的であると思えるのである。つまり、兵庫県・神戸市にとって必要な空港の早期実現を果たすためには、今、何をなすべきなのか、現行諸制度のどこに問題点があり、それをどう克服すべきなのか、特に財源問題はどのように考えられるべきなのか、いかなる事業主体を想定することがあるべき空港の建設と運営にとって適切であるのかなどの諸点の検討こそ、今日、より緊急であると考えるからである。

なぜなら、交通基盤施設の一つとしての空港整備の「必要性」をマクロ的に、たとえば、わが国一定の規模の経済とある程度のスピードをもつ成長性を支えるには、どれだけの容量の空港施設をどの地域に、どのように配備したらよいかという形で推計

したり、あるいは、もう少し視点を限定して、たとえば、ある特定都市に一定の能力をもつ空港を新たに整備したとするときに、それが当該地域の経済・社会・文化にいかなる便益（費用を上回る）をもたらすかを計量化したりすることは、不可能ではないとしても、このような手法によって、たとえ、「空港の「必要性」がいかに指摘されたからといって、それで問題が解決されるわけではないからである。むしろ、近年の財政逼迫という条件下で、その空港をだれの責任で、かつ、どのような資金で設置したらよいのか、その効率的な空港の運営はいかにしたら確保しうるのかといふれば空港整備の事業主体や財源問題こそ、より重要な現代的課題となってきてることを見過してはならないのである。

Ⅱ、「公共負担」の理論的根拠について
わが国の現行の空港整備制度は、いわゆる「受益者負担」あるいは「利用者負担」をその基本においていることは、よく知られている。この辺の事情は、しばしば次のように要約される——（イ）これまで、航空サービスは、永く「奢侈的」なものとみなされ、（ロ）しかも、空港整備による「受益者」は、「航空サービスの直接の利用者」とイユールであると解されることによって、（ハ）その整備に要するほとんど全ての経費は、「受益者」である「利用者」が本来的に負担すべきものとされてきた、と。

これに対し、近年では、次のような批判が次第に強くなりつつある。すなわち、（イ）今日では、航空輸送サービスは、

「奢侈的」なものというより、むしろ広く公衆の「基礎的」交通手段となってきており、しかも、（ロ）空港整備がもたらす受益の範囲は、たんなる「その直接的な利用者」を超えて、より広範に亘るものとみるべきで、（ハ）それゆえ、整備に要する費用の多くは、基本的には国民あるいは市民全員で——公費で——負担するよう改革さるべきである、と。

この種の議論には、いずれの側にも、いくつかの問題点があると思われる。たとえば、第1に、「奢侈的」サービスと「利用者負担」とが、上の議論においては、きわめて短絡的に結びつけられているが、この点は果たして正しいであろうか。もし、これが、議論のいうように、現行法上の空港整備の「利用者負担」原則の背景に横たわっている基本的思想であるとすれば、では、「奢侈的」サービスでない、いわゆる「必需的」あるいは「基礎的」とでもいうべきサービスは、すべて「利用者負担」原則から乖離してもよいことになるのであろうか。これは、果たして適切であろうか。水道や交通サービスを想起すれば、容易にこの種の考えが誤っていることを理解できるであろう。「利用者負担」原則のもつ意味が改めて問いかなければならないと思われる。

第2に、空港整備のケースにおいて、受益の範囲が必ずしも「利用者」のみにとどまらず、より広く及ぶ事は認めうるとしても、このような効果は、「空港」のみに限られたものではなく、上・下水道や交通をはじめとして、都市が供給する多くのサービスに等しく認めうるものといわねばなら

ない。しかも、そのように広い受益の及ぶ「範囲」や受益の「度合い」を正確に確定したり、計量化することも、決して容易ではないことも留意しておかなければならない。

だが、これらの点を一步、譲歩して、受益の範囲がたんに当該サービスの直接の利用者のみに限定されないから、この限りでは、そこに何らかの「公共負担」の導入の一つの根拠がありうるとしても、これを理由として、「利用者負担」を著しく後退させたり、極端な場合には、「公共負担」が全面的に「利用者負担」原則にとって代わりうるものか否か。この点も、また、慎重な吟味を要するところであろう。ここに、「公費負担」導入の理論的な根拠は奈辺にありや、もしそれが全面的には「利用者負担」にとって代わりえないとすれば、「利用者負担」と「公共負担」との適切なバランス如何という、より基本的ないくつかの問題が、ここには存するわけであり、以下の一連の議論に先立って、これら諸点の理論的説明が、まず試みられなければならない所以である。

大都市の基幹的な公共交通施設に対するものであれ、また、広く公企業一般に対するものであれ、現行の「公共負担」制度の多くは、必ずしも明確な理論的裏付けをもって導入をみているとはいがたい。「自分の間」とか、「暫定的措置」として、むしろ、実際上の必要に迫られて、その場その場の現実対応策として生じたものと解した方がよいケースが多いことは否定しがたい。しかし、「公費」導入の根拠として、一般に経済理論が教えるところをここで振

り返り、そこにいかなる問題点があるかを整理しておくことは、有益と思われる。³

(i) 経済理論的にみると、この問題は、通常、いわゆる「資源配分の効率性」として取り扱われる。そこでは、「公共負担」の論拠として、次のようないくつかのケースを考えられる。

① 「規模の経済」が存在する場合
このケースでは、限界費用は平均費用以下にあるわけで、もし効率性基準を適用して価格を限界費用に設定するとすれば、収支均衡が得られないことになる。そこで、経済学は、平均費用と限界費用との差額に相当する分の補助金を支出する必要があることを早くから主張してきた。

しかし、この根拠には、少なくとも二つの問題点がある。

第1は、供与される補助金の財源として、國あるいは地方公共団体のいわゆる「一般財源」が充当されるとすれば、一般納税者と当該サービスの直接の利用者との間に所得の移転が発生することになるが、この所得再分配効果に対する客観的評価は未だ確立されていないという点。

第2は、現実問題として、同一サービス分野に規模の経済を有する複数の代替的供給者（経営主体的には、公企業や私企業）が存在し、しかも、それぞれが収支均衡原則にしたがって経営されているとすれば、それらの内、公企業のみに補助金が供与されることは、効率性の見地からみても、問題多きことといわねばならない。

しかし、より基本的には、ある特定の財あるいはサービスの供給において、果たして「規模の経済」が存在しうるや否やの実

証的な吟味が必要であり、これを通して「規模の経済」の存在が明確に確定されることこそ、議論の前提である点を忘れてはならない。

(2) 「次善」(second-best efficiency)の問題を考慮する場合 資源配分上の効率性を達成するために、たとえば、都市の公共交通サービス分野において、たんに公共交通機関のみならず、自動車についても、限界社会的費用に等しい利用者料金を設定すべしとされるが、現実には、それは不可能であろう。そこで、通常「次善」の問題として、自動車利用者の一部を公共交通機関に転換させるために、公共交通機関の料金を限界社会的費用以下の水準に設定せざるをえないことになる。したがって、この場合の補助金の額は、「規模の経済」によって正当化されるよりも、より大きい額になるであろう。

しかし、この考え方にも、W. W. Frankenberger が指摘するように、4 いくつかの制約があることを忘れてはならない。たとえば、

(イ) 双方の交通機関が限界社会的費用を下まわる料金を設定することによって、効率的な規模を超える交通量が発生すること。

(ロ) 完全に料金を無料にしたとしても、自動車の利用に対して、混雑税を徴収しないことによる交通機関選択に及ぼす効果を相殺できないかもしれないこと。

(ハ) 自動車利用者の公共交通機関の運賃に対する交差弾力性が低いとき、必ずしも所期の目的が達成されないこと。

(3) 「外部性」の存在の場合

いわゆる市場経済的な費用や料金で評価されない「外部性」に基づく社会的費用や社会的便益の存在に着目して、これを「公共負担」の論拠とする主張がある。この主張は、たとえば、良質の大量公共交通機関の存在が都市機能の維持・発展や市民生活の向上などの面で大きな社会的便益をもたらすことを考えれば、容易に理解しうる側面をもっている。

しかし、だからといって、この「外部性」の存在事由を第一義的に強調し、ただちに、「公共負担」の論拠とすることは、自ずと限界があることも、また、知つておかねばならない。なぜなら、これらサービスの有する「外部効果」の客観的把握や計量的評価・測定は、必ずしも實際上容易でないのみならず、便益を受ける者の負担分の確定も、また、きわめて困難を伴うものだからである。

この意味では、これらサービスがもたらす「外部性」を直接的に内部化しようとする考えは現実的とはいえず、むしろ、各國でみられるごとき、「外部性」内部化の間接的方法——たとえば、そのサービスから発生する社会的便益の享受者から納められる租税を公的補助の源資にするとか、ある特定目的（たとえば、道路整備）のための目的税を公共交通、たとえば、高速鉄道整備財源として転用するとか、いわゆる開発利益や都市集積利益の還元など——が具体的に工夫されるべきであろう。ただ、このように「外部性」の内部化を間接的にしか現実にはなしえないという制約の限りでは、「外部性」の存在を根拠とする「公費」導入の論理は、その分だけ説得性を弱

めることに注意しておかなければならぬ。

④ 「利用可能性」の確保や「公共財」的特性を有する場合

いわゆる「純粋公共財」的特性をもつという意味ではないが、ある特定サービスに関して、それが「完全な私的財でなく、公共財的性質や集合消費財的性質の一部をもつこと」を理由として、あるいは、それが「不特定多数による集合的需要に対しての利用可能性」、または、「排除を禁止して、すべての住民に利用可能性を等量供給させること」を確保すること——しかも、そのサービスを「直接の利用者」のみならず、現在および将来にわたる住民に常時利用の機会を与えること——を理由として、「公共負担」を正当化しようとする議論がある。

しかし、この議論についても、いくつかの問題点が存する。

第一に、上にいう「公共財」的特性は、必ずしも標準的テキストが意味する「公共財」の定義——「消費の非競合性」（「消費の集団性」）および「排除不可能性」——と必ずしも適合するものでない点が気になるのである。「公共財」概念の一層の詳細な検討、ならびに、当該施設およびそのサービスの特性が、どこまで「公共財」の一般的定義に合致するか、慎重な吟味を要するといわねばならない。

第二に、「何らかの利用可能性」を理由に、「公共負担」の必要を説く場合にも、先の「規模の経済」の存在の場合の「公共負担」が有するのと同様の問題点——一般租税から補助金を充當する場合、一般納税

者と直接のそのサービスの利用者との間の所得移転の問題——が発生することであろう。あるいは、また、もしこれを「利用可能性」に価値を認める人々から何らかの負担を求めるべしとしても、滅多にそのサービスを利用しない人から選択価値を徴収するために、どのような料金設定をしたら適切かつ現実的かを理論的にいうことは、きわめて困難であろう。一歩譲って、上の理由から、「公共負担」とするケースを考えても、費用の内、どの範囲を「公共負担」の対象とすべきなのか、この範囲の限定をめぐらでも、多くの議論さるべき点がなお存するものといえよう。

第三に、あらゆる財およびサービスは、このような選択の販売によって実現される潜在的需要をもっていると考えられる。特に、公益事業やそれに準ずるサービスについては、このような属性を色濃く有しているといえるであろう。それゆえ、もし、「潜在的利用者の利用可能性」を理由に「公共負担」を正当化しようとする者は、いかなる場合、いかなる条件によって、彼が説くある特定サービスが他のサービス（このような理由から「公共負担」を受けていないサービス）と異なるのか、その点を明らかにしなければなるまい。

最後に、ここで説かれる「利用可能性」は、あくまで「可能性」であって、それは、「利用可能性サービスの生産」とは異なることが注意されねばならない。とりわけ、公益事業を中心にこれに準ずる多くのサービス供給産業では、そのサービスを不特定多数の利用者に利用を公開しているという意味で、「利用可能性」を提供するも

のではあるが、その「利用可能性」を「利用可能性サービスとして一つの生産物」として認めてよいか否か、なお検討を要する余地があるといえよう。一般にサービスは「消費」に即して「生産」が成り立つものであり、潜在的需要が顕在化することなしには、あくまでたんなる「可能性」にすぎず、「可能性あるサービス」そのものが需用されるわけではない——当該サービスの「生産」はありえない——からである。

以上は、主として、資源配分上の効率性に基づくいくつかの「公共負担」の論拠の検討であったが、つづいて、これもまた、しばしばわれわれが耳にする「都市装置論」あるいは「社会共通資本論」に基盤をおく「公共負担」正当化の論理がある。次に、これをみておくことにしよう。

(ii) 都市装置論あるいは、社会共通資本論に基づく「公共負担」の正当化の論理

ここで、「都市装置」とは、たとえば、(イ) 都市生活や都市活動を維持するのに、基幹的な市民の共同利用施設であり、(ロ) 都市内に面的かつ体系的に設置された装置・設備・施設の「一貫性あるシステム」であり、そして、(ハ) 物的施設と人的要素が有機的に結合されてはじめてよく作動するもの、としばしば定義される。具体的には、エネルギー装置、環境装置、交通装置などが、その例としてあげられるることは、よく知られるとおりである。

ところで、この考え方によれば、いわゆる都市計画と整合性をもった「市民の共同利用施設」計画が策定され、運営されることになるが、それに対する価値評価は、企業的採算による評価ではなく、都市経営全

体としての関連において評価されることに注意しなければならない。いま、公共交通機関のケースを例にとれば、この立場からは、都市交通装置に対する「資本費全額公共負担」⁵が、提唱されるなど、これまでの考え方とは相当異なる交通政策が導き出されるおそれがある。

問題は、都市装置、経済学的にいえば、社会共通資本に対する費用の負担方法として、このような提唱が、これまで、理論的正当性をもちうるかであろう。注意深く観察すれば、容易に理解しうるごとく、いかに公共交通機関を「都市装置」と定義しようとも、そこから、たちに資本費（全額）部分を「公共負担」にすべきだとする結論は、これまでの経済理論からは出てこないといわねばならない。上述したごとく、交通サービスが決して標準的な経済学のテキストが示すような「公共財」の定義にあてはまるものでない以上、市民の移動の可能性確保やシビル・ミニマムとしてのサービス水準の確保を理由に、「公費」を導入するには、経済理論を超えて、社会構成員全体の意思、あるいは、都市経営的視点からする行政判断に委ねざるをえない点が多いと思われる。

また、都市装置と考えられる公共交通機関の現実に目を注ぐとき、その整備事業主体は必ずしも公営のみでなく、様々な事業主体によって運営されているわけであり、その場合に、いかに公営の企業が都市交通装置づくりの点で指導的役割を演じているといえども、「それのみに「公費」が充当されることには問題があるといわねばならない。

(iii) 以上のはかにも、シビル・ミニマムあるいは所得配分効果に基づく「公共負担」の正当化を説くものがある。しかし、シビル・ミニマム論を根拠とする「公費」導入は、いわゆる公共交通の「共同経済的義務」の補償と考えられるべきものであろうし、また、所得配分効果に基づく「公共負担」論も、直接所得再分配をそこに期待するというよりも、むしろ、何らかの理由からする「公共負担」がもたらすであろう所得配分効果を論じるものと解すべきものであろう。

このようにみてくると、経済理論的には、「公共負担」を積極的に展開する論拠は、必ずしも見出しがたいことになる。

つまり、この限りでは、少なくとも、いわゆる公益事業やそれに準じるサービスであるいは、そのサービスの需要や経費負担がかなりの程度明白に特定しうるようなものについては、「公共負担」は限定的に用いられるか、それとも、「利用者負担」原則の補完的な役割を担うものとしてのみ、用いられなければならないことを意味するのである。現実に、われわれが身近ないいくつかの実例に目をやるととき、きちんとした理論的根拠に基づいてというよりも、事業の経営状況の改善やその財務基盤の確立その他を目的として、むしろ、その時々の現実的要請に応えるような形で、「公費」が導入されている姿を散見するのである。そこには、(イ) 何らかの外部経済効果の存在をはじめ、(ロ) 多額の資本費を含むすべての費用を直接の当該サービスの利用者のみに負担させた場合の現実の負担力の問題や、(ハ) 世代間の負担の公平性

の問題、さらには、(ニ) 事業の緊急度や早期完成の必要性などを諸理由として、いくばくかの「公共負担」がなされているのが通常である。それゆえ、「公共負担」が、いかなる状況下で、どのような原因に對してなされるべきか、また、どの費用に對してなされるべきかなど、「公共負担」の範囲や程度が明確にされることは重要であり、これは、いいかえれば、「公共負担」と「利用者負担」との適切な関係如何の問題であるともいえよう。

なお、これは、もはや高度成長を望みえない今日の現実や、財政の硬直化の危険が叫ばれている中で、「公共負担」の無制限な拡大への歯止めとしても、実質的役割を果たすものとみられないでもないが、この役割は、あくまで副次的なものと解さなければならぬ。

Ⅲ 「利用者負担」の長所と限界

次に、「公共負担」と対立する概念として、「利用者負担」について言及しておこう。

まず、ここに、「利用者負担」とは、ある施設の直接の利用によって、ある特定サービスの供給の恩恵に浴する者が、利用に對応する対価を支払うことをいうと定義し、これは、いわゆる「受益者負担」の一つであると解することにしよう。⁶ いま、交通事業分野に例をとってみれば、ある交通基盤施設が供給されるとき、その恩恵に浴する者は、必ずしもその直接の利用者のみではない。間接的・波及的に多くの経済主体がその恩恵に浴する可能性があり；本来ならば、これらの恩恵に浴する者すべて

が、それぞれの受益の程度に応じて相応の費用を負担すべきだとする考え方もありうるわけである。しかし、これには、実際上種々の困難が伴う。すなわち、(イ) 第一に、間接的・波及的に拡がる受益の及ぶ範囲をどう確定し、(ロ) その受益の大きさをどこまで客観的に計測しうるか、(ハ) しかも、それをあえてやろうとすれば、管理費用が相当程度巨額なものとならざるをえないであろうが、それを支出するに足る便益や効果を伴うか否か、(ニ) さらに、交通基礎施設の供給は、便益だけでなく、「外部的・波及的費用なし損失」をもたらすから、厳密な意味での「受益者負担」は、このマイナス側面までをも斟酌し、最終的な負担関係を確定しなければならないはずである。しかし、これは、一層問題を複雑化することであろう。

このように考えると、「受益者負担」が有する発想の正当性は軽視しえないとしても、その現実への実際適用性という視点からは、「利用者負担」の有する単純さと明快さが高く評価されなければならないのである。

なお、理論的にみて、「利用者負担」の考え方がある長所としては、すくなくとも、次の二点が指摘されよう。

① 第一是、「利用に反映される需要の強さが、一定の制約として働くため、当該基礎施設の整備のための支出が過大とならないことである。もし、これを「利用者負担」によらず、「公費」から支出するとすれば、多数決による意思決定という政治システムの下で、サービスの過大供給が生じやすいおそれがあるが、「利用者負担」

は、そのような危険を抑制しうるメリットをもつ。

② 次に、「利用者負担」の下では、負担の強化とその基礎施設の整備とが、いわば「直結」しているために、負担を課される人々は、負担の大きさに見合って、整備水準を予想したうえで負担に応じるか否かの意思決定を行うことが可能となるという利点がある。もし、施設の整備を「公費」に依存する場合には、税負担と整備水準との間に直接的対応が必ずしも明白でないため、負担の強化に対する是非の判断の基準をもちえないのみでなく、また、それに対応する合理的な将来の行動をも計画しにくいといわねばならない。7

いうまでもなく、ここに「利用者負担」といっても、その内容は一様ではなく、利用料金を徴収する方法やなんらかの目的税を徴収し特定財源とするなど、方法の多様性はあるが、一般的にいって、「利用者負担」が「公共負担」に比して、より望ましい点をもつことは否定しえないと思われる。

ただ、問題は、次の点であろう。すなわち、(イ) このように長所をもつ「利用者負担」ではあるが、それは、上の定義からも容易に理解しうるごとく、サービスの直接の利用者が、その受益に応じて、あるいは、利用に伴って供給側に発生する費用の大きさに応じて、対価を支払うことを意味するだけで、必ずしも利用者が供給に要する費用のすべてを負担することを意味するものではないこと。それは、また、たとえば、交通基礎施設の供給にかかる総費用の内、いかなる部分を利用者が負担すべき

なのかについても、何ら語るものではないこと。より具体的には、施設の建設に要した用地費や工事費などの費用をすべてサービスの直接の利用者のみが負担すべきか；あるいは、より広く、直接の利用者以外の者にも負担が及ぶべきなのか。

(口)さらには、これら費用のすべては、比較的短い一定年限内で負担さるべきなのか、あるいは、より長期的に、現在の世代のみでなく、将来の世代との負担の公平をも考えて負担さるべきものなのか。これらについては、別途の判断基準を必要とするのである。⁸

空港の建設という例ひとつを考えてみても、そこには、空港による受益の範囲としては、直接の航空サービスの利用者や航空企業はいうまでもないが、それに加えて、国（航空ネットワークの拡充）や、地方公共団体（地域発展の基盤施設）をはじめ、広く企業および市民（空港設置による直接・間接の波及効果）などをも含めることができよう。この場合、上述のごとく、直接の利用者による費用の負担の重要性は言を俟たないが、だからといって、費用のすべてをその負担のみに求めるのも、また、問題ありといわねばならない。これら諸集団間の適切な負担関係をどう考えたらよいか、その判断基準として、われわれは、どこにそのよりどころを求めるべきなのか。ここで、われわれは、はじめてその施設（社会資本）の有する性格や機能に注目する必要に迫られるのである。それを吟味した上で、それと費用負担との何らかの対応関係を見出すことができないか。この点を次に考えてみることにしよう。

IV. 社会資本としての「空港」の性格と機能

効率性の視点からみても、公平性の視点からみても、理論的にみれば、上の「利用者負担」の考え方を積極的に否定する理由は見出しがたいといわねばならない。もし、その考え方方に問題ありとすれば、それは、①「直接の利用者」以外にも、「受益者」が存在する余地があること、あるいは、②「シビル・ミニマムないしナショナル・ミニマムの達成」は、国民全体が等しく負うべき責務とする考え方もあることなどにより、「利用者負担」のみでは不合理だというものであろう。「利用者負担」の考え方そのものが、部分的にせよ採用されること自体が問題だとすることでは、それは決してないのである。

それゆえ、「利用者負担」をあくまで第一原則としながら、この原則の実際への適用がきわめて困難なとき、あるいは、実際への適用は可能であっても、それのみに依存することが不合理であると考えられるときに、どの範囲ないし程度まで、「公共負担」が認められるべきかが、現実問題としては、問われなければならないことになる。われわれは、この問題は究極のこと、分析の対象となる個々の基礎施設（社会資本）の性格や機能に応じて決定されるべきものと考えるのである。⁹

以下、「空港」を具体的施設としてとりあげ、その性格なり、機能に即して、この点をもう少し詳しく考察してみるとしよう。

(1)まず、空港は、いわゆる「公共財」的特性をどの程度有するか、あるいは

空港の設置がもたらす便益は、どれほど特化することが可能か、つまり、それがもたらす外部効果の大きさ如何について、言及しておかねばならない。

ところで、純粋な「公共財」は、一般的には、「消費に非競合性」と「排除不可能性」という特性をもつと考えられる。すなわち、そこでは、消費は同時的・集団的に行われ、消費者は互いにライバルとなることなく、また、どのような人も、(たとえ費用の分担を拒む人に対しても)消費から排除されることはない——仮に、その財の市場を設立することが、たとえ可能であっても、市場設立・運営の費用が禁止的に高くなる¹⁰——と解される。

このような標準的な解釈をとった場合、これを完全に満たすような純粋な「公共財」の事例は、現実にはむしろ少ないとあってよい。実際上は、純粋「公共財」と純粋「私的財」との間には、交通施設やそのサービスをはじめとする種々の「中間財」とも称すべき広い領域が存在することを認めなければならない。

ところで、「空港」施設やそのサービスが、上のとおり厳密な意味での純粋「公共財」でないことは明白である。その特性は、むしろ「中間財」や「私的財」に近いといってよいであろう。

しかし、話はこれで終わらないのである。ここで、注意しなければならないのは、次の諸点である。

① 「公共財」の理論は、いわば「私的財」が具備する性質とは相当異なる特性を有するという意味で、特殊な性質をもつ財についての理論であるにすぎない。したが

って、それは、そのような性質をもつ財の最適供給量をどう決定すべきか、いかなる財(あるいはサービス)がシビル・ミニマムとして政府によって供給されねばならないか、サービスAやBに比して、なぜサービスCが優先されねばならないかという重要な決定に関し、「公共財」の理論はわれわれに何ら解答を与えてくれないのである。

② サービスの供給の主体が政府や地方公共団体などの「公」であること、「公共財」とは何ら関係がないことも注意されねばならない。供給主体が「公」であっても、各人がその使用量に応じてサービスの対価を支払わなければならないもの、あるいは、いわゆる公企業の生産物(サービス)は、基本的にはほとんど「公共財」ではない。供給主体が「公」であるか、「私」であるかは、その供給するサービスが「公共財」であるか否かとは無関係なのである。

③ それとは逆に、「公共財」の理論はまた、その性質をもつ財ないしサービスの供給が、どのような択一的な方式によって行われるべきかを示すものでもない。この点も留意を要する。つまり、「公共財」の存在自体は、ただちにそれが政府によって市場機構を通じることなしに供給されねばならないことを少しも意味するものではない。現実の条件によっては、様々な方式が考えられるわけであり、いくつかの代替可能な供給方式の内から、社会全体の観点から最も望ましい社会的制度が選択されるべきということになる。

④ さらに、上に指摘した「消費の非競合性」(あるいは「消費の集団性」)およ

び「排除不可能性」という「公共財」のもつとされる特性は、一つには、程度の問題であり、また、一つには、制度ないし政策上の判断の問題であるといわれる点も認識しておかねばならない。たとえば、通常「公共財」とされる（初等）教育の場合でも、私立の中小学校の例があるごとく、入学金や授業料を支払う者だけを入学させるという排除が可能である。しかし、多くの国において、ほとんど無償で国民すべてに初等教育の機会を提供しているのは、人間的・文化的価値の尊重、所得再分配の観点、教育普及の外部効果などから考えて、非市場的方法で供給した方が望ましいとの政策的判断が行われているからにほかならない。

以上の検討から、われわれは、「公共財」概念は、きわめて混乱を招きやすいものであり、その使用はむしろ意図的に回避した方が賢明であるかもしれないこと、また、この概念を用いるに際しては、十分慎重に使用されるべきことを知りうるが、このような観点に立つならば、「空港」が「公共財」か否かの議論はそれ自体ではあまり議論の価値をもたないことが理解されよう。空港施設やそのサービスが、上に指摘したごとく、厳密な「公共財」の特性を必ずしも有しないとしても、それがもつ固有の性質や機能上の特徴を明確化することをはじめ、さらに、社会全体の観点——たとえば、効率性の基準から費用便益分析を行い、次いで、公平性の基準を考慮し、さらに、外部効果や都市構造に及ぼす効果などを考慮するなど¹¹——から吟味した上で、最も望ましい社会的制度を選択するよ

うな議論の方向がより重要だといわねばならない。

特に、空港施設やそのサービスから得られる便益が直接の利用者だけに帰属するのではなく、利用者以外にも広く様々な「外部効果」を及ぼすことに注意しなければならない。この場合、直接の利用者以外に及ぶ間接的・波及的な便益を受ける者（受益者）にも、応分の費用の分担が要請されることになろうが、理論的には、先述のごとく、この受益の範囲や量を客観的かつ正確に把握することは、きわめて困難を伴う。しかし、この困難は認めうるとしても、なおこのように何らかの「外部効果」や「外部（不）経済」が存在する場合、「利用者負担」の原則による市場機構を通じる解決は、そのままでは最適とはならないことは真実であるといわねばならない。ここに、まず、「公費」の導入しうる一つの根拠は存するといえよう。

空港の設置が環境、より具体的には、地域や都市の産業構造や市民の生活環境を変化させ、人口の社会移動を促し、都市構造そのものを変化させることは容易に予想可能であり、これらの「変化」も一種の外部効果とみることができ、この面の考慮も看過しえぬものといいうるからである。

次に、空港施設がもつこののような特徴は、電気やガス事業の場合と異なり、航空サービスが、いわゆる「埋没費用」（sunk cost）をもたないか、（もつとしても）きわめて小さいことによって、一層助長される点に、われわれは注意を払うべきである。ここで、「埋没費用」とは、典型的には、ある用途に特定化された設備資産の取

得原価の全部または一部が、一定の状態において回収不能となった場合、その回収不能となった原価（たとえば、開発費を投じた油田が枯渇した場合における開発費の未回収分など）を意味する。電気やガス事業のごとき「公益事業」に特徴的な、いわゆる「パイプライン」——具体的には、電気における送・配電線やガスにおけるガス供給導管路のごとき、¹²⁾ 鉄道事業における軌道などへの投資は、すべてこの意味で「埋没費用」とみなしうるのである。これに対し、航空事業においては、軌道を敷く必要はなく、上の意味での「埋没費用」にはならないといわねばならない。そこでは、その市場に、ある企業が参入し、仮に経営に失敗しても、それにより失なう「埋没費用」は小さいか、あるいは、ほとんどない状態が生じているのである。つまり、その参入者が投下した資源である航空機は、少しも「回収不能とはならず」、他の路線に転用可能であるし、あるいは、他の企業へ容易に転売もできるものだからである。このことは、このような「埋没費用」が小さいか、ほとんど存しないところでは、市場への参入と退出が比較的容易——競争的に運営しうる——であり、いわゆる公益事業ステータスの重要な根拠の一つたる「自然的独占」(natural monopoly) が成立しにくい状態にあることを示唆しているのである。¹³⁾

このように、航空事業が伝統的概念でいう「公益事業」とはやや異なる事業特性をもち、この市場への参入や退出の機会がより増大、あるいは、潜在的競争の脅威によりさらされやすいという状況下にあるかぎ

り、空港設置のもたらす外部効果が大きく、そこから発生する便益が多様で、受益者の特定化を困難ならしめる程度を大きくするとともに、また、空港施設の多目的利用の可能性をも一層増すものと考えうるのである。これらの特性を顕著にもてばもつほど、「公費」を導入することの根拠は、より強い妥当性をもちうことになる。

さらに加えて、一つの空港を「もつこと」は、理想的には、そこから 360 度、どの方向への航空サービスにも対応可能であるわけで、この点も興味ある特性の一つといえよう。

以上の論述からみると、空港施設は、その基本的性格において、「港湾」施設ときわめて類似した特徴を有することにわれわれは気づくのである。この意味では、港湾施設における費用の負担関係（特に、国および地方公共団体による「公費」導入の程度）のあり方が、参照されてよい理由があるといえよう。

もう一つ、空港の性格や機能を問題とする場合、看過しえぬ点は、それが次のような特徴をもつことであろう。

たとえば、一つの社会に、二つの空港しか存しない場合、そこには、ただ一つのルートしか設定しないが、もし、これもう一つ空港が増える場合には、三つのルートを設けることが可能となるであろう。さらに、もう一つ空港がつくられれば、六つのルートを設けることが可能になり、さらにもう一つ空港を増やせば、十のルートをさらにもう一つ空港を増やせば、十五のルートを開くことが可能になるであろう。

このように、新しく一つの空港を増やす

ことは、必ずしも一つのルートの増加のみに終わらないという特性に注意すれば、一つの空港の増加が、それが、設置される当該地域のみでなく、他の既存の空港が有する利用価値を高めるという側面をもち、社会全体における航空サービスの利用可能性を拡げるのにも役立つことを忘れてはならない。それは、あたかも、電話機一台の新たな設置が社会における他の既存の電話機の利用価値を高めるのに似ているのである。

これをいいかえれば、「一つの組織体に統合されたサービス」として、つまり、「ネットワーク」として形成されてはじめて航空サービスは「電話サービスの場合と同様」、その真価を發揮する性格をもつことを知覚しておかなければならない。¹³わが国でも、近年、地方空港の新設や施設の高度化が着々と進展しつつあるが、それが地方空港間の航空サービスの充実に役立つのは言を俟たないとしても、地方空港間を結ぶ航空網の中心点である大都市の空港の整備を欠いては、その真の効果が得られないことも、また事実である。地方空港の整備に対応できる大都市の空港の整備・強化、より身近かには、近畿圏に新たな国内拠点空港の必要性が、¹⁴近時しばしば強調されているが、これらの主張は、上に指摘した航空事業サービスの特性からも、容易に理解できるものといえるのである。

最後に、空港の設置を企図する当該地域社会にとって、その実現がどれだけ「緊急性」を有するか否か、つまり、長い時間をかけて設置するケースと、比較的短期間で完成させ、利用に供するケースとを比較秤

量して、いずれが当該地域にとって便益が大きいかを計量的に把握する努力が試みられるべきであろう。その結果、後者の有するメリットが大きければ大きいほど、ここにもいくばくかの「公費」導入を考えてよい余地が一般的には認めうるものといえよう。

V 空港の「港格」問題について

空港設置にかかる財源問題を議論するとき、現行制度上からは、いわゆる「港格」問題に触れないわけにはいかない。

まず、空港の設置、管理および費用の負担などに関する事項を定めるために、空港整備法ならびに同施行令が規定するところによれば、わが国の空港は、別表①のように類型化されている。¹⁵このような現行制度に基づくわが国の空港の類型化をみると、われわれは、容易にいくつかの問題点に気づくのである。

① 第一是、この類型化の「基準」がきわめて常識的でありすぎる点であろう。なるほど国際航空路線に必要な空港は、その国家的重要度からみても、また、規模や施設の複雑・近代化的程度からみても、他の種類の空港と区別しうる理由は存じえよう。しかし、「第二種」と「第三種」とをたんに「主要な国内航空路線にとっての必要性」と「地方的な航空運送の確保」という尺度で区別することには、多くの議論の余地があると思われる。このことは、「第二種」や「第三種」に含められる空港の「具体名」を少し注意深く観察すれば、なぜA空港は「第二種」と分類され、なぜB空港は「第三種」と分類されているのか疑

別表①

種類	説明	設置・管理者	負担／補助関係	空港数 ¹⁶	具体名
第一種	国際航空路線に必要な飛行場	運輸大臣 (ただし、新東京国際空港は新東京国際空港公団が、関西国際空港は関西国際空港株式会社がそれぞれ設置・管理する)	基本施設 ¹⁷ 、付帯施設 ¹⁸ とも新設・改良工事費用の100%、國「負担」、(新東京国際空港および関西国際空港については、後述)	2 (2)	東京国際空港(羽田) 大阪国際空港(伊丹) 新東京国際空港(成田) 関西国際空港
第二種	主要な国内航空路線に必要な飛行場	運輸大臣 (ただし、空港の管理上適切と認めるとときは、申請により地方公共団体に管理させることができる)	基本施設75%、付帯施設100%、國「負担」 ¹⁹ (ただし、管理を地方公共団体に委ねるものについては、基本施設75%、國「負担」、付帯施設75%以内、國「補助」)	19 (5)	稚内、釧路、函館、仙台、新潟、名古屋、八尾、広島、高松、松山、高知、福岡、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇、 旭川、帯広、秋田、山形、山口宇部
第三種	地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場	政令で定める関係地方公共団体が協議して定める(地方公共団体が設置・管理する)	基本施設50%、國「負担」、付帯施設50%以内、國の「補助」 ²⁰	42	青森、花巻、鳥取、岡山、奄美など。

問を呈することは、少しもむずかしいことではないであろう。現に、「第三種」の空港が「第二種」に格上げされることもあるが、それは、いつ、いかなる条件が整ったときに、どのようなプロセスを経て、そのように判断されるのか、必ずしも十分明確ではないといわねばならない。

ここでは、少なくとも、このような種別間の移動は現実に可能だということは、看過されてはならない。その意味でも、次第に「第二種」と「第三種」との区分は、実質的には十分明確でないものになりつつあるといわざるをえないのである。

② 他方、地方公共団体が次第に空港整備に関心を示し、その設置を求めてくるが、それに応えうる資金的余裕は十分とはいえない現実がある。特に、離島空港など、今後さらに積極的に国の資金をまわして新設・整備せざるをえない状況が増していくにつれて、「第三種」空港の新設・整備は現行制度を維持するかぎり、次第に困難となると予想される。毎年度財政的な手当てが可能となるのは、きわめて数が限定され、希望する大多数の都市における空港整備は、大幅に遅延することを余儀なくされることであろう。これをどのように解決したらよいか、緊急な課題となろう。

③ このことは、「第一種」空港においてさえ、如実に現われてきつつある。すなわち、そこで本来原則とされた費用の「基本施設、付帯施設とも 100パーセント、国負担」の考え方方は、すでに事実として近年崩れきっているのである。「新東京国際空港（成田）」のケースでは、公団が事業主体となり、国は出資金として20パーセント

を負担するのみで、他は、公団債20パーセント、財投60パーセントとなっているし、関西国際空港のケースでは、事業主体として株式会社形態がとられ、その財源内訳は次のとくになっているのである。

出資金		借入金 ²¹	
国	地方公共団体	民間	
8%	2%	2%	88%

なぜ、同じ「第一種」の種別に属しながら、「東京国際」ならびに「大阪国際」空港の二つと、上記の「新東京国際」ならびに「関西国際」空港の二つとは、このような著しい差異が生じるのか。これを理論的にだれもが納得のいくように、どこまで説明しうるであろうか。

④ しかし、より問題とされるべきは、わが国の空港の「類型化」に潜む現行の考え方方に、いわゆる「経営や経済の論理」の著しい軽視がみられることであろう。たとえば、上に指摘した「第二種」と「第三種」の区分にしても、これらの類型に属する各空港について、どこまで個別の採算制が検討され、関係する当該地域社会への空港設置が与えるインパクトがどれだけ深く分析・把握されてきたか、疑問が残るところである。より科学的な区分の基準が模索されて然るべきであろう。

そこで、新しいあるべき空港整備の方向として考えられるいくつかの点を次に個条書きにしてみよう。

(a) まず、現行制度上の「第二種」「第三種」空港に相当する国内航空路線関連の空港については、運営的にみて、採算

性が期待でき、地域社会へそれが及ぼすインパクトも大きく、当該地域からも早期に整備さるべき要請が強いものと、そうでないものとが峻別されるべきであろう。その上で、前者については、かなりの資金調達能力も期待されるわけであり、独自の財源手当でも可能と考えられることから、地方公共団体にその設置・管理をはじめ、財源措置についても、「(地元の負担増を前提に)大まかに権限委譲し、国は、むしろ副次的役割のみに徹すべきことがよいと思われる。かえって、それにより空港の早期実現が可能になる道が開けることであろう。したがって、これらの空港については、空港整備特別会計の果たすウェイトは、現行よりも後退してよいと考えるのである。

(b) これに対し、運営的に採算が期待しえない空港については、基本的には、空港整備特別会計（財政投融資資金からの借入れを含む）と地域（当該地方公共団体等）との両者により、財政措置が図られるべきであろう。この場合、空港設置がもたらす効果の分析をはじめ、どの程度その地域に空港が真に必要かなどについて、十分慎重な検討が前提となるべきことは言を俟たない。

なお、いわゆる「離島・僻地空港」に関しては、基本的には、「一般会計からの出資」を軸に国が主導的役割を保ちつつ、一部を地域（当該地方公共団体等）および空港整備特別会計からの措置で賄うことが考えられるべきであろう。²²（いわゆる「行政路線」的配慮の必要性）。

(c) 一国を代表する「国際空港」については、「一般会計からの出資」と「空港

整備特別会計」（財政投融資資金からの借入れを含む）とにより財政措置が図られるべきことが基本であろう。

特に、国際交流の窓口整備という観点からみたとき、（イ）わが国の基幹的国際空港の整備は他の先進諸国に比して、相当程度遅れており、緊急な整備に迫られていること、（ロ）国際貨物の窓口たる「港湾」整備に対する一般財源による助成の手厚さ²³とのバランスの上からも、「空港」整備に一層の国費を投入すべき理由があること²⁴など、国際空港整備への一般財源の導入には、十分妥当性があるといえよう。要約的にいえば、現行空港整備特別会計制度そのものは大きく変更しないことを前提としても、現行の「港格」を変更したり、国費や財投を導入するなりの工夫を試みることにより、なおわが国の空港整備を促進させる方策がありうると考えるのである。この制度そのものの廃止をいうまえに、上ののような方向での改革策も一つの選択肢であることを看過してはならない。

VI 空港整備特別会計制度と地方空港の整備

(i) 現行の空港整備特別会計の問題点
わが国の今日の空港整備計画は、空港使用料（着陸料、特別着陸料、航行援助施設利用料など）、航空機燃料税（11/13）、通行税相当分（一般会計からの受け入れ）、その他収入などを歳入とする「空港整備特別会計」によって実施されることから²⁵も明白なごとく、ほぼ全額を現在の空港施設の利用者が負担することを特徴としている。このような会計制度の仕組みに関して

は、もちろん、長所と短所とを認めうるが、以下、この制度が有するいくつかの問題点を箇条書きに整理しておこう。

① わが国の空港整備は、これまで需要の増大を後追いする形で進められてきたが、短期的にはともかく、中・長期的には今後もなお航空需要は伸びると予想されている。これに対応するに、特に首都圏、近畿圏の二大都市圏における基幹空港の整備が著しく遅れている現状に鑑み、昭和61年度からの「第五次空港整備五カ年計画」も、この二大都市圏における東京国際・新東京国際、関西国際空港のいわゆる「三大プロジェクト」の整備を中心とするといわれている。

この場合、まず、これら「三大プロジェクト」を支える財源を確保すること自体、決して容易ではないが、特に地方空港の整備へまわる空港整備特別会計からの財源分配の見通しは、今後きわめてきびしく述べが予想される。各地域からの地方空港整備の要求の高まる中で、現行制度に期待するかぎり、地方空港の整備は、大幅に遅れるか、実現困難にならざるをえない状況が生じることは必至であろう。

② このように、「三大プロジェクト」と地方空港の整備を含めたわが国全体としての空港整備のあり方との関係において、現行の空港整備特別会計は、一つの曲り角にきているが、²⁶ 加えて、次の点の不確性も問題とされてよいと思われる。すなわち、数多くの地方空港設置計画があり、限りある財源の中でそれぞれの地方が順番待ちの形になっているとき、それらをいかなる基準によってどう優先順位を付し、採用

していくことが効率的な資源の利用となりうるのか。個別プロジェクトの採算性や空港ごとの経営状態の予測は、投資の決定にどれほどの重要性を認められるのか。現行制度は、これらの点について、十分明確な解答を与えていないのである。

③ また、空港整備に要する費用自体が、年々巨額になってきていくことも問題であるが、とりわけ固有の「空港整備事業費」よりも、近年では、「環境対策事業費」が著しく伸びていること、この方がむしろ財源を圧迫しつつある大きな要因であることを看過してはならない。これに関しては、少なくとも、次の二点が考えられるべきであろう。

(イ) 現行の環境対策事業は、果たして適切に行われているといえるのか否か、その事業の内容と効果の吟味をはじめ、資金のより効率的な使い方が改めて検討し直さなければならない。²⁷

(ロ) 機材ごとに設定され、騒音問題の大小に関係なく徴収されてきた現行の特別着陸料を騒音問題の大きい空港への乗り入れ便に対しては割高になるなど、都市型空港の利便性に見合う負担のあり方も見直されてよいであろう。

④ さらに、現行制度において、「通行税」が現存すること自体、議論の余地もあるが、ここでは、それが「一般会計」にいったん繰り入れられた後、その全額が空港整備特別会計に必ずしも戻るのではなく、国の財政制約から、その航空旅客からの通行税の一部は、他の用途にも活用されているという現実に目を覆ってはならないことのみを指摘しておきたい。

ほぼ同じことは、「航行援助施設利用料」についてもいえようが、これら本来の財源の使途から離れて他の目的に財源が転用されているものについては、それをやめるなり、明確に「目的税」的なものに変更し、対応関係を明確にするなり、改善すべき点は改める措置はとられるべきであろう。²⁸

(5) これに関連して、他のインフラストラクチャー（たとえば、「港湾」）の整備財源の調達に比して、「空港」はどうあるべきかという、他の社会资本との関連において空港をみる視点（「空港」の位置づけ論）をはじめ、「本来「行政費」で支出すべき経費が、空港整備特別会計から賄われているものがないかどうかなど、これらの点も詳細に検討されて然るべきであろう。たとえば、「空港整備特別会計から支出されているといわれる管制官の人事費や航空保安大学校関係経費；さらには、離島の空港整備費など、根本的に再検討されるべき理由はたしかに存すると考えるのである。

(6) もう一つ重要な点は、現行の空港整備特別会計制度においても、空港整備財源として、空港使用料、通行税などの、いわゆる「利用者」負担以外に、「一般会計」の負担、「借入金」なども認められていたにもかかわらず、現実には、これまでこれら財源の多様化・弾力化を図る意図が必ずしも実行されたことがなかった点が問題とされよう。

特に、空港はいったん建設されれば、相当長期間利用可能であることを考慮すれば、現在の利用者ののみでなく、将来の利用者の負担をも積極的に図っていくことは、むしろ世代間の受益と負担のバランスの点

からも望ましい方向といえようが、経費の内、それぞれどの程度を現在と将来の利用者が公平に負担すべきか、理論的にも大いに議論の価値がありうることであろう。

この意味では、第四次空整において、すでに若干の新しい動向がみられたこと——従来の自己財源を裏付けとした単年度均衡財政主義から転換し、財源の約 1/4 を財投借入および純粹一般財源の導入に踏み切った点²⁹——は、注目に値しよう。

なお、現実にも、新東京国際空港公団や関西国際空港などの近時の大プロジェクトでは、それぞれ、前者については、「国の出資や財投の利用」、後者については、「国・地方・民間の出資」「長期借入金」など、従来の方式では考えられなかつた措置が講じられるようになってきているが、それらは、たんに財源確保や空港整備の効率化のためだけではなく、一部には、上のような現在の利用者と将来の利用者との負担の公平をも配慮した、財源の多様化・弾力化方策によるものと解してよいと思うのである。

以上に加えて、限られた財源を有効に用いるには、空港整備特別会計で整備すべき事業範囲を見直していくことが何よりも重要である。従来、このような問題意識は必ずしも十分明確ではなく、空港建設に関わるものはかなり幅広く空港整備特別会計で抱えるこむ傾向があったが、この点は反省を要するといえよう。何を空港整備特別会計で整備し、どれを他の財源、たとえば、国費や地元市町村の負担にすべきか、このような「負担区分」の原則の見直しを³⁰すべき時を現在は迎えているのではなかろう

か。特に、地方空港が今後地域の中で果たす役割が大きく期待されるようになってくればくるほど、空港の整備段階から地方も資金面で積極的に参画し、発言力を増した方がよいと思われる。

そして、これは、現行の「第一種」空港から「第三種」空港に到る各種空港における、それぞれの国と地方との「経費の負担区分」のあり方自体の根本的見直しの必要を迫るものであることから、この問題は、ここに到り上記「港格」問題で説いたところと関連をもつてくことに注意しなければならない。

基本的には、空港整備において、従来のごとき、あまりにも全国画一的思考方法をやめて、それぞれ個々の空港ごとの独自性がもっと強調されてよいと思われるのである。その地域の経済・社会・文化の発展の中で果たす空港の重要性や今後の経営上の採算性からみて、資金調達の多様化が可能と予測されるものについては、現行制度の枠に必ずしもとらわれない方策が、むしろ積極的に促進されてよいであろう。それは、たんに財源の確保という見地からのみならず、空港整備の効率化や地元の自主的な声をより反映させやすくするという見地からも、きわめて有用な措置と考えられるからである。これをもう少し神戸沖空港のケースに即して論じてみよう。

①、現行制度では、「空港」（たとえば「第三種空港」）の建設費は、国の「負担・補助」50%、地方負担50%となっているが、この点について、以下のとくすることが考えられよう。

まず、この地方負担の割合は、現行と基本的には変わらないが、これは、「一般会計補助」とする。これにより、（イ）「第三種空港」のみの負担となるのみならず、（ロ）道路、港湾などの負担・補助と同様、無償資金扱いとなるなどのメリットをうることができる。しかし、（ハ）長期的には、これは、神戸の経済・社会・文化的活性化による市民所得や税収の増加で、一般会計に還元されるものと解される。

②、他方、現行制度で「国」の負担・補助となっている50%の部分であるが、神戸地域において空港が果たす地位ならびにその緊急的設置の意義³¹さらには、大阪空港への補完的役割などを鑑みれば、必ずしも現行制度の枠にとらわれない、「地元の創意や意思を反映した、より高負担³²の空港整備の方向」も十分意図されてよいであろう。特に、近時財政状態が逼迫し、国の負担・補助があまり期待できないと予想される状況下で、（イ）法で定められている以上の地元負担を、（ロ）しかも、新たな市民負担とはならない方法で、（ハ）長期的には、空港運営の総合的な収支の中で、その償還をなしうるようなものを工夫していくことは、意義ある試みといえよう。より具体的にいえば、「開発利益の吸収・還元」をはじめ、「民間資金」（航空関連企業の負担をも含んで）や「長期借入金」³³など、多様な資金の導入を図ることが試みられてよいであろう。

これにより、直接的な「利用者」を超えた、間接的かつより広い便益を受ける「受益者」にも負担の一部を課すとともに、「現在」の利用者のみならず、「将来」の

利用者をもとりこむことが可能となる。そのうえ、地元の多様な参画・協力体制が得られ、その声も空港建設やその後の運営にも反映されやすく、この点でもプラスが期待されるし、現行制度に基づく場合に比べ、早期に空港が建設・供用開始しうるメリットははかりしれないとある。かくて、これら多様な財源を冒頭で示したごとき「利用者負担」という基本的枠組の内部で、できるかぎり整合的にとり入れていくことが重要だと考えるのである。

現在、わが国にあといくつ地方空港が必要か、それらは、いかなる基準によって、どのような順序で整備されていくべきなのか、これらきわめて重要な諸点が、現行制度では必ずしも十分明確にされるに到っていないとき、いたずらに地方空港を要求するニーズに委ねていたのでは、国全体からみたあるべき適正な整備水準に比して、現実が過大となったり、過小となったりするおそれは、多分に生じよう。それを考えれば、上で説いたところは、地方空港を必要とする地元からの一種の「負担意思」(willingness-to-pay) の表明であり、この種の表明のあったものについては、優先して整備を進めていくことは、十分考慮に値するであろう。このような地元からの「負担意思」の反映という誘導によって、社会資本整備の過大、過小となる危険を回避することができると考えられるからである。³⁴大切なことは、計画的で効率的な空港の整備であり、需要に見合った適切な整備である³⁵といえよう。

VII. 事業主体と空港経営

わが国の空港整備は、これまで「国主導・中央集中」的色彩を濃厚にもっててきた。それは、空港の「港格」問題のところですでにみたごとく、空港整備法により、かなり全国画一的に、空港の設置者と管理者とが規定されてきたことに関連をもつていて。そこでは、それぞれの空港の個別プロジェクトを重視し、より地元の創意や自主性を求める「地方主導・分権型」の発想は、あまり重視されなかったのである。

これに対し、欧米諸国における空港整備の事例をみると、³⁶数個の重要空港が国営(直轄)あるいは国が設立した公社により、一元的に管理されているケースを除けば、地元の地方自治体(州や市など)が主体的に空港を設置し、管理・運営しているケースがきわめて多く、この点は、今後のわが国の空港整備を考えいくとき、大きな示唆を与えてくれるものといわねばならない。

欧米空港の設置・管理体制を概観したあとで、それらの形態は区々であり、必ずしもそれが、ただちにわが国の参考とはなりえないがしながらも、岡本国彦〔1981〕が、「多くの欧米空港の設置・管理者もしくは管理者が地方分権化していた。または、されてきたこと」に注目し、「これは空港問題を地域の問題として受け止める姿勢を形造っていく契機となりうる³⁷」とした点は、重要な指摘であるといえよう。

わが国でも、近年、現実に新東京国際空港の「公団」方式や関西国際空港における「株式会社」方式など、新しい動きがみられ、従来の方式が実質的に変質しつつある

ことをうかがわせるが、今後の地方空港の整備においても、それが実行可能なところでは、地方自治体が中心となり、国や民間はそれを支援するという考え方方が基本となることが望まれるのである。

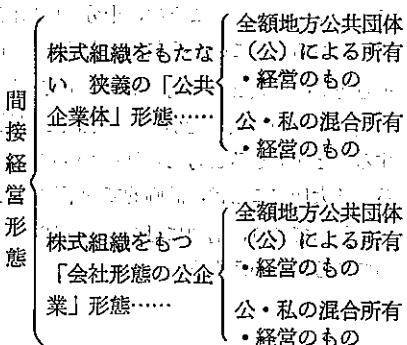
このことは、わが国の空港整備の現行制度の抜本的見直しが必要なことを示唆している。ここで最大の問題は、空港に限ったことではないが、いわゆる社会資本の整備主体決定の理論ともいるべきものが存しないということである。ある特定の社会資本に対しては、いかなる整備主体なり事業主体が望ましいのかに関し、それを一義的に規定する理論は、これまでに見出されてはいないのである。現実には、きわめて多様な要因に基づいて、何らかの整備主体なり事業主体の選択がなされているのが実情であるが、われわれは、この現状がもつプラスの側面をむしろ積極的に評価して、それぞの状況に応じて最善と考えられる事業主体を選択するよう努力していくべきであろう。ある特定の社会資本と整備主体なり事業主体との間に、単純な対応関係が存しないということ、これを固定的に考えるよりも、むしろ状況に応じてその選択も変化可能なもの³⁸と考えた方がよいこと、このような柔軟性を積極的に活用していくことこそ重要であると思うのである。

空港整備、特に地方空港のケースに話を戻せば、今後、空港はたんに空の交通ターミナルというだけでなく、地域と融合した、「地域社会発展の核」であることが要求される。つまり、地方空港は、地域社会の基本計画などと整合性のとれた形で、他の諸施策と一体となって整備され、管理さ

れることが求められるのである。具体的には、市のテクノポリス造成計画と一体となった空港の整備や管理、あるいは、市のリクリエーション事業や環境保全施策の展開と空港の整備・管理とが一体となってなされる場合などが容易に想起されよう。このような地域社会の総合性の発揮という視点からみると、おそらく純民間（私企業）による空港の設置・管理は、好ましいものとはいはず、むしろ稀なケースしか存しないとみてよいであろう。

他方、空港の「経営」という視点からみるならば、経済性や効率性が重視され、採算がとれる体制³⁹が要求されるのみならず、また、関連事業への進出しやすさ、航空機の発・着便数に応じた機動的対応のしやすさなどが強く求められようが、これらの要請に応えるには、地方自治体の「直営」よりも、いわゆる「間接経営方式」がより適切かと考えられるのである。

もちろん、ここに「間接経営方式」といっても、決して簡単ではない。少なくとも、一般理論的には、次のようないくつかの経営形態を認識することができるからである。すなわち、



なお、このほかにも、「公が所有するが、実際の経営は私企業に（経営）委託する方式」も、世界的にはあまり多い事例はないが、やはり考えられてよい一つの経営形態といえよう。^{39) (b) (ii) (a)} ともかく、一般論としては、これら多様な間接経営形態の内から、^{39) (b) (ii) (a)}

(a) 「公共目的の確保」と「公共的支配の必要性」……上述のごとき、地方公共団体の基本計画や他の諸施策との整合性をいかに保つか、空港の規模や投資の決定に、たんなる採算性のみでなく、それを超えたより広い視点からの配慮がどの程度求められるべきか；さらには、議会による公共的支配の及ぶ程度は、どれほどが適切かなど。^{39) (b) (ii) (a)}

(b) 「経営の自主性」の確保……たとえば、^{39) (b) (ii) (a)}

- 財務上の自主性（資金調達、利益金の処分、予算や投資決定などにどれほど の自由度を認められるべきか），
- 税制上の優遇措置の有無や可能性，
- 従業員の身分・地位のあり方（公務員か、それに準じる地位か、それとも民間と同様か），

• 環境変化に対し、組織の再編成、生産体制、関連事業問題などで、どこまで 弹力的に対応しうるか，^{39) (b) (ii) (a)}

- 経営のインセンティヴを促進しやすい体制か否かなど。^{39) (b) (ii) (a)} これらの諸点を斟酌しながら、当該地方公共団体において、最も適切かつ実現可能と思われる形態が選択・採用されるべきであるといえよう。^{39) (b) (ii) (a)} より具体的に、「兵庫県・神戸市において

構想されている空港に対し、いかなる経営形態が採用可能かといえば、現段階でわれわれは、大きくは次の三つの形態を検討に値しうるものと考えるのである。^{40) (b) (ii) (a)}

第一は、いわゆる「公共企業体」形態の採用である。実例としては、特に欧米のいわゆる“Port Authority”の事例が参照さるべきである。^{40) (b) (ii) (a)} たとえば、アメリカ合衆国ニューヨークをはじめ、シアトル、ボストン、イタリアのベネチアやジェノバなどの港都では、港湾や空港など多様な機能をこの種の事業主体により一元的に管理・運営し、成功しているのである。^{40) (b) (ii) (a)}

第二は、「公社形態の公企業」、特に「公・私混合企業」形態（いわゆる「第三セクター」方式）の採用である。この種の提案は、たとえば、航政研 [1985.3.20] の考え方の中にも、すでにみられる。たとえば航政研の「提言」は、「第三セクター」方式による空港整備の利点として、(イ) 収支に関する検討が厳しく、空港建設コストの低減が期待できること、(ロ) 地方の積極的協力が前提となり、関連公共施設の整備が円滑に進むことの二点を指摘している。^{41) (b) (ii) (a)} また、神戸沖空港についても、現行制度の枠を超えた発想が可能であり、空港本体はもちろん、ターミナルビル、駐車場などを含め、建設から運営まで一貫した総合的経営を「第三セクター」方式を用いて実現することが考えられよう。それは、いわば、「関西国際空港の地方空港版」とみることができる。^{42) (b) (ii) (a)}

第三は、上述の「経営委託」方式の採用である。これは、いわば建設と管理・運営との分離型ともいるべきもので、空港建設

は、地方公共団体が民間資金などをも導入しながら行い、完成後の実際の管理・運営は、民間（私企業）に経営委託する方式である。実例は、数少ないが、この種のアイデアも地方空港のケースに適用されないことはないであろう。

① たんに空の交通ターミナルという単一機能だけでなく、地域と融合し、地元市民の日常生活とも密接に結びついた多様な総合的機能をもつことが求められていることを重視しなければならない。特に、海の港を中心に発展してきた神戸市においては、都市の活性化は、港湾の近代化⁴²を欠いては不可能であり、港湾機能や海上交通（関西国際空港への海上アクセスを含む）をはじめ、空港、鉄道、バス、さらには、レクリエーション施設やターミナルビルなどの商事部門をも含む、きわめて広範な多角的経営の努力が強く要請されることであろう。

② さらに、神戸市が近畿圏において果たす地位からみて、あるべき神戸沖空港は、特に大阪国際空港との補完関係を考慮におく必要があり、事業主体を考えるどきにも、大阪国際空港との一元的管理・運営の是非が慎重に議論されるべきだと思われる。欧米においても、一定地域内において、複数の空港を同一事業主体が一元的に管理・運営する事例は、しばしばみられるところであり、⁴³これらの事例から学ぶべき点は多いにちがいないと考えるのである。

これら、いくつかの要素を考慮すると、上の第三の提案よりも、第一および第二の

経営形態の方が、より実際的な適用性が強いといえるのかもしれない。もちろん、その実現までには、現行法制の改正を要するとか、新たな立法措置が必要となるとか、若干の越えなければならないハードルは存するが、しかし、今後の地方空港の事業主体を考える際に、これら二つが注目に値する主要な経営形態であることは疑う余地がないといえよう。

Ⅷ 結　　び

近年、空港整備特別会計のもついくつかの問題点を指摘し、ただちにその会計制度そのものの廃止を主張したり、新東京国際空港公団や関西国際空港株式会社のケースを盾に取り、すでに現実に空港整備特別会計に依存できなくなっているとし、これら例外的措置（一種のルール違反）を既成事実化して、同じくその制度の廃止や縮少を説くものがしばしばみられる。

しかし、このようなアプローチには、わが国の空港整備が「利用者負担」の原則に基づくべきなのか否か、もし、その原則から離れることをよしとすれば、それはいかなる理由によってか、また、その乖離の程度はどれほどであるべきなのかなどの諸点の分析が全く欠如しているといわざるをえない。本稿で、「われわれが『公共負担の理論的根拠』や『利用者負担』の問題など、より基本的な問題をあえて冒頭にとりあげたのは、これらの点への反省を促すためにほかならない。」⁴⁴われわれは、「利用者負担」をあくまでも基本としながらも、その枠内で、直接の「利用者」を越えるより広い「受益者」の

負担や世代間の公平性をも斟酌しうる余地があることを認め、地方空港の建設費負担のあり方として、従来よりも多様な資金の導入を図りうる可能性を模索してきた。本稿後半で議論された、いわゆる「港格」問題や「事業主体」の問題も、このような問題意識との関連においてはじめて意味をもつことに注意しなければならない。

最後に、残されたいいくつかの点を個条書きにして本稿を結ぶことにしたい。

① まず、空港の建設費そのものをいかに低く抑えるか、この面の工夫と努力とが不可欠である。一般的には、港湾の整備事業や土地造成事業、あるいは、都市再開発事業などの他の諸事業・諸施設と組合せること(複合目的化)によって、空港建設のコストを削減するなどの工夫が試みられるが、44種々の技術革新の成果や最新の経営手法を積極的に採取することにより、この面の一層の節約が期待されるのである。

② これと関連して重要なことは、将来の的確な航空需要(旅客のみならず、貨物も含めて)の予測である。もし、これを大きくならば、上の空港建設費削減努力も何の有用性をもたらすといわねばならない。それゆえ、需要予測は十分適切に行われることが重要である。もちろん、この場合、他方で、地方公共団体の財政に空港建設が及ぼすインパクトの分析も有用であり、そのインパクト如何では、空港の計画自体をある一定範囲に見直すことさえありうるとみななければならない。

③ なお、この計画段階において、いわゆる総合交通体系の中での当該地方空港の位置づけにも配慮を払うことも肝要であろ

う。つまり、その地域における種々の交通基礎施設への投資間のバランス、たとえば、経済・社会全体としての交通需要をいかなる交通施設の充実・組合せによって満足するかという、いわゆる「交通投資の調整(co-ordination)問題」への視点を忘れてはならないことをここで書き添えておかなければならぬ。

④ このような困難を乗り越えて、空港が供用開始されるわけだが、次には、いったん投下された資本の多角的かつ有効な活用を図るために何をなすべきか、この側面の諸方策の策定が望まれるのである。特に、神戸沖空港の建設が計画されているポートアイランド沖は、都市の中心に近く、陸や海からの「結節点」としてアクセスしやすい長所をもっている。この立地条件を十分に生かす利用法を考えるべきであろう。

とりわけ、ここで期待されるのが、兵庫県・神戸市による航空需要喚起策、空港の多目的利用を促すような支援体制づくりであろう。ニューヨーク市では、近時、港湾の一角をミュージアム化し、雑居性を復活させ、人を集めの計画をたて、海岸通(water front)の整備を図っているが、45その際、

(a) 海岸通側の土地には、一切の建築物の建設を許可しない、
(b) 地域により、ビルの三階までを「公共のスペース」(木を植え、人を集めることに同意した建築主には、固定資産税を割引く)などの施策を積極的に試みているといわれる。

このように、行政の一定の政策——いか

なる都市づくりを志向するか——が明確に提示され、それに合致・協力するものには税法上の恩恵を与えるなど、「経済的誘導策」が巧みに用いられている点は、空港のケースにも明らかに応用可能であり、注目に値するものといえよう。³³ (註 (continued))

(5) 「わが国の地方航空の近い将来を展望すれば、地方空港のジェット空港化と同時に並行して、いわゆるコミューター航空（近距離航空）や自家用機の需要が必ずや生じることであろう。神戸市が置かれている兵庫県の中での位置づけからすれば、特に、コミューター航空がさしあたり重要となってくるであろう。これを今後いかに育成していくべきか、また、それに伴いどのような諸問題が生じるか⁴⁶など、なお検討を要する多くの点が存するが、兵庫県・神戸市が地方空港の整備を考えていこうとするとき、併せてこの中・長期的問題にも配慮を払うべきこと；あるいは、少なくとも将来でてくるであろうこの問題に対し、準備的作業を今から進めておくことの有用性をも強調しておきたいと思うのである。

（註 (continued))

注

1) わが国の国内航空に関してみると、東京国際（羽田）空港と大阪国際（伊丹）空港とを相手とする需要が、航空需要の約8割であるにもかかわらず、この二空港の制約のため、受入体制が十分できないという昨今の事情がある。³⁴ (註 (continued))

2) 「たとえば」神戸市会空港特別委員会における市長発言（1985年5月16日付の各新聞記事）を参照のこと。³⁵ (註 (continued))

3) 以下、主として、秋山一郎 [1985.4] P.286-304 を参照。³⁶ (註 (continued))

4) cf. Frankena M. W., [1979] P.60および秋山 [1985] P.291。³⁷ (註 (continued))

5) この財源措置として、開発利益の還元、道路財源の都市交通施設整備への充當、間接的效益を内部化するための事業

所税などが提唱されている（秋山、前掲書 P.299参照）。

6) たとえば、これについては、杉山武彦 [1983] P.160-161 を参照のこと。³⁸ (註 (continued))

7) cf. 杉山 [1983] P.162-164.³⁹ (註 (continued))

8) cf. 杉山 [1983] P.165 および 186-189.⁴⁰ (註 (continued))

9) cf. 杉山 [1983] P.168-172.⁴¹ (註 (continued))

10) cf. 山田浩之 [1972.1] P.91 および 佐々木弘 [1981] P.22-27.⁴² (註 (continued))

11) cf. 山田浩之 [1972.1] P.95 および 佐々木弘 [1981] P.27.⁴³ (註 (continued))

12) 「埋没費用」概念の重要性については、Sharkey, W. W. *The Theory of Natural Monopoly*, 1982が参照るべきである。⁴⁴ (註 (continued))

13) この特性も、空港の財源問題を考えるとき、やはり重要な一つの影響要因として考慮するに値するものといえよう。⁴⁵ (註 (continued))

14) これに関しては、たとえば、神戸市 [1984] P.8 を参照のこと。⁴⁶ (註 (continued))

15) 空港整備法第2条以下、ならびに、同施行令第1条を参照のこと。⁴⁷ (註 (continued))

16) 1984年12月現在。⁴⁸ (註 (continued))

17) 「基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路、エプロンを指す。⁴⁹ (註 (continued))

18) 「付帯施設」とは、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、空

港用地（造成または整備）などをいう。」

- 19 ただし、北海道や離島などは、特例として、次のようにになっている。

設置・管理者		北海道	離島	沖縄
運輸大臣	基本施設	95%	90%	100%
	付帯施設	100	100	100
管理を地方公共団体に委ねるもの	基本施設	80	90	100
	付帯施設	80以内 (補助)	90以内 (補助)	100

- 20 ただし、北海道や離島などは、特例として、次のようにになっている。

	北海道	離島	奄美	沖縄
基本施設	75%	90%	90%	100%
付帯施設	75以内 (補助)	90以内 (補助)	90以内 (補助)	100

- 21 「借入金」には、国の無利子貸付金、政府保証債、開銀融資、継故債を含む。

- 22 これに関しては、また、高橋寿夫〔1983.4〕P.19-20、川嶋康宏〔1983.4〕P.26および土屋清・若狭得治〔1983.4〕P.12などを参照のこと。

- 23 いわゆる「社会資本」の中で、「利用者負担」が占める割合は、空港95%、道路82%、鉄道70%、港湾21%（昭和50年実績）となっており、いかに「空港」が大きく、「港湾」が小さいか、理解しえよう（航政研〔1977.12〕P.27 参照）。

特に、「港湾」との比較研究は、興味深いものがあるが、この点に関しては、たとえば、日本開発銀行〔1983〕および川嶋康宏〔1983.4〕を参照のこと。

- 24 cf. 岡本国彦〔1981.1〕P.27.

- 25 級出をみれば、この会計制度によっ

て、空港整備事業、環境対策事業、航空路整備事業、新東京国際空港公団出資、空港等の維持運営その他が賄われていることが理解されよう。

- 26 同様の問題意識は、「たとえば、高橋寿夫〔1983.4〕」をはじめ、航政研〔1985.3.20〕などに強くみられる。

- 27 この点についての具体的な提言は、たとえば、高橋寿夫〔1983.4〕P.19を参照のこと。

- 28 これについての議論は、たとえば、高橋寿夫〔1983.4〕P.16、西村康雄〔1985.2.25〕P.23-24、および土屋清・若狭得治〔1983.4〕P.9-11などを参照のこと。

- 29 岡本国彦〔1981.1〕P.25、また、航政研〔1978.12〕でも、空港整備特別会計について長期借入金制度の導入が提言されている。

- 30 高橋寿夫氏は、前掲論文の中で、空港整備特別会計で整備すべきものは、空港の最小限度の基本施設と航空保安施設までで、そのほかは、民間にチャージできるものはしていくのが望ましい。つまり、空港によって恩恵を受ける地域社会あるいは航空関連産業などに少し負担してもらい、航空プロパーの負担をもう少し軽くすることを考えてもいい（P.17）と発言されている。

- 31 空港の設置が、現行制度に基づくかぎり、かなり遅れることが予想されるとき、現行の枠を越えて、地元があえて高負担（多様な資金の導入）をしても、短期間に集中して建設する方がメリット多いことは、いくつかのモデルを用いて計

測することが可能である。この点について、分析結果をできるかぎり公表し、市民の理解を得る努力を怠ってはならない。

- 32 cf. 西村康雄 [1985.2.25] P.28, 31-32
33 cf. 高橋寿夫 [1983.4] P.16.
34 cf. 杉山武彦 [1983] P.189-190.
35 なお、国の負担・補助の対象とならないターミナルビルなども、基本的には、上記のごとき多様な資金の導入により行われることがよいであろう。
36 これについての詳細は、たとえば、日本開発銀行設備投資研究所 [1983] P.145-175, 岡本国彦 [1981.1] P.24-31,などを参照のこと。

- 37 cf. P.29.
38 cf. 杉山武彦 [1983] P.172.
39 cf. 航政研 [1985.3.20] P.100.
40 これについては、たとえば, Fair, M. L. [1954] をはじめ、日本開発銀行、設備投資研究所 [1983] P.81-107 および 147-175, 入谷貴夫 [1985.3] P.73-89などを参照のこと。

参考文献

- 秋山一郎「『経済成長と交通経営』神戸大学経営学部八十周年記念論文集編集委員会(編)『経済発展と第三次産業』千倉書房, 1985年。
入谷 貴夫「ニューヨーク・ポートオーソリティの事業と財政」『経営研究』35-6, 1985年3月。
「運輸省航空局(監修)『数字でみる航空』」1985年版, 航空振興財團, 1985年。
岡本 国彦「『欧米の空港制度と日本』『ていくおふ』」No13, 1981年1月。
奥田 利東「『関西国際空港の事業主体に関する試案』」1982年4月。
川嶋 康宏「『交通資本投資の現状と課題』『ていくおふ』」No22, 1983年4月。

- 41 P.18-19. 「音子」は「音子」と同じ。中略。
42 最近の新聞報道によると、神戸市が「港都ルネサンス」をめざし、「第三の島」に自由貿易地域を設置する構想を公式に打ち出した(『朝日新聞』1985年6月25日)が、これと将来の空港構想と合するという考えも興味あるものと思われる。
43 これら的好例として、たとえば、イギリス空港公園やフランスのパリ空港公園の事例を掲げることができよう(cf. 岡本国彦 [1981.1] P.30)。
44 この点は、また、川嶋康宏 [1983.4] P.26を参照のこと。
45 たとえば、ヨットハーバーの整備をはじめ、ショッピング街、港の見える町(住宅)づくり、会議場、展示場、ホテルの整備など。(公益事業学会関西部会, 1985年7月11日における柿原武氏(大阪ガス)の報告「先進諸国の都市の変貌」を参照。
46 これに関しては、たとえば、航政研 [1985.3.20] が参考になろう。

文献

航空政策研究会 『長期空港政策への提言』

No.129, 1978年12月。 時 大 き 機 駅

『航空輸送における社会的費用のあり方』

No.117, 1977年12月。 時 大 き 機 駅

『空港制度改革への提言』

No.155, 1980年3月。 時 大 き 機 駅

長期計画

『空港整備と財源問題：提言』

No.200, 1985年3月20日。

神戸市「都市と空港」 1984年。

佐々木 弘 「下水道サービスの性格と事業の位置」

神戸市下水道局、1981年。

正司 健一 「経済成長と交通需要予測」

神戸大学経営学部八十周年記念論文集編集委員会(編)『前掲書』1985年。

杉山 武彦 「料金プール制問題とその周辺」

『高速道路と自動車』24-10, 1981年10月。

『交通基礎施設の整備と費用負担』

『商学研究』24, 1983年。

高橋 寿夫 「財源難をどう克服するか」

『でいくおふ』 No.22, 1983年4月。

土屋清・若狭得治 「あずの航空と空港整備特別会計(対談)」

『でいくおふ』 No.22, 1983年4月。

時乘 伸浩 「高速道路の維持管理の現状と問題点」

『高速道路と自動車』 25-8, 1982年8月。

西村 康雄 「今後の航空政策の課題」 1985年2月25日。

日本開発銀行 設備投資研究所

『欧米主要国における社会資本整備』 1983年。

増井 健一 「高速道路の整備と有料制問題」

『高速道路と自動車』 24-10 1981年10月。

山田 伸之 「交通問題と公共経済学」 『経済評論』 27-1, 1972年1月。

『交通サービスの公益性』 『交通学研究』, 1979年。

Fair, M. L., *Port Administration in the United States*, 1954.

Frankena, M. W., *Urban Transportation Economics*, 1979.

(スペース利用) と C.I.I. (運送) が混在する

ものであるが、荷物も人間も車両も

同じ空間を歩くことを前提としたものであ

る。歩行者空間の確保は、歩行者の安全

新刊紹介

世界の大都市2「上海」 現代日本の政治手続き 都市の全像 都市と祭りの人類学

■世界の大都市2「上海」

本書は「世界の大都市」シリーズの第2段としてロンドンに続き、中国における都市の代表に相応しい「上海市」の姿を工学的手法を交えながら紹介したものである。大阪市・大阪府と友好都市関係にある上海市と大阪市立大学が学術交流を通じ、我が国と政治経済体制を異にする中国の大都市上海市の姿を観光的側面からの報告でなく学術的見地から幾多の検証をふまえ多角的に都市の実像をとらえたものである。

日中両国の研究者が共同で都市を考察し討論しあった実績をふまえたものであり、過去に出版された多くの中国関係書物の中でも他に例をみない迫力を感じさせていく。殊に共産圏における科学的資料の入手は困難をきわめ學問的に構築された書物が少ないとあって、日中友好という観点から実のある学術交流がなされ、その結果随所に正確な街の地図を収録してアカデミックな取り組みをなしていることは高く評価されよう。外国の都市を紹介した書物には一般的にその都市のマイナス面の記述は少なくむしろプラス面の紹介を中心にしてきたものが多いため、しかし本書は上海の姿を冷静に客観的に科学的にとらえ現在の上海という超巨大都市がかえる問題点を明らかにしている。

上海市は今や東京を上まわり 1,194万人（1983年）の人口をかかえ、市区の過密度は東京の 14,103 人／㎢をはるかにしのぐ 27,762 人／㎢であり世界に類をみない人口集積地である。この都市の形態はこの都市の特異な歴史的形成と深いかかわりをもっている。イギリスはアヘン戦争により上海を開港（1843年）させ外国人居留地を要求し租界を設立した。（1845年）その後アメリカ、フランスも租界を設立し半植民地都市上海が形成された。租界はそれが独立王国でありガス・水道・電気なども租界毎に独立していたため早くから上海は近代都市の様相を呈していたものの建国後、租界時代の遺産が必ずしも都市の均衡的な発展に貢献したものとなり得なかった。1937年日中戦争が勃発、その後上海市・租界も日本軍に占領され、1945年太平洋戦争の終結によって 100 年にわたる租界の歴史が終った。

本書は、解放後の上海の発展過程をたどり現在の上海の中国における位置づけを明確にしている。上海は今や中国の最も重要な工業基地であり、工業総生産額は 619 億 7,900 万元で全国の 11.3%（1982年ベース）を占めている。従って上海市の財政収入の大部分が中央財政に上納され赤字地区に再配分されており国家財政の根幹を荷なって

いるといえる。本書はさらに上海の人口問題・労働問題をとらえ、産業（工業・農業・商業・貿易・港湾）に関し多くの考察を試みている。最後に全く視点をかえて都市建設と市街地住宅の展望を工学的にとらえ都市をどのように再生していくかのヒントを提言している。本書の提言はひとり上海市にかかわる問題にとどまらず現在中国がかかっている都市再開発について共通したものであり、全中国の社会的・経済的改造に役立たせようとの試みが底流にあることがうかがえる。ただ、冒頭にも述べたとおり本書は日中の学術交流の調査報告を各分野別に集約したものに近く、それぞれのテーマ毎に執筆者のもつ専門分野からのアプローチがなされているものの歴史的記述の表現に重複が見受けられ、本書を一貫して流れるストーリーがなく現状把握に終始した部分が多く、将来への展望や課題の分析にもの足りなさを禁じえない感がある。中国の都市建設の方針は「大都市抑制、中都市の合理的発展、小都市の積極的発展」にあり、大都市の過度の膨張の悪弊については、幾つかの資本主義工業国や発展途上国の現実が証明するところであるとの視点に立ち中国はこうした道を歩まないようにといましめている。我が国の都市建設にあたっても耳を傾けねばならないことがらであろう。「大都市の規模を抑制することは、決して大都市の経済的文化的発展を抑制することではない。上海市の発展方向は、工業発展を主とする“生産型”都市から、しだいに工業・貿易・金融・科学技術が結合した“多機能型”経済センターに変わっていくことである」と述べられている。上海市

の将来の発展に期待したい。

（大阪市立大学経済研究所編）
東京大学出版会定価 3,000円

■現代日本の政治手続き論

政治学における主たる研究テーマは、かつての静態的な制度論的アプローチから次第に政策決定過程における種々の政治主体間に働く政治力学やそのプロセスの解明に主眼を置く政治過程論ないしは政治社会学の方向へと展開してきた。現実の政治を動かす要因をシステムとして動態的に捉えようとする試みといえる。しかし、その方法はこれまでともすれば現実面に現われてくる政治現象のみに目が向けられ、個々の政治主体内部でどのような形で意思決定がなされ、また政治主体間でどのような調整過程を経て政策が社会的に認知されあるいは十分実現されていくかというプロセスについては明らかにされてきたとはいえない。

本書のメインテーマである政治手続き論は、政治過程論や政治社会学と類似の問題意識に立つものであるが、このプロセスに焦点をあて、政策が決定され実行に移される過程を支える手続きを具体的に明らかにすることを目指すものである。

政治手続き論の特色について次のように整理がなされている。第一に、政治手続きとは、一連政治行動全体を連続した手順として捉えようとするものであって、その中で各政治主体がどのように政治に意図をもち、参画し、影響し、リードしているか。また、いかに相互に関係し、情報を伝達し、誘導し、抵抗し、協調し、妥協しているかを明らかにしようとする。とくにこの

政治手続きは始動に始まり一定の結果をもって終るものであるから、誰がその始動を行いやまた誰が実質的に決定するかが重要な意味を持つことになる。

第二に、政治手続き論の対象とするのは、狭い意味の政治現象だけでなく、行政的現象、司法的現象、社会的慣習により行なわれる現象、その他社会運動なども広汎に対象にとりあげられる。とくに現代の行政国家では、政治の大部分が行政を通じて行なわれるので、行政に関する政治手続きが重要な対象になる。

第三に、政治手続き論は、動態的に政治の実態に迫ろうとするものであるが、半面においてそれは外形的な制度・機構論を内側から補強する効果をもつ。即ち目に見えない実態面の機能と仕組みを明かにすることによって、目に見える制度・機構をより深く、立体的に明らかにするものである。

第四に、政治手続きの形成過程も重要な研究テーマである。政治手続の多くは意図的に形成されるものであり、多くの意思が働いているが、それはどのようなメリットを目指しているのか、あるいは当事者の意図と全体の利益とはどのような関係にあるのか、についても解説が試みられる。

また、政治手続きは行動内容の類型、政治主体の関係、政治組織別、政治主体別、目的別など多くの角度から分類される。このうち行動内容による分類としては、政治活動手続き、政策形成手続き、執行手続き、参加手続き、修正手続きなどがある。

以上のように枠組の下に、本書では、①政党内・政党間の手続き、②議会における手続き、③行政組織内部での意思決定ある

いは調整の手続き、④行政改革の手続き、⑤市民参加の手続き、⑥中央政府と自治体間の手続きなどがテーマとしてとりあげられ、それぞれ、具体的な事例をもとにした、手続きの解説が試みられている。このうち官僚別内部の手続きでは、文書主義と決裁主義による事案決定手続きがとりあげられ、中でも稟議に焦点をあててその分析がなされている。これは、日本の意思決定システムとして、経営学の分野では以前からとりあげられてきた問題であるが、ここではその政治的な意味に重点が置かれている。

その他、自治体と中央政府との関係における政治手続きでは、①省庁タテ割り型中央集権的行政主導、②政治介入による中央集権的行政型、③市民・自治体主導による自主的政策形成型といった類型に分けてその特徴を明らかにするなど、興味深い視点が提供されている。

本書は、こうしたわが国における現代政治学の動向を知るうえでまたとない好書といえよう。

(日本政治学会編
岩波書店 5,400円)

■都市の全体像—隔離論的考察—

本書は、現代の都市が歩行者空間や広場としての街路を自動車に明け渡し、美しさと落ちつきを失い、凡庸さや雑然さに取って代わられた状況をいかに克服し、都市を再生させるべきかを、客観的であると認められる理論により構築することを目的としている。誤解を恐れず結論を短絡的に言えば、ボシェルフに見られる歩行者レベル

に合わせた人車共存の時間帯を限っての車の排除、ゾーンコントロールシステムで知られる交通セル方式や街路と建物の交流のあり方のオーダーを確立するなどにより歩行者優先のまち（都市の有限な切片）づくりを進めることによって、都市は本来の姿を回復し、予定調和的な都市の成長が可能であるとしている。^{1) 2) 3)}

このような考えは常識的な判断あるいは希望として、一般的に首肯されるものであるが、著者はこのことをのっけから軽々に主張している訳ではない。客観的な理論を構築するために著者は先ず、普遍的な都市の全体像を求めるることを課題とし、「ダイナミックでかつ歴史的地域的に普遍性を持つて成り立っている生物の世界に自を遣り、やがて都市が生物であること——すなわち、生物が個体として生きるだけでなく、生物・環境系として生きていることを認識し、人間もやはり人間・環境系としてしか生き得ないこと、そしてその環境のある段階として都市を認識していること——に原理的に到達する。それは、都市を単なる生物社会のアナロジーとして捉えているのではなく、都市はまさに生物個体の延長線上にあるものとして捉えている。^{4) 5) 6) 7)}

著者はこの主張をなすにおいて「隔離」という概念を導入する。この概念の説明なしに本書の紹介はなし得ないと思われるので、やや長くなるが、要約的に引用する。

細胞膜にみられるような選択透過機能により機能的空間が環境内で有限化されることを機能的空間の「隔離」、主体として「隔離」を維持する機構を「隔離機構」と呼ぶ。それは、その機構を有する主体がよ

りよく生きるためにという統一的価値判断を含む概念であり、それゆえ生命現象を表わす機能空間にのみ現われるシステムなのである。このような隔離の概念の導入により、動物も植物も全く一つにして機能的空間全体を包括的に検討することが出来るようになっている。すなわち、1重の隔離により成り立つ完結した機能空間が単細胞生物であり、2重のものがコシブやゼニゴケなどの簡単な体制の多細胞生物であり、3重のものが、維管束を持つ陸上植物、クラゲなどの血管系をもたない簡単な体制の動物であるとする。このようにして、例えば生体としてのクモは、4重の隔離機構を有する個体が、更にその上に隔離機構としての有限な空間「クモの巣」を得て初めて外部環境に適合しつつ生きて行けるものとして、5重の隔離機構により成り立つ完結した機能的空間「クモの巣・クモの個体連成系」として位置づけられる。この上にテリトリーという隔離が導入され、隔離の概念が、生理的隔離と社会的隔離に拡張される。^{8) 9) 10) 11) 12) 13) 14) 15)}

また、有限な機能的空間を直上位の機能的空間のエレメント空間、内部環境としての物質伝播や交換を行う空間をインフラ空間とし（例れば葉における細胞のクラスターと、維管束の分岐）、インフラ空間を2つのタイプに分けている。1つは物質の伝播と物質交換の双方を行うもの、2つはもっぱら物質の移動のみを行うもの（例えば毛細血管と、それ以外の血管）である。^{16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24)}

このようにして隔離論の考察はやがて建築や都市に至る。そこで著者はインフラ空

間の第1のタイプの特性が回復されない限り、都市における望ましい環境の回復・創造はありえないと主張する。〔前略〕これまで、能弁と例証により説得することがほとんどであったこの分野において、このような原理的なアプローチは、様々な侧面で都市政策にかかわる人々にとって都市のオーダーを考える上で、きわめて重要な課題と示唆を与えるものと思われる。現代の都市では、大規模建築において隔離的機構を持ち、空間的有限性をもった「界限」が時として芝居の書割の如く出現することもあるが、それらはあくまでも特殊解であるにすぎない。より広く一般解として都市を導く現実対応が望まれる。

考えてみれば生きとし生けるものはすべて開放定常系であり、物理・化学的世界はエントロピーが増大する世界であるが、生物のみが自己をアイデンティファイする力を持っている（個としてはモーダルであるが）と言い得るから、著者の結論を「生物は自己のアイデンティティを高めるという意識を失ってしまうような効用性のみに頼った時に、その効用性により結局は自己を失ってしまうのだ」と言い換えることができよう。

ところで著者は隔離論という武器を持って都市に迫るが、地球も開放定常系であるとの認識に立てば、都市への迫り方は「入れ子」構造の中心からのものだけではなく、逆に外側（はるか宇宙にまでは考えが及ばないが）からのものも必要であるとも思えるのだが。

〔著者略歴〕（岡 秀隆著）
鹿島出版会 3,000円

■都市と祭りの人類学

〔前略〕「都市は新しい文化が創造される場である。そこに都市のレゾン・デトール（存在理由）があるといつてもいいすぎではあるまい。」〔前略〕

つまり都市はひととものを媒介とした、巨大な情報の交流の場であり、生産の場である。文化の創造とは、とりもなおさず情報の新結合に他ならない。都市はそのため存在しているのである。

従来、都市及び都市文化についての研究は文化人類学の研究分野ではなかった。しかし人類学はもっぱら未開社会を対象としてきたが、どの地域・国でも農村社会から都市への爆発的人口流出という現象が生じている以上、都市に本格的に取り組まなければ、未開発社会の研究そのものにも限界がある。

このことが人類学者である著者がユニークな都市論を開拓するきっかけとなつたのである。

この書は都市の人類学的プロフィール（都市の起源と歴史）と都市が創造する文化つまり都市文化について、都市と文化の関係、都市文化の問題点について論じ、次に都市文化をどう育てていくかについて提言したあと、著者の長年のフィールドワークである都市の祭り—祇園祭、天神祭そして神戸まつりについての永年の研究成果をまとめたものである。都市文化論の中でなぜ都市祭礼に興味を持つようになったかは、市民の本来の姿、望んでいるもの、いわゆる本音が聞ける限られた機会が祭礼の場としているからである。市民が文化を創造する一つの場として祭礼をとらえている

のである。

特筆すべきは、著者が祇園祭や天神祭という伝統的かつ全国的に知れ渡った祭りに神戸まつりという全く新しいタイプのまつりをフィールドワークに加え、神戸まつりを他のまつりと比較することにより神戸まつりの性格や位置づけを行っていることである。これは著者が、永年にわたり神戸市の市政専門委員として、或いは博覧会のテーマ委員として市の行政と深く関わってきたことからなしたものであろう。

さて、本書の内容についてであるが、著者が十数年にわたり雑誌や論文集などに書いてきたエッセイや論文をなるべく当初の原文のままにまとめたものであるが、都市と祭りというテーマに体系的整合性がみられない点もあるが、平易で簡潔な文体であるので理解しやすい内容となっている。以下特に重要な点を紹介する。

1) 都市文化について

冒頭の表現を繰り返すが、「都市は新しい文化が創造される場である。もちろん、都市以外においても文化は存在するし創造されているが、都市のみが文化革新の場となりうるのである。それは都市が「ひと」と「もの」と「情報」の三つの資源の集散の場という機能を果している故に、他の文化と接觸し、異質の文化要素を受け入れる機会も多い。したがって都市文化は正統に対する異端、表に対する裏、建前に対する本音が常に共存しているのである。都市文化には清潔で秩序ある、調和のとれたいわばアポロ的側面と同時に、退廃、爛熟、世纪末といった形容にふさわしいディオニソス的側面がある。その二面性、相反する要素

かつまた、価値感の多様性こそが、文化創造の巨大なエネルギーとなっているのである。

2) 都市祭について

著者は祇園祭を例に夏の祭りは都市に起源をもっているとする。都市のもつ文化創造の巨大なエネルギーの発散の場として夏の祭りが開かれる。それが伝統的かつ宗教的色彩を帯びていても、春秋の農耕開始と収穫の喜びを祝い祈る農業と関係のある村祭りとは本質的な差異を見出すのである。都市の祭りは、それ故に、見物人の存在を前提とする。大勢の人に見せることにより、都市的な場のハレの日とハレの舞台となり文化的創造の場となる。祇園祭も天神祭も都市文化創造の場として年々創意工夫がこらされ変わってきてるのである。

さて、神戸まつりは祇園祭や天神祭に比較して全く宗教的背景をもっていないことにきわだったユニーク性をもっている。しかし結論的には参加者の意識や動機にはそれほど異ったものではなく、文化的創造の場としての共通性は大きい。ただ神戸まつりが新じいまづりであり行政主導型であることをから、宗教性はかえってマイナスの要因となりかねない。この点で神戸まつりは世俗的なイベントであり、「発展途上」のまつりであるとしている。

毎日がハレのような現代社会では神戸まつりのようなイベント的まつりの方が伝統ある京都のまつりより連続してつなげられる可能性があるとしている。

(米山俊直著)

河出書房新社 1,600円

編 集 後 記

* 今回の特集は第40号に引き続き、ニューメディア特集である。事業化されつつあるニューメディア事業の経営を中心に、今後の自治体のるべき方策を探ったものである。まず初めに大阪大学の滑川名誉教授にニューメディアシティへの課題を概観していただき、ついで高寄甲南大学教授に経営的観点からの分析を、日本電気の中本氏に技術的観点からの分析をしていただいた。

各論として、神戸地下街株式会社の佐保田氏に商店街とニューメディア、キャプテンサービス株式会社の宮川氏にキャブテンサービスの経営を、レイクシティ・ケイブルビジョン株式会社の山田氏にCATV事業の経営について御執筆いただいた。今回の特集が、ニューメディア事業の進展に少しでもお役に立てば幸いである。

* 6月18日参議院選公示、6月21日衆議院選公示がなされ、昭和55年以来の衆参ダブル選挙である。選挙運動も情報化的波をうけ、ある民間会社が電話帳をベースとして作った住民のデータ・ベースが選挙用に売られていると聞く。一方、市町村選挙管理委員会の選挙人名簿が1,100万人分もコピーされたともいう。情報化が産業として成立つことは、個人のプライバシーにも価値がついて売られていくことを意味する。知らないところで、知らない間に自分のプライバシーが売られていく。このことを考えると、これから迎えようとする情報社会は、案外と住みにくい社会かもしれないなどと雰囲気を抱きつつ、行政の果たす役割は意外と大きいのではないかと実感する。

都市政策バックナンバー

- 第34号 特集 総合福祉施設の将来像 1984年1月1日発行
- 第35号 特集 都市形成史 1984年4月1日発行
- 第36号 特集 都市とスポーツ 1984年7月1日発行
- 第37号 特集 自治体と国際交流 1984年10月1日発行
- 第38号 特集 港湾経営の政策課題 1985年1月1日発行
- 第39号 特集 自治体OAシステム 1985年4月1日発行
- 第40号 特集 自治体とニューメディア 1985年7月1日発行
- 第41号 特集 都市と産業振興 1985年10月5日発行
- 第42号 特集 公営余暇施設の経営 1986年1月5日発行
- 第43号 特集 マスター・プランへの視点 1986年4月1日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込み下さい。

予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

季刊 都市政策

第44号

印刷 昭和61年6月25日 発行 昭和61年7月1日

発行所 財団法人 神戸都市問題研究所 発行人 高寄昇三

☎ 651 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)

振替口座 神戸 75887 電話 (078) 252-0984

発売元 効用草書房

☎ 112 東京都文京区後楽2の23の15

振替口座 東京 5-175253 電話 (03) 814-6861

印刷 田中印刷出版株式会社

行政の文化化読本

地方自治体・自治体職員のための
「行政の文化化」のすべてが一冊に!!

大森 弘／著 編 A5判二七二頁 定価一五〇〇円

主要目次

歩きはじめた「行政の文化化」

行政の文化化の現状(編集・監修)

坂本充郎(著) 上原恵英(監修)
哲(大森 弘司会)

著者

私の「行政の文化化」論

行政の文化化の意味と可能性 上田 駿 田村明

行政の文化化・実践レポート

行政の文化化(下)荒川区の挑戦(荒川区) ふるさと港町の風景を守り育

てる条例(港町) 聞見シンボジウム(津浦町) 国山市の行政の文化化

会(山形市) 文化化されたソフトな行政(鶴見町) 近畿文化大学校につ

いて(和歌山市) 広島市の行政の文化化事業(広島市) 岐阜市の行政の文

化(岐阜市) 取組み(矢作町) 行政の文化化運動と行政の文化化(矢作町) 宣業の行

化(岐阜市) その視点と小冊子(安芸市) 話題(安芸市) 文化ホールの文化

(岸和田市) 青森県における行政の文化化への取り組み(青森市) 海と

緑の二万メートルロード(青森市) 岡山県文化財(岡山市) 岡山県における行政の

文化化の風潮と今後の課題(笠原忠) 「こころの祭典」と行政の文化化につ

いて(佐原忠) 誰をつくるべきか(佐原忠) 文化化された街路の緑事業(前

橋別著稿)

松下生一

新しい行政スタイルと職員像

松下生一

公務職員研修協会

〒101 東京都千代田区神田保町3-2 ☎ 03-230-3701

編集 自治大学校・地方自治研究資料センター

〒106 東京都港区南麻布4-6-2

電話 (03) 444-3281

発行所 第一法規出版株式会社

〒107 東京都港区南青山2-11-17

電話 (03) 404-2251

振替口座東京3-133197

総
説

広報・公聴の課題と展望
千葉大学教育学部

助教授 中村 紀一

都道府県の広報・公聴の現状
自治省文書広報課 江端 康二

広報戦略の動向と課題
コミュニケーション科学研究所

民間の広報活動に学ぶ
江端 康二

代表取締役 村上 好重

レポート

埼玉県の広聴行政

埼玉県広聴広報課長

ニュースメディアと情報提供

神奈川県県政情報室

記者クラブから見た

「大分県の広報・広聴

大分県日経支局長

「広報ガイドブック」を作成して

福岡県広報室

行政情報の新しい地平を拓く

編集発行 月刊地方自治ジャーナル編集委員会

〔月刊地方自治ジャーナル〕

B5判 96頁 定価 600円(税込)

TEL 03-811-5701 (株)公人の友社

6月号

特集 地方公務員実践マニュアル

一役に立つ仕事のコツ ルボ 新しい形の町並み保存運動

奈良県今井町

7月号

特集 地方自治法とのつきあい方

まきらわしい用語 7ペア

特集 住民自治の可能性と限界

5月号

特集 上手に職場をまとめる方法

△組織管理の活かし方▽

3月号

特集 主任とは何か?

4月号

特集 地方公務員法とのつきあい方

自治体革新の創造と
交流のための月刊誌

6月号

特集 どこへ行く地域経済・円急騰の狭間で

円高と地域産業構造の変革

安 部 一 成

フボード

南 正 明

△現地リポート・円高が走る△

深刻な窮屈におびえる岩手県下の主要産業

ダブル・パンチに揺らぐ杉の王国・秋田

鈴木道弘

牛丸幸也

織維産業・いらだつ福井産地

五十嵐 利 幸

燕・三条・いってみてもしようがない

山 崎

勇

神戸都市問題研究所出版案内

■ 都市政策論集

☆第1集	消費者問題の理論と実践	定価 1700円
☆第2集	都市経営の理論と実践	定価 1500円
☆第3集	コミュニティ行政の理論と実践	定価 1700円
☆第4集	都市づくりの理論と実践	定価 1900円
☆第5集	広報・広聴の理論と実践	定価 1800円
☆第6集	公共料金の理論と実践	定価 2200円
☆第7集	経済開発の理論と実践	定価 1700円
☆第8集	自治体OAシステムの理論と実践	定価 2000円
☆第9集	交通経営の理論と実践	定価 2000円
☆第10集	高齢者福祉の理論と実践	定価 2200円
☆第11集	海上都市への理論と実践	定価 2200円

■ 都市研究報告

☆第3号	公共投資の効果に関する 実証的分析	定価 4000円
☆第5号	'インナーシティ再生の ための政策ビジョン'	定価 3000円
☆第6号	神戸／海上文化都市への構図	定価 3500円
☆第7号	神戸・コンベンション都市への 政策ビジョン	定価 4000円
☆第8号	集合住宅管理の課題と展望	定価 2000円
☆第9号	地方自治体へのOAシステム導入	定価 5000円

* ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

—— 勁草書房 ——

季刊 都市政策 第44号 ISBN4-326-96068-X C3331 ¥550E
発売元 **勁草書房** 東京都文京区後楽2の23の15 定価 550円
振替東京 5-175253 電03-814-6861